

立命館大学審査博士論文

東西ドイツにおける「国民的記憶」の形成と変容  
—第二次世界大戦とホロコーストを中心に—

(Formation and Changes of “National Memories” towards World War II and Holocaust  
in East and West Germany)

2016年3月

March 2016

立命館大学大学院国際関係研究科国際関係学専攻博士課程後期課程

Doctoral Program in International Relations,  
Graduate School of International Relations, Ritsumeikan University

田中 直

TANAKA Nao

研究指導教員：中本真生子 准教授

Supervisor: Associate professor NAKAMOTO Maoko

## はじめに

### 第1節：問題の所在と目的

本学位論文の目的は、東西両ドイツにおいて、第二次世界大戦、特にホロコーストの記憶がそれぞれいかに国民化されていったのかを明らかにし、その形成と変容過程を再構成することである。とりわけ、今まであまり語られることの無かった東ドイツにおける「国民的記憶」の形成と変容を西ドイツのものと比較をしながら検討していく。

ドイツにおける第二次世界大戦に関する「記憶」や「国民の歴史」の研究は、80年代半ばから「西ドイツ」において「西ドイツ」をその対象として「集合的記憶」研究<sup>1</sup>の名の下に盛んになってきた。そこには、戦後、「被害者」の立場で共有されてきた戦争や敗戦直後の記憶が、1980年前後を境に転換し、以後はホロコーストをはじめとする様々な「加害」の罪をも自らのものとして引き受け、共有することによって、新たな「国民的記憶」を構築し、「過去の克服」を成し遂げた共同体へと変化していった西ドイツの姿が存在する。そしてその、西ドイツのいわゆる「国民的記憶」は統一ドイツへと引き継がれ、現在も「ドイツ国民」に共有され、生き続けている。

しかし、この一連のストーリーの中に、もう1つのドイツ、「東ドイツ」で形成されてきた「国民的記憶」や「歴史」の入り込む余地はみられないのが現状である。またこのテーマにおける東ドイツを対象とした研究も西ドイツほど盛んではなく、さらに言えば、東ドイツにおいて構築されてきた「国民的記憶」といったものは統一後、常に西側からの一方的な解釈にさらされてきたと指摘できる。

実際、西ドイツの「過去の克服」との比較において、旧東ドイツにおける過去への取り組みは、現在も「(ホロコーストは)共産主義的理解の中だけでの解釈がなされた。(つまりは、消化されていない)」といったものや、「東ドイツの反ファシズムの記憶政策は、冷戦下においてアメリカ、そして「ファシズム的」とされた西ドイツに対して思いのまま政治利用された」<sup>2</sup>などといった「SED<sup>3</sup>独裁正統化のイデオロギーに染まった悪しきもの」<sup>4</sup>というイメージの下、紋切り型の文言で語られることが多い。ベルリン・暴力予防センターの精神科医であるハンス・ヨアヒム＝マーズは、東ドイツがその国是としてきた「反ファシズム」の記憶ですら、「東ドイツでは初めから“反ファシズム”の姿勢は基本的に口だけの

<sup>1</sup>「集合的記憶」に関してはヤン・アスマンとアライダ・アスマンによって「コミュニケーション的記憶」と「文化的記憶」という2つの記憶の有り方が提示されている。これに関しては第1章第5節で後述。

<sup>2</sup>Hans-Joachim Maaz. "Zur psychischen Verarbeitung des Holocaust in der DDR" Berward Molfmann(Hg.) *Erinnerung zur Gegenwart des Holocaust in Deutschland-West und Deutschland-Ost*. 1993. pp.163-168.

<sup>3</sup>ドイツ社会主義統一党(Sozialistische Einheitspartei Deutschland)

<sup>4</sup>Jochen Cerny. "Erkunden oder aufarbeiten? Un/Arten des Umgangs mit deutscher Zeitgeschichte." *Utopie kreativ*. 1994. p.15.

ご都合主義的なものであり、“非ナチス化”は精神的プロセスとしてどこにも行われておらず、ファシズムの心的根源をそのままにしている」と述べている<sup>5</sup>。また、アメリカ、メリーランド大学教授のジェフリー・ハーフも、東ドイツを分析した論文<sup>6</sup>の中で「楽観的、進歩的、そして未来志向を並べた共産主義の歴史哲学は東ドイツにおけるシンボルと歴史的討論の中に欧州ユダヤ人大量虐殺の記憶が入り込む領域を許さないという解釈をもたらした」と述べ、「東ドイツの公的記憶からホロコーストが長年にわたって排除されていた」と結論付けている。

しかし、これに関しては、数は少ないながらも「ホロコーストの記憶、扱いは東ドイツ地区において高い地位をもっていた」<sup>7</sup>という見解も出されるなど、その評価は分かれている。つまり東ドイツに関して言えば、未だその歴史的解釈をめぐる、合意は得られておらず<sup>8</sup>、何が、東ドイツ国民の有する共通の記憶、歴史として存在したのかについて検討されるべき余地があるといえよう。

実際、東ドイツについては、国家が存在した40年間における「国民的記憶」の変化に関しては考察されず、常に同じものであったかのように扱われる傾向が強い。しかし、その40年間を詳しく見ると、そこには従来語られてきた「東ドイツ像」とは異なった姿が浮かび上がってくる。ホロコーストについての公教育や記念碑の存在、また映画や小説における表象等は西ドイツに劣らない質と量をもって行われてきた経緯が存在するのだ。

以上をふまえ、本稿では東西ドイツにおける「国民的記憶」を、特にこれまで詳しく語られることのなかった「東ドイツ」にもスポットをあてながら、「第二次世界大戦の記憶」がいかに「国民的記憶」となり、また、変容していったのかを比較検討する。そして、それら東西ドイツの対比を通じて「国民的記憶」の形成と変容過程の再構成を試みると共に「過去の克服」をめぐる現在のドイツ内部に存在する問題を検討していきたい。

## 第2節：ドイツにおける「国民国家」の特徴と「第二次世界大戦」の記憶の重要性

それではまず、東西ドイツについての基本的な事柄を確認し、同時に「国民的記憶」とは何か、また、本論文で「第二次世界大戦」の記憶を扱う意義について明確にしておく。

そもそもドイツは1871年に国民国家、ドイツ帝国として誕生した。そこでの、いわゆる「ドイツ国民」はフィヒテの提唱した「人間がある特定の国民であるかどうかは生まれ

---

<sup>5</sup>Maaz.“Zur psychischen Verarbeitung des Holocaust in der DDR”.pp.163-168.

<sup>6</sup>Jeffrey Herf.“Hegelige Momente Gewinner und Verlierer in der ostdeutschen Erinnerung an Krieg,Diktatur und Holocaust”.Christoph Cornelissen u.a.(Hg.)*Erinnerungskulturen Deutschland,Italien und Japan sei1945*.Fischer Taschenbuch Verlag.2003. pp.198-209.

<sup>7</sup>Peter Maser.“Juden und Jüdische Gemeinden in der Innenpolitik der DDR”.Werner Bergmann/Rainer Erb(Hg.)*Schwieriges Erbe Der Umgang mit Nationalsozialismus und Antisemitismus in Österreich,der DDR und der Bundesrepublik Deutschland*.Campus.1995.

<sup>8</sup>M・フルブルック『二つのドイツ 1945-1990』芝健介訳.岩波書店.2009.p.1.

ながらにして決まっており、人は主として言語によってその形を創られ、その身の内に内的国境をもつ存在である。」<sup>9</sup>という概念に依って基本的に規定された。そして、1913年、当時のドイツは「帝国籍および国籍法」において「ドイツ国籍はドイツ人の両親から生まれた子供にのみ、自動的に与えられる」と明確に表明し、その「血統共同体」<sup>10</sup>は国内に居住するユダヤ人等の少数民族の問題をはらみながらも、ワイマール共和国へと受け継がれ、特にナチス第三帝国において、顕著なものとなった。そのような経緯から、ドイツにおいてはフランスなどのないいわゆる「ルナン型」の“主意主義／出生地主義”<sup>11</sup>を採ってきた国民国家よりも、“人々の意識”を重んじる傾向は比較的弱かったといえる。

しかし、第二次世界大戦の後、激化する東西冷戦の過程の中で建国されるに至った東西両ドイツにおいて、その“血統共同体”的性格は変容を余儀なくされた。従来からの「言語」・「血統」といった概念だけでは東西2国家の存在理由が正当化できないため、それぞれの国民国家形成の要素として「記憶の共有と現在への同意」思想<sup>12</sup>が導入されたのであった<sup>13</sup>。これによって、両ドイツにおける「記憶」の地位は、国家形成の主要なものへと一気に押し上げられた。そして、それぞれの体制の正統性を裏付けるような「記憶」が選別され、同時に「集団的記憶喪失」<sup>14</sup>を伴いながら、それに見合う形での記念碑建設や記念式典の開催、公教育の内容が組まれていったのである。また、映画やテレビ、新聞などの大衆メディアも大きな役割を果たし、各個人の体験に基づく記憶とは別の、その国の国民として全員が持ち得る「記憶」が形成されていった。この、いわゆる「国民的記憶」は、世代、時代を越えて、1つの社会の集合的な精神基盤と道徳基盤を形成し、時代の変遷の中で、社会が自らについて釈明し、自らのアイデンティティを確かめる為の鏡であった<sup>15</sup>。第三帝国からのアイデンティティの改造として、そして新たに登場することとなった「我々は何者か」という問いへの回答として、「国民による共通の想起」は非常に重要な要素であった。

そしてこのような共通の想起の題材こそ、両ドイツにおいては、国家総動員を持って推し進められ、2つのドイツへと分断する原因となったあの“第二次世界大戦”であり、それを引き起こした“ナチス”と、人類史上他に類をみない犯罪である“ホロコースト”の記憶であった。これらの記憶は西ドイツ、東ドイツそれぞれの国是に沿った形で解釈され、異なる「国民的記憶」が形成された。そしてその「記憶」（およびそれに基づく「歴史」）

<sup>9</sup>J.G.フィヒテ「ドイツ国民に告ぐ」鶴飼哲他編『国民とは何か』インスクリプト.1997.p.149.

<sup>10</sup>佐藤成基「血統主義からの決別—ドイツの国籍法改正と政治的公共圏—」『社会志林』55巻4号。2009.p.76.

<sup>11</sup>E・ルナン「国民とは何か」鶴飼哲他編『国民とは何か』インスクリプト.1997.pp.41-64.

<sup>12</sup>同上.p.61.

<sup>13</sup>佐藤は「血統主義からの決別—ドイツの国籍法改正と政治的公共圏—」p.76.において、ドイツは戦後、血統主義を出生地主義で補完したと述べている。

<sup>14</sup>J・ロマン「二つの国民概念」鶴飼哲他編『国民とは何か』インスクリプト.1997.p.31.

<sup>15</sup>A・アスマン『記憶の中の歴史 - 個人的経験から公的演出へ』磯崎康太郎訳.松籟社.2011.pp.38-39.

を1つの手段、基盤として、両ドイツは別々の国民意識、愛国心を創りだしていったのだ。それでは以上をふまえ、次に、西東ドイツの成立過程を具体的に確認しておくことにしよう。

### 第3節：第三帝国の解体と東西ドイツの成立

1945年5月8日、自殺したヒトラーの後を継いだデーニッツ海軍元帥率いるドイツ第三帝国は、連合国（米・英・仏・ソ）に降伏し、ここに欧州における第二次世界大戦は終結した。

それではまず、西ドイツの成立からみていこう。連合国は同年6月5日、ベルリン宣言においてドイツの最高政治権力を掌握。最高司令部である管理理事会を設置し、主権をドイツ第三帝国および帝国民から取り上げた。それに続き連合国は、オーデル＝ナイセ線にまで縮小させたドイツ領土を4つの占領地区に分割（首都ベルリンも4つの区域に分割）し、それぞれを4カ国で統治するという取り決めを行った。ここで、ドイツ統治に関しての決定は4カ国の意見一致を原則とする方針が出されたが、東西冷戦が始まろうとしていた国際社会において、この原則に基づいての統治はなかなか前へと進まなかった。

そこで、この状況を打破しようと、米・英がそれぞれの占領地区を合同化する作業を開始した。1947年には「合同占領地区」なるものが創設され、これがマーシャルプランに組み入れられたことによって、経済的、政治的な展望が西側占領地域に表れたのである。そしてこの合同化にフランスが加わることで、西側対ソ連の構図が決定的なものとなった。1948年には、西側占領地区において米・英・仏の3カ国によって通貨同盟が断行され、“経済分野において、ドイツ統一を保持する”としたポツダム宣言は破棄されることになった。そして西側諸国が取り決めたフランクフルト文書が、1948年7月1日に提出され、東西冷戦の枠組みのもと、西側占領地区が単独で西ドイツ国家を建設するというスタートが切られたのであった。

このようなプロセスを経て1949年に建国された西ドイツではあるが、この時期、西ドイツの主権は米・英・仏の西側3カ国が握っていた。西ドイツ政府は暫定的な首都と定められたボンにあったが、その政治的指図はペータースベルクにある3カ国の高等弁務官から受け取っている状況であった。このような現状を打破しようとコンラート・アデナウアー率いる最初の連邦政府が打ち出した政策は、今以上により西側社会にコミットし、自らの地位を認めさせ、向上させていこうというものであった。

そして西ドイツは49年にペータースベルク協定、50年の欧州会議への加盟、その後は現EUの基礎となった欧州石炭・鉄鋼共同体や欧州原子力共同体、そして挫折はしたものの欧州防衛共同体、欧州政治共同体などの案を次々とフランス主導の下で共同提案し、54年のパリ緒条約および、55年のNATO加盟と、段階を踏んで着実に国際社会における地

位を回復していったのである。

一方、ソ連と、その占領地区はといえば、当初より、「ドイツは 1 つ」といったナショナルな原則を掲げる主張を行っていた。1947 年には、西側占領地域からの参加者も得て「ドイツ人民議会」を開催、また、全ドイツに通用するように憲法を練り上げるなど、民族分断を避けた形での国家形成をもくろんでいた。そこにはソ連として、ドイツを冷戦構造の最前の地とするのではなく、東西緩衝地帯として残しておきたいとの思惑があったようである。

結局、西ドイツが建国から一ヶ月後、ソ連占領地域もまた、「ドイツ民主共和国」として建国されたが、この後、西ドイツが再軍備を掲げた際の 1952 年と 54 年の二度に渡り、統一ドイツ実現について話し合うよう西側へ提案している。しかし、それらは実現せず、東ドイツも 1956 年にワルシャワ条約機構に加盟することで、ますます東側諸国、特にソ連に軍事、経済ともコミットしていくことになる。

占領期より東ドイツではソ連を模範とした社会主義体制が構築され、企業の人民化と農民の集団化が遂行されていた。しかし経済に関しての成果は、マーシャルプランを受け入れていた西ドイツと比較して上がってはならず<sup>16</sup>、それどころかその格差は開くばかりであった。この時期、東西国境の往来は未だ自由であり、東ドイツの人々は日に日に発展し、自由を感じる事の出来る国、西ドイツへと出国していった。人口約 1700 万人の国家において、1949 年からベルリンの壁建設(1961 年)までの間に、若い、高等教育を受けた者たちを中心に約 300 万人が出ていったのである<sup>17</sup>。このような人口流出に危機感を抱いた政府は、1961 年にベルリンの壁を建設し、西ドイツとの国境と堅く閉じることで、ようやく社会の安定を確保するにいたった。

そしてこのように形成されたそれぞれの国家において、「国民の記憶」や「歴史」が創られていったのである。

#### 第 4 節：本論の構成

最後に本論の構成について簡単に説明しておく。本論文は 3 章から成る。

第 1 章では西ドイツにおける「国民的記憶」の特徴とその転換の原因を分析する。先行研究の分析に加え、西ドイツにおける人口構成の変化や東ドイツとの関係、そして新たな歴史視点の登場を年代順に分析し、論じている。

第 2 章は東ドイツにおける「国民的記憶」について、特に「国民的歴史」の形成と変容に焦点を当てて考察する。ここでは、これまでその実態が良く理解されてこなかった東ド

<sup>16</sup> 国民総生産は 50 年代後半期には年 10%の成長率であり、社会主義陣営ではトップである。

<sup>17</sup> W・イエーガー他著『ドイツ高校生教科書「ドイツの歴史」』中尾光延監訳.明石書店.2006.p.488. 各年の詳細に関しては p.494.の資料 14 を参照のこと。

イツにおける「国民的記憶」の一端を捉えるために、歴史教科書の記述を出版年ごとに検証する。東ドイツが公にどのような記憶を「国民の歴史」として提示し、「国民意識」を形成しようとしてきたのかを、その変化も含めて明らかにし、再構成する。

第3章では、1章、2章を受けて、東西ドイツにおける「記憶文化」を「記念碑」を中心に比較し、それぞれの国家における「国民的記憶」との関連性を具体的に検証する。さらにそれが、統一後のドイツにおいて、どのように変容したのかを探っていく。

## 第1章：西ドイツにおける「国民的記憶」の形成と転換 —「過去の克服」／ホロコーストの扱いを中心に—

本章では、西ドイツにおいて第二次世界大戦やホロコーストに関する「国民的記憶」の形成と転換がいかなるものであったのかについて検討する。

それではまず、現在のドイツを表す典型的な2つの出来事を提示することから始めたい。1つは2004年6月6日、ノルマンディ上陸作戦60周年記念式典へのドイツ首相（シュレーダー）初参加のニュースである。旧連合国の首脳たちと並び、ともに「ナチスからの解放」を祝うシュレーダー首相。フランスの新聞はこぞってこれに「第二次世界大戦最後の日」という見出しを付け、またドイツでは「首相が式典参加を許された」と控えめな表現ながらも、抱き合って喜び合う首脳たちの姿を配信した。

そしてもう1つは2005年5月8日、ドイツの首都ベルリンで行われた「虐殺された欧州ユダヤ人の追悼記念碑」、通称「ホロコースト記念碑」の除幕である。ベルリンの中心部、国会議事堂やブランデンブルク門から歩いて数分という一等地に、サッカーフィールド4つ分という広大な敷地をもって建設されたこの記念碑は、先の大戦でナチスドイツが虐殺した600万ものユダヤ人を顕彰し、過去を忘れず直視し続けるドイツの決意を内外へと示している。

これら2つの出来事から分かるように、ドイツ連邦共和国は戦後、旧敵国とも完全に関係を修復し、「過去の克服」を推し進め、ナチスが犯したような過ちを二度と繰り返さない信頼できる国家としての盤石たる地位を築いている。これは現在、ドイツ連邦軍が国連やNATOの一員として派兵され、空爆をも行うといった事態に至っても、もはや誰も彼らをナチス時代のドイツ軍と重ね合わせて見ることはなく、またドイツ軍の派兵に恐怖心を抱くといった声が出ない所からも理解できよう。

このようなドイツにおける「過去の克服」の研究は特に東西ドイツの統一以降、90年代になってから盛んとなり、すでに膨大な蓄積が存在する。代表的なものを挙げると、まず注目すべきは、アデナウアー政権期（50年代）の西ドイツにおける社会や政治政策を考察している、ノルベルト・フライの著書、「*Vergangenheitspolitik. Die Anfänge der Bundesrepublik und NS-Vergangenheit*」<sup>18</sup>(1999年)である。これは主に西ドイツの人々の間に残存したナチス的な遺産に主眼をおいて論じたものであるが、これにより「*Vergangenheitspolitik*」過去政治（政策）」という言葉が学術的に広く使用されるようになった。この用語は今では幅広い意味を持ち、「今日の状況を含めて社会や政治がナチスの過去にどのようにアプローチし、取り扱うか」という問題を議論する時に用いられる概念

---

<sup>18</sup>Norbert Frei. *Vergangenheitspolitik. Die Anfänge der Bundesrepublik und NS-Vergangenheit*. Deutscher Taschenbuch Verlag. 1999.



となっている。この概念に沿った形で、マリア・マルチェッタ<sup>19</sup>やラインハルト、リュック<sup>20</sup>、そしてペーター・ライヒェル<sup>21</sup>等は、西ドイツ時代の約 40 年間において、いわゆる「過去の克服」と言われる一連の取り組みの特徴や進歩状況を時代区分と共に論じている。

またアライダ・アスマンの“*Der lange Schatten der Vergangenheit, Erinnerungskultur und Geschichtspolitik* (過去、記憶文化、歴史政策の長い影)”<sup>22</sup>は、ドイツ連邦共和国においてナチスやホロコーストの記憶がいかに扱われ、表象され、そして政策としてどのように社会に反映されてきたのかを分析している主要著作といえる。

そして、ドイツ国内に存在する第二次世界大戦やホロコーストに関する記念碑を具体的に取り上げ、それらの建設に際しての社会状況や記念碑の特徴を紹介しているものとしてウルリケ・プフォーゲルの“*Gedenkstätten für die Opfer des Nationalsozialismus. Eine Dokumentation, Bd.1*”<sup>23</sup>が挙げられる。「ナチスの犠牲者の為の記念の場。資料、第一巻」という題名からも分かるように、戦後、西ドイツがどのようにナチスの犠牲者の記憶に配慮しながら空間設計を行っていたのか、を明示した興味深い著作となっている。

日本においても西ドイツ時代からの「過去の克服」に関する研究は盛んであり、石田勇治はその名も『過去の克服』<sup>24</sup>において、敗戦後、主に西ドイツ政府がどのような形で対外的に補償をし、反省の態度を示してきたのかについて詳しく分析している。また高橋秀寿は論文「ナチズムを、そして二十世紀を記憶すること」で、「過去の克服」過程を「国民のサクセスストーリー」と「集団的記憶の変化」の関係において主に国民の視点から論じている。

そして、これらの研究において特に重要であるのは“ナチスの過去を自らのものとして引き受けるドイツ”といった国民を巻き込んだ現象、そして“国民的記憶としてのホロコースト”という現在のコンセンサスが、決して戦後一貫したものではなく、西ドイツにおいて 1980 年前後を境として出現し、現在に至っているということである。

この認識は現在、戦後のドイツ史を研究する者にとって主流となり、それぞれの研究の大きな根底をなしていると言える。実際、リュックをはじめとするドイツの研究者たちも 80 年代に起こった記憶の転換をこぞって指摘している。ドイツとフランスの共通歴

---

<sup>19</sup>Maria Marchetta.“Erinnerung und Demokratie, Holocaust-Mahnmale und ihre Erinnerungspolitik: Das Beispiel Ravensbrück”Metropol Verlag.2001.

<sup>20</sup>Reinhard Rürup.“Nationalsozialismus, Krieg und Judenmord. Erinnerungspolitik und Erinnerungskulturen”Internationalen Verlag. *Materialien zum Denkmal für die ermordeten Juden Europas*.2005.

<sup>21</sup>Peter Reichel. *Vergangenheitsbewältigung in Deutschland. Die Auseinandersetzung mit der NS-Diktatur von 1945 bis heute*.C.H.Beck,Verlag.München.2001.

<sup>22</sup>Aleida Assmann. *Der lange Schatten der Vergangenheit Erinnerungskultur und Geschichtspolitik*. C.H.Beck Verlag.München.2006.

<sup>23</sup>Ulrike Puvogel(Hg.) *Gedenkstätten für die Opfer des Nationalsozialismus. Eine Dokumentation, Bd.1*.Bonn.1999.

<sup>24</sup>石田勇治『過去の克服—ヒトラー後のドイツ—』白水社.2002.

史教科書<sup>25</sup>においても「1980年代以降追悼施設が続々と建設された」と明記されており、また石田も『20世紀ドイツ史』の中で「ホロコーストは長く周縁的に扱われてきたに過ぎなかった……歴史学におけるホロコースト研究の転機は1980年代に訪れた」<sup>26</sup>と記述している。

しかし「なぜその転換が1980年代だったのか」に関して言えば、実は未だ詳細な分析がなされていないのが現状である。現在、その原因として挙げられている最もポピュラーなものと言えば、スザンネ・ブランド<sup>27</sup>等が指摘している、1979年に放映されたTVドラマ『ホロコースト』<sup>28</sup>の影響である。確かにこれは2000万人以上の視聴者を獲得し、その放映前と後では国民のホロコーストに対する見方、捉え方が大きく変化したと言われているが、このドラマの存在だけで劇的に西ドイツの集団的記憶が転換したとの説明には疑問が残る。また先に挙げたドイツ・フランス共通教科書においては、「ユダヤ人が第二次世界大戦での記憶を表明し始めたことや、欧米の世論の中で新たに、若い世代に「記憶する義務」を引き継いでいかなければならないという要求が高まった事が原因であった。」<sup>29</sup>との説明がなされているが、なぜ要求が高まったかについては触れられていない。日本においては、飯田収治が80年代から盛んになっていくノイエンガメ強制収容所の顕彰過程を分析した論文「ドイツの「過去」をめぐる忘却・記憶・学習」<sup>30</sup>の中で、「世代交代」と「日常史の登場」をその転換の原因として挙げているが、しかし、それらについても詳しい内容に関する研究、分析が十分であるとは言い難い。そしてまた、この飯田の指摘がノイエンガメだけの事象だけでなくドイツ全般にどのような普遍性をもつのかについても研究されなくてはならないだろう。

以上をふまえ、この章では、西ドイツにおける第二次世界大戦およびホロコーストに関する「国民的記憶」の形成と転換を再考し、その原因と転換以後の西ドイツ社会の変容を明らかにしたい。

まず始めに、ナチスの過去が戦後西ドイツにおいてどのように取り扱われ、「過去の克服」作業がどのように進められてきたのかを「政府レベル」と「国民レベル」に分けて見ておこう。

ここで言う「政府レベル」での「過去の克服」とは、現在一般的に言われている次の2

---

<sup>25</sup>L・ベルンオホナー／D・アンリ他監修『ドイツ・フランス共通歴史教科書—1945年以後のヨーロッパと世界』近藤孝弘・福井憲彦他訳・明石書店・2008.p.36.

<sup>26</sup>石田『過去の克服』p.209.

<sup>27</sup>Susanne Brandt.“Wenig Anschauung? Die Ausstrahlung des Films Holocaust im westdeutschen Fernsehen(1978/79)” Christoph Cornelissen u.a.(Hg) *Erinnerungskulturen Deutschland, Italien und Japan seit 1945*. Fischer Taschenbuch Verlag.2003.pp.257-268.

<sup>28</sup>アメリカ制作のTVドラマ。西ドイツでは79年放映。4夜連続放映のこのドラマは最終的に2000万人以上が視聴した。

<sup>29</sup>L・ベルンオホナー／D・アンリ他監修『ドイツ・フランス共通歴史教科書』p.36.

<sup>30</sup>飯田収治「ドイツの「過去」を巡る忘却・記憶・学習—ノイエンガメ元強制収容所記念遺跡の成立と展開—」『人文研究』関西学院大学紀要.54巻4号.pp.67-87.

点を指す。1つ目は「ナチスの犠牲者への謝罪と補償」であり、2つ目は「ナチスの犯罪に対する司法での刑事訴追と処罰」の進展である。また「国民レベル」での克服に関しては、ユダヤ人差別に対する対応も含む反ナチ教育、そしてナチスの罪（主にホロコースト）を自らの過去として受容し、学習し、そして記念碑等で進んで犠牲者を顕彰する一連の動きを指すこととする。

## 第1節：アデナウアーモデルと「過去の克服」序章

まず、政府レベルでの克服においてその基礎を作ったのが、1949年から63年まで連邦首相を務めたコンラート・アデナウアーの下での政策であろう。アデナウアー時代に関しては確かに今日、「ナチスの過去の忘却の時期であった」とする研究も多く存在する<sup>31</sup>。これは主に国家再建過程において、それまで連合国が行っていた非ナチ化を早々に終了させ、旧ナチ党员、高位高官を司法、行政などの各部署に再登用し、国内統合を優先させたこと、そしてナチ期に対する国民の根本的反省を欠いてしまったために、反ユダヤ主義がその後も一定の幅利かせて存在してしまう結果となったことが原因として挙げられる。しかしキッテル<sup>32</sup>による別の研究が示すように、この政権下でも「ナチスの過去と対峙し、「過去の克服」への取り組みがあった事実」を別の角度から考察することができる。ここでは以下の3つに集約する。

まず1つは49年成立のドイツ基本法<sup>33</sup>において人間の普遍的価値と自然権を明記したことであり、2つ目は52年にイスラエルとの間でルクセンブルク協定<sup>34</sup>が締結されたこと、そして3つ目は56年に成立した連邦補償法<sup>35</sup>の存在である。

建国当初の西ドイツにおける至上課題は、いかに西側諸国からの疑念を払拭し、その存在を認めてもらうのか、そして主権を回復するか<sup>36</sup>であった。連邦議会においてもその方策が話し合わせ、その実現の為にナチスの過去との対峙が不可欠であるとの認識が出された。ドイツ議会の重鎮レーベは“外国ではわれわれドイツ人が戦争で負った罪の大きさ

<sup>31</sup>石田『過去の克服』／山名淳「追悼施設における「過去の克服」—＜第二次抵抗＞としての「追悼施設教育学」について」『ドイツ過去の克服と人間形成』對馬達雄編著.昭和堂.2011.／Constantin Goschler. *Schuld und Schulden. Die Politik der Wiedergutmachung für NS-Verfolgte seit 1945*. Goettingen. 2005. など。

<sup>32</sup>Manfred Kittel. *Die Legende von der >Zweiten Schuld< Vergangheitsbewältigung in der Aera Adenauer*. Ullstein. 1993.

<sup>33</sup>西ドイツは統一ドイツまでの暫定国家とされていたため、本来「憲法」とするところを「基本法」という言葉で表した。

<sup>34</sup>1952年9月、イスラエルとの間で締結。西ドイツが30億マルク相当の物資を12年間に渡りイスラエルへ、また4億5000万マルクが対独ユダヤ人要求会議へ支払われることで合意。

<sup>35</sup>1953年9月制定。正式名称：「Bundesergänzungsgesetz zur Entschädigung für Opfer der nationalsozialistischen Verfolgung(ナチズムによる迫害の被害者に対する補償の為の連邦補完法)」

<sup>36</sup>1955年主権を回復。翌56年にはNATOに加盟、徴兵制も導入している。

を認識していない為<sup>37</sup>に非難する声が上がっている”と演説し、またホイース大統領も“外国から重視されている今日の問題は、我々の背後にある過去が未だどれほど我々の精神の中に宿っているかだ”と発言したのであった<sup>38</sup>。つまり、政府には西側諸国から認めてもらう為には是が非でも「過去の克服」をアピールする必要があった。

まず基本法において人間の尊厳を国家よりも上位に位置づけ、それを不可侵のものであるとした条文は、西ドイツがナチの人種政策と完全に決別したことを内外に示す基礎となっている。そしてナチによって迫害され、収容所に送られたユダヤ人たちが多く移住して建国されたイスラエルとの関係回復は、西ドイツの国際社会における信頼を得るのに非常に役立った。一見するとただ対外政策の為だけにこの協定を結んだ、との解釈もできるが<sup>39</sup>、しかしここで重要なのは、この条約締結を議論する過程においてアデナウアーが歴史的ともいえる演説を行い、議会においてそれに賛同する声が過半数を越えたという事実である。アメリカから求められたという経緯はあるものの、与党内部からの批判と反対に遭いながらも“ドイツ民族によってユダヤ人に対して筆舌に尽くしがたい犯罪が行われたこと”を認め、“ドイツ政府はユダヤ人代表者たちと、またイスラエル国家とともに終わりなき苦しみを少しでも取り除けるよう補償問題の物質的解決を図りたい”<sup>40</sup>と申し出たアデナウアーには相当の覚悟が見られる。そしてこの対応が、当時未だ混沌として、これらユダヤ人問題に関する方向性を見いだせていなかった西ドイツに、「過去の克服」推進路線という現在につながる未来を提示するきっかけとなった、と言っても過言ではない。

また主権回復後の 56 年には、国内法においてもナチ政権によって被害を被った人々への補償を行う旨を明示した連邦補償法が可決され、現在までに 1059 億マルク（約 6 兆円）が支払われている。このような政策は、例えいかに対外的なもくろみが見え隠れしようとも、どのような形であれ自ら決定したものであり、政府としてナチスの過去から逃げようとはしなかった姿であると言えよう。

しかし国民レベルで考えると、この時期、ナチスの罪に目を向ける人は非常に稀であった。この時期、国民の間で多く見られたホロコーストやナチス期に関する認識の特徴としては①「知らなかった、または重要なこととして認識されなかったホロコースト」、②「対共産主義意識によって相対化されたホロコースト」、そして③「ヒトラー支配期の比較的良い記憶の存在によって評価されるナチス期」や④「伝統的に存在する反ユダヤ主義の存在」

---

<sup>37</sup> 占領下のドイツの住民意識を調査した米国情報将校ソール・パットオーヴァーは「ドイツ人に罪の意識は全くない。・・・ヒトラーは非難されているが、それは戦争を始めたからでなく、負けたからだ。」と報告している。(石田『過去の克服』p.66.)

<sup>38</sup> *Verhandlungen des Deutschen Bndestages. Stenographische Berichte und Drucksachen. Bonn. 7.9.1949.*

<sup>39</sup> 永井清彦『ヴァイツゼッカー演説の精神 一過去を心に刻む一』岩波書店.1991.pp.168-169.

<sup>40</sup> *Verhandlungen des Deutschen Bndestages. Stenographische Berichte und Drucksachen. Bonn. 27.9.1951.p.6697f.*

があげられる<sup>41</sup>。当時、学校においてもホロコーストに関する教育がなされることはほとんどなく、西ドイツ国民は誰も「我々に直接関係のある、重大なことだ」とは考えもしなかったとされている<sup>42</sup>。また冷戦期にあつて共産主義は最大の悪しき敵であり、その敵と戦ったナチスは消して悪い存在ではなかったとされる傾向さえあつた。それは東方からの被追放の記憶<sup>43</sup>、占領下の赤軍によるレイプや強奪の記憶と相まって、ますます強化されていった。また45年までの少なくとも飢えることの無かったドイツ国内における生活と、物資困窮を強いられる戦後の生活レベルを比べた時、かつてのナチス時代を懐かしむ気持ちがドイツ人の中で残り続けたことは理解できよう。また反ユダヤ主義に関しても、ヒトラー政権以前から長く存在してきたものであり、そうした潜在的な差別心から、ユダヤ人に思いをはせ、同情することは少なかったといえる<sup>44</sup>。

先に述べたように、政府は積極的に戦争と、連合軍がもたらしたドイツ住民への災害、被害にたいする補償を行ったが、それと同時に、苦勞に耐えたドイツ人達を積極的に顕彰し、国民追悼日も設けている。このようにして政府は国内においては被害者としての我々という記憶形成に寄与する傍ら、対外的にはナチスの罪を認め、それに対して補償するという姿勢、いわゆるアデナウアーモデル<sup>45</sup>を貫いたのであつた。

## 第2節：東ドイツへの対抗と「過去」への関心の高まり

このアデナウアーモデルに変化が見られるのが、60年代である。この時期については、政府による反ユダヤ主義的事件への取り組み、数々のホロコーストに関係する裁判<sup>46</sup>、ナチ犯罪の時効廃止議論への取り組み、そしてその結果、国民が広くホロコーストやユダヤ人迫害の事実について知ることとなった時期であると要約できる。そして一般的にこの時期は「過去の克服」の開始期と言われている<sup>47</sup>。

アデナウアー政権下で国内に反ユダヤ主義が残り続けたことは確かである。特に1959年、ひとつのユダヤ人シナゴークが荒らされた事件がきっかけとなり、その後数週間の間

<sup>41</sup>高橋秀寿「ナチズムを、そして二十世紀を記憶するということ」川越修・矢野久編『ナチズムのなかの20世紀』柏書房.2002.

<sup>42</sup>川喜多敦子『ドイツの歴史教育』白水社.2005.

<sup>43</sup>東欧からの被追放民は1500万人を数え、内200万人がその過程で命を落としている。西ドイツは流入者への対応として負担調整法を制定。被害の多い少ないによって税金の額を変化させ、彼らを助けるこの法案は、国民一様に「被害者」であるという意識を助長させた。

<sup>44</sup>51年のアンケート「ドイツがもっとも上手くいっていた時期は？」の質問に42%が“33年～39年”と回答。51年現在と答えた人はわずか2%。(E.Noelle-Neumann,E.Poel(Hg) *Allensbacher Jahrbuch der Demoskopie 1973-1983* München.1983.p.187.)

<sup>45</sup>国内においてはナチ派の免責と社会的統合を進め、対外的には西ドイツを国際的信用のある国家にするというモデル。アメリカ・ダートマス大学准教授ジェニファー・リンドが名づけた。

<sup>46</sup>1961年4月アイヒマン裁判(イスラエル)や1963年7月グロブケ裁判(東ドイツ)は西ドイツで行われた裁判ではなかったが、非常に大きな関心をもって西ドイツ国民に注目された。また1963年12月、アウシュヴィッツ裁判がフランクフルトで開始されている(65年まで)。

<sup>47</sup>フライ「持続する学習プロセス—1945年から今日までのドイツの想起政策」p.105.

に約 700 件もの反ユダヤを目的とした犯行が繰り返された一連の事件は衝撃的であった<sup>48</sup>。対外的に反ナチス、親ユダヤで国際的地位を得つつある連邦共和国にとって、この事件は決して許されるべきものではなかった。墓荒しを行った犯人のほとんどが青少年であったために、それまでの学校教育がただちに見直された<sup>49</sup>。特にナチスドイツの行ったホロコーストをはじめとする犯罪の取り扱いと、歴史的事実の認識作業が重大事項とされ、ナチ時代に何がなされたのかについて、正確かつ詳細に伝えるための制度と教材作成に力が注がれた。川喜多<sup>50</sup>によれば、例えば西ドイツで代表的なシュレーニング社の教科書をみると、52 年版にはユダヤ人迫害についての記述は 2 行であったが、67 年版では別個に「ユダヤ人迫害」という節が独立して設けられ、写真や資料と共に 5 ページに渡って紙面が割かれている。そして「戦時中のユダヤ人殺害」についても別の項目が建てられているとのことである。しかしその教科書を使って行う教育の方針は、1962 年の常設文部大臣会議で出された『全体主義の取り扱いに関する原則』によるものであった。つまり、ホロコーストは全体主義という体制が引き起こした犯罪であると規定され、その範疇の中でナチスの罪を教えていく方針がとられたのである<sup>51</sup>。これは冷戦真ただ中であって、ナチスの罪はそれと同じ全体主義体制である東側諸国、共産主義と同様の悪であるという、強い“反共意識”の中で教えられたことを意味し、それゆえ根本的な反ユダヤ主義の解決には至らなかったと言える。

また反ユダヤ主義的事件の増加は、東ドイツとの間に存在する“正統性”を巡る議論で窮地に立たされることにもなった。

実際、東ドイツは 1950 年代より“ドイツの正統性”を巡る議論の中で、西ドイツの国際的信用失墜を狙い、常に“(西ドイツは) ナチス体制と決別出来ていない体制である”として、特に司法、行政の中に未だ存在する旧ナチス高位高官の存在を批判し、攻撃を行っていた。例えば 1957 年 5 月にはナチスを司法の立場から正当化していた過去を持つ 118 人の現役司法官の実名と経歴を暴露している。また 58 年 10 月には「アデナウアーに仕える 600 人のナチ法律家」リストの公表、そして 59 年には連邦行政裁判所の半数と連邦憲法裁判所の判事 32 人がナチ関係者であった旨を詳細なデータでもって次々と発表していった。

これを受けて、さすがの西ドイツ国内においてもその事実に対する注目が高まり、そしてなにより国際社会からの批判を受けて 60 年代の西ドイツでは、司法や行政における非ナチ化や時効論争の中でナチ犯罪追及が進展していくこととなった。

国民の間でも 1961 年のアイヒマン裁判を皮切りに、63 年から 65 年にかけて行われた

<sup>48</sup>武井彩佳『戦後ドイツのユダヤ人』白水社.2005.p.101.

<sup>49</sup>これまで全くホロコーストについて触れられていないか、説明があっても 2・3 行だった教科書の記述が増え、同時に教え方の指針も出された。

<sup>50</sup>川喜多『ドイツの歴史教育』p.42.

<sup>51</sup>同上.p.59.

アウシュヴィッツ裁判などを通し、西ドイツ社会、国民がナチスの犯した罪の大きさと重大さに目を向ける風潮が高まってきた。そしてその最大の盛り上がり、いわゆる「68年運動」である。これは戦後生まれの学生世代が、68年を中心に大学改革や世代間闘争、反権威主義を唱えて運動を展開した一連の動きを指すが、その中の活動の1つとして、ナチス期に活動していた親の罪を問いただして回るといった動きがみられた。また50年代には少なかったナチスの研究が、60年代には歴史学の間でも盛んになってくる。例えば、ナチ支配組織体系の通説を打ち破ったハンス・モムゼンや青少年のナチ化の様子を明らかにしたアルノ・クレネなど様々な視点からの取り組みが見られる。

ただこの時期、次々と明らかになってくるナチ期の犯罪行為に関しては、あくまでナチスのものとして捉えられ、認識はされども、自らのものとして引きつけて捉えられ、考えられることはほぼ皆無であった。そして「被害者としての記憶」が、国民全体のものとして西ドイツに存在し続けたのだった（詳しくは3章第1節）。

### 第3節：ブランドと東方政策下での「過去の克服」!?

1970年は第二次世界大戦終結25周年であった。そしてこれを記念して、西ドイツにおいては初めて連邦議会で式典が執り行われた。この中で69年に連邦首相に就任していたブランドは、国民の被害だけでなく、様々な人に対するドイツの加害責任も認めた。そして議会において「ドイツ民族には自らの歴史を冷静に見つめる用意が無くてはいけません。なぜなら過去に何が行われたかを思い出せない人は、今何が起きているかを認識できないし、明日をも見通せないからです。冷静に歴史と向き合っていくことは、特に若い世代にとって大切です。若い世代は当時終わったことに関与していません。今日20歳の人はまだ生まれてもいません。30歳の人はまだ子供でしたし、40歳の人でさえ1933年に起こったことには関わっていませんでした。しかし、引き継いだ歴史から、我々は誰ひとりとして自由ではないのです。」<sup>52</sup>と語りかけたのであった。これは1985年にヴァイツゼッカーが行って一躍有名となったあの“荒れ野の40年”演説<sup>53</sup>を先取りした、画期的なものであった。

しかし、このような罪の認識と過去の直視から逃げないようにとの若い世代への呼びかけで始まった70年代において、「過去の克服」が60年代以後大きな飛躍をみせたかと言えばそうではなかった<sup>54</sup>。

確かに戦争責任を明確化したブランドへの信頼は東側諸国で高まり、彼はこの演説のあと、次々に東欧諸国と関係を改善していくことに成功する。70年8月にはソ連と国境不可

---

<sup>52</sup>石田『過去の克服』p.214.

<sup>53</sup>R・ヴァイツゼッカー『新版 荒れ野の40年』永井清彦訳.岩波ブックレット NO.767.2009.

<sup>54</sup>U.ヘルバルトはこの時期をさらに突っ込んだ形で「抑圧の時期」と位置付けている。

侵を約束したモスクワ条約を、12月にはポーランドとの間に相互武力不行使とオーデル・ナイセ国境の画定を認めたワルシャワ条約をそれぞれ結んだ。また71年には西ドイツと西ベルリンの通行自由保障などを定めたベルリン通過協定を成立させ、72年11月の基本条約ではそれまで決して認める事の無かった東ドイツを、ついに主権国家として承認し、二国家同時に国連への加盟を果たした。このように79年までの間にこのブランドの社会民主党―自由民主党連合政権は東側ブロックに属する全ての国家と外交関係を結び、緊張緩和を推し進めた。特にブランドが70年のポーランド訪問時にとった、ワルシャワゲットー・ユダヤ人犠牲者追悼碑前での跪きは、国際社会に西ドイツの政治、歴史観を表明することになり、東側諸国でも西ドイツへの信頼が高まった。

この結果、それまで西ドイツに対して激しく行われていた、東側からのナチスと西ドイツとの繋がりを示す暴露攻撃が無くなった。ところがその結果、この攻撃に対処するために行われていた西ドイツにおけるナチ追及も下火になったのである。また共産主義の脅威が薄まった為に、反共の範疇で語られていたそれまでのナチス教育も、あまり積極的にはされなくなった。この結果、70年代後半に再び西ドイツにおいて、ヒトラーブームが現れることになる。

その背景には、70年代前半にアメリカでブームとなっていた第二次世界大戦やヒトラーに関する様々な書籍の、西ドイツへの流入があった。W・ケンポウスキーの『君はヒトラーを見たか』や、J・フィストの『ヒトラー』、そしてトレヴァー・ローパーの『ヒトラー最期の日』はベストセラーとなった。また72年に開催されたミュンヘンオリンピックにおいては、36年前に行われたベルリンオリンピックの記録映画『民族の祭典』も、お祭りムードの中で度々再上映されたのだった。

このように70年代前半の時期に、自然と、無批判のままドイツ社会に入り込んだナチやヒトラーに関する情報は、学校でのナチス教育の縮小と共に驚くべき「知識」を青少年の間に蔓延させた。例えば「ヒトラーは戦争をはじめ、壁を築いたために人から憎まれた。」(10歳女子)や「ヒトラーはイタリア人」(14歳女子)と言ったものから、果ては「私はヒトラーが大変賢明で折り目正しい人物であったと聞かされている。当時は夜道も犯罪者や強盗を気にせず独り歩きできた。犯罪者は全てガス室で処刑されたり、射殺されたりするのが当然だと思う。」(実科学校生17歳)など、その「知識」には驚かされる<sup>55</sup>。1977年に再度現れることになったヒトラーブームはこのような青少年を中心として、またそれに賛同する多くの市民の存在によって担がれたのであった。

これを受けて再び危機感をもった政府は、青少年への啓蒙活動、そして教科書の見直しを行っていく。例えばシュミット首相は77年11月に西ドイツ首相として初めてアウシュヴィッツ強制収容所跡を訪問し、ヒトラーブームに警告を発した。また常設文部大臣会議

---

<sup>55</sup>望田幸男『ナチス追及』講談社現代新書.1990.p.146より抜粋。



は78年4月、「授業におけるナチズムの扱い」を提言し、教育の目的に「青少年の右傾化阻止」を据える旨を決定した。西ドイツにおいて反共意識が後退したことは、ナチスを全体主義体制の中で解釈してきたそれまでの理解から解放し、ナチス期及びユダヤ人の迫害を、正面から客観的に描くことを可能としたのであった。そしてその目的の為に、政治史や外交史だけでなく別の視点を歴史教育へと導入していくことが検討され、その中で「日常」という歴史的視点がクローズアップされてくるのである。

ここまで見てきた49年から70年代半ばまでの「過去の克服」を総括すると、政府レベルにおいては、なによりもまず50年代、西側諸国への統合を望む西ドイツの思惑から出た行動、そして東ドイツから受ける数々の暴露攻撃への対処、正統性の裏付けが、結果的に「過去の克服」を推進し、西側諸国からの信頼を得る要因になったと指摘できる。そして60年代、国民はその政策を通じて“何がナチス期に行われていたのか”を広範に知るようになった。70年代前半はブランドがその演説や行動によって東側諸国から一応の信頼を得た時期であるが、国民レベルでの「過去の克服」は大きく進展することはなく、むしろ70年代後半には再びヒトラーブームが出現する。そして、そのブームへの対応によって、西ドイツ社会は大きな転換を迎える事になるのである。

では具体的にどのような事象がホロコーストに対する西ドイツの態度を変化させ、被害者としての「国民的記憶」を変容させたのだろうか。

#### 第4節：戦後35年の経過とドイツ人口構成

80年前後の「転換」を理解する為に、まず、ドイツの人口構成の変化をおさえておきたい。建国当初、西ドイツは戦争体験を共有し、自らがドイツを建て直した、という自負のある人々によって支えられてきた。社会の大半が直に戦争とその後の苦労を体験し、それらから形成された国民的記憶は誰もが同意できるものであったといえる。つまり、「被害者としての記憶の共有」であった。しかしそういった世代もその後何十年と経つうちに減少し、直接の戦争や建国の記憶を持たない世代が社会に登場してくることとなった。本章で問題としている1980年は、この観点から見た時、非常に重要な節目となっているのだ。

アレンスバッハ世論調査が1992年に発表した“西ドイツ社会の人口構成変化（表1）”によると、1980年前後でその人口構成に大きな変化が起こっていることが読み取れる。

表 1：西ドイツ社会の人口構成変化<sup>56</sup>

(単位%、合計 100%・外国人を含む)

	1950 年	1961 年	1970 年	1981 年	1987 年	1991 年
16-29 歳	27.5	27.7	25.1	26.3	26.6	23.8
30-44 歳	27.8	23.9	27.4	29.1	22.9	24.8
45-59 歳	26.2	27.1	22.0	23.0	24.7	24.7
60 歳以上	18.5	21.3	25.5	25.6	25.8	26.7

非常に大まかな見方となるが、ナチス期のドイツ人がヒトラーユーゲントに 10 歳で加入し、ナチの活動に参加していったことを考えると、1970 年代までのドイツ社会はその大半を戦争経験者が占めているのに対し、81 年の調査では、その割合が 50% を切っていることが分かる。社会における戦争体験者と非体験者の割合の逆転。これは西ドイツ社会の持つ記憶にも避けては通れない変化をもたらすことになる。つまりこれが、ドイツ・フランス共通歴史教科書の言うところの「若い世代」の登場である。

例えば、終戦記念日に対する重要度は、戦争を経験の有無によってその意識が明確に異なっている。同じくアレンスバッハが 1985 年 3 月に採ったアンケート<sup>57</sup>「1945 年 5 月 8 日、第二次世界大戦はドイツ降伏をもって終わりました。あなた方がその日のことを考える時、あなた方にとって、この日はどのくらい重要な日で、どのくらいの強さの感情をかきたてる出来事ですか。」との問いに、60 歳以上、つまり終戦当時 20 歳以上であった人のうち 67% が「とても強い」と回答し、「強い」と答えた人との合計は 83% に達している。しかし 30 歳未満、つまり 1955 年以降に生まれた人々に同じ質問をすると、「とても強い」は 29%、「強い」が 16% であり、その割合は 5 割に満たない。また「少ない」や「ほとんど無い」と答えた人は 60 歳以上ではたった 4% しかいないのに対し、30 歳未満では 27% に達している。

つまり、この時期、戦争や建国に対してあまり重点を置いた見方をしない世代がドイツの多数派になり始めたということになる。これはナチス期の価値観を「秩序」や「清潔」といったものに置けば、「きれいなハンカチを持って学校にいかなくてはいけないか」の質問に 1964 年では 62% が「はい」と答えているのに対し、80 年ではその割合が 40% に下がっているなど世代交代と共に人々の意識は着実に変化をみせている<sup>58</sup>。

これは社会にどのような影響をもたらすのだろうか。小熊英二が 68 年運動に絡めた文章の中で述べている言葉を援用するならば、戦争とそれに続く建国の記憶を直に持たない世代の登場は、国家の正統性を維持していく上で不安定要素となっていく。ましてやその

<sup>56</sup>E.Noelle-Neumann/E.Poel(Hg).Allensbacher Jahrbuch der Demoskopie 1984-1992'. Bund9. München.1993.p.5.

<sup>57</sup>Ibid.,p.373.

<sup>58</sup>E.Noelle-Neumann/E.Poel(Hg).Allensbacher Jahrbuch der Demoskopie 1978-1983. Bund.8.p.7.

世代が社会の過半数を占めるに至った時、記憶の再編成と受け継ぎが国家的な急務として浮上するのは避けられないという<sup>59</sup>。ハーバーマスやヴァイツゼッカーが、この後「我々のアイデンティティはナチス時代の悲劇をたえず心に刻むことによって、これとの断絶の上に成り立つ戦後民主主義によりどこを置くべき」と訴え<sup>60</sup>、「戦争を忘れてはいけない、この記憶を引き継がねばならない」という言葉が繰り返されるようになったこと、また80年代以降、記念碑や記念施設が爆発的に増加するようになったことは、ともにこのような国民的記憶伝達の問題として捉える事が出来るだろう。

## 第5節：コミュニケーション的記憶から文化的記憶へ

この「国民的記憶」の変化について、ドイツの歴史学者、ヤン・アスマンとアライダ・アスマンの夫妻が1つのモデルを提示している。ヤン・アスマンは1930年代にフランスの社会学者モーリス・アルヴァクスが提唱していた「集合的記憶」の概念を発展させ、「コミュニケーション的記憶」と「文化的記憶」という2つの記憶の在り方を示した<sup>61</sup>。

このコミュニケーション的記憶とは、一般的には世代記憶<sup>62</sup>と呼ばれるものであり、「同時代の人々と共有する想起」<sup>63</sup>のことである。誰もが振り返ることのできる「あの時代」、「あの経験」の記憶がそれに当たる。日々のコミュニケーションを通じて想起が繰り返され、自らの実体験に基づく記憶と共に、より一般化された記憶が定着していくことを指す。そしてここで定着した記憶は次の世代やその次の世代との対話の中でおよそ80年から100年の幅を持って引き継がれる特徴をもつという。

一方、文化的記憶とは直接の語りを通してではなく、公教育やメディア、記念碑、そして文章化された物を通して形成される「集合的記憶」の事を指す。アライダ・アスマンはさらにこの文化的記憶を2つに分けて、実際に現在社会に流通して共有されている記憶を「機能的記憶」と呼び、今の社会では忘れ去られているが、アーカイブとして残っている記憶を「蓄積記憶」としている<sup>64</sup>。そしてその時々々の社会の要請に応じてこの2つの記憶は流動化するという。また彼女は社会の記憶は世代交代を通じて確立され、およそ40年が経過すると共同体の想起のプロフィールが明らかに変化することを指摘している。世代交代と共に、経験、価値、希望、強迫観念などに対する雰囲気の変化し、新しい特性が「集

<sup>59</sup>小熊英二「「六八年」と「八九年」をどうとらえるか」『ゲシヒテ』4号、ドイツ現代史研究会、2011、pp.62-66。

<sup>60</sup>末川清「西ドイツ歴史学の最近の動向—「歴史家論争」の周辺—」『立命館文学』504号、1987、p.121。

<sup>61</sup>Jan Assmann, *Das kulturelle Gedächtnis, Schrift, Erinnerung und Politische Identität in frühen Hochkulturen*. C.H.Beck, Verlag, 1992.

<sup>62</sup>Ibid.

<sup>63</sup>Astrid Erill, *Kollektives Gedächtnis und Erinnerungskulturen*. J.B.Metzler Stuttgart, Weimar Verlag, 2005, p.50.

<sup>64</sup>Aleida Assmann, *Erinnerungsräume. Formen und Wandlungen des Kulturellen Gedächtnisses*. C.H.Beck Verlag, München, 1999. A・アスマン『想起の空間—文化的記憶の形態と変遷—』安川基晴訳、水声社、2007。

合的記憶」の中に登場する<sup>65</sup>。そして時間の移り変わりと共にコミュニケーション的記憶は消滅し、文化的記憶へ移行するとのことである。そしてこれら2つの記憶がアイデンティティの問題を規定するに至る。

この議論において問題となるのは、機能的記憶と蓄積記憶は文化的記憶の中にしか存在せず、しかもコミュニケーション的記憶と文化的記憶の相互に影響しあう関係が明確にはされず、あたかも自然に移行するかのように語られる点である。しかしこれらを考慮すると、集合的記憶の変化を考える上での1つの参考になることは確かである。

つまり、彼らの用語を使って1980年代のドイツにおける「国民的記憶」を説明するならば、次の2つの事が指摘できよう。まず1つは戦争を直接経験した人々の減少によって起こるコミュニケーション的記憶による伝達活動の縮小と、増加する文化的記憶での戦争記憶の伝達が挙げられる。いわばコミュニケーション的記憶から文化的記憶へのシフトである。この作用にはコミュニケーション的記憶の喪失を危機と見なして、それを代替する善後策として記念碑などの文化的記憶を創造しようとする力が働くと考えられる。もちろん80年代以前にも“戦中、戦後の苦勞した我々”を表した記念碑や文献など文化的記憶に属するものの存在は数多くみられる。しかしそれらは「国民的記憶」、コミュニケーション的記憶を補完し、同時代の人々の間で定着させる役割を持つものであり、薄れゆく記憶を次世代に伝承することを主たる目的とはしていなかった。ここに世代交代と共に表れる記念碑や文献の持つ意味の違いがみてとれよう。

2つ目には、今まで蓄積記憶でしかなかったホロコーストに関する記憶が、この時期を境として機能的記憶に付け加わったことである。「我々の死者」や「苦勞」の記憶が機能する社会から「ナチス支配下でドイツ国民によって行われた迫害や侵略」の記憶が表に現れ、彼らを悼み、現代社会への警告とする風潮が現れた。そしてそれが「政治的正しさ」の基準として価値を持つ社会へと繋がっていくのである。これは時間と共に進行した当事者達との決別が次の世代にナチズム時代に対する冷静な考察を促したといえよう。かつて68年世代が行ったのは、ナチス期における親世代の行動や罪の追及であり、この時期、それにともなって引き起こされたのは親子間の不仲だけであったが、80年代にはこれが社会を巻き込む大きなものになってゆく。そしてそれ以後、ナチス期にドイツ人が行ったことを自らのものとして引き受けるような風潮が広がっていった。またこの時期、戦時経験者はすでに社会の一線を退いていたために、ホロコーストという事象に対し、客観性をもって対処できるようになっていたとも言えよう。

---

<sup>65</sup>Ibid.

## 第6節：日常史の登場 —ホロコーストの記憶へ

「国民的記憶」転換の要素をもう1つ別の視座を付け加えて見ていくことにする。それが日常史の登場と社会への浸透である。前節でみたように、1980年代において戦争に関する記憶は、コミュニケーション的記憶から、次世代への記憶の伝達を目的とした文化的記憶へとその比重を移していく。そしてそこで立ち現われることになる機能的記憶は、ホロコーストに代表されるようなドイツ人自らの加害の記憶を伴ったものであった。

これらの状況を踏まえ、具体的に何がこの新しい機能的記憶を呼び覚まし、それ以後、ドイツ社会はどのような空間を形成していくに至ったのかを見ておこう。

これまで多くの研究者によって、79年のTVドラマ『ホロコースト』の放映が、国民的記憶をホロコーストへの加害の記憶に転換させるきっかけになったとの指摘がされてきた。しかし本節ではこの変化の原因を、それに先立つ70年代に存在した、より地道な活動の中に見ていきたい。

### (1)：学術界における日常史の確立

1970年代といえれば世界各地で歴史学に大きな変化が訪れた時期であった。いわゆる「社会史」の飛躍的発展と「普通の人々」の歴史への関心の出現である。例えば、社会史研究の先端をいく国家といえればフランスであるが、そこではすでに1920年代より経済史を中心とした「全体史」としての社会史が確立されていた。しかし、70年代、新たに歴史人類学、社会人類学そして心性史などの領域が形成され、更に発展していった。またイギリスにおいても社会経済史の範疇で始まった社会史研究が自立を果たし、70年代初めに民衆史という形で発展を遂げている。これらの動きは瞬く間に世界各地に拡大し、各国に歴史人口学、女性史、都市史、家族史など、社会史の新たな領域を呼び起こし、「普通の人々」への関心を高めていった。

このような流れの中で、ドイツでも今までの伝統的歴史学に疑問を呈すグループが登場し、新たな社会史の分野が形成された。それまで、ドイツにおける社会史<sup>66</sup>といえれば社会構造史、つまりは「政治の社会史」を指していた。そこではドイツ社会がもつ特殊な構造が政治との関連において分析され、近現代の枠組みの中では、特にナチスを生み出した原因が大きな物語の中で論じられた。しかし70年代半ばより、もっと社会のミクロな部分に視点を移した研究潮流が生まれたのであった。つまり“日常史”の登場である<sup>67</sup>。これは

<sup>66</sup>ドイツにおける社会史の起源と発展に関しては早島瑛が「社会と国家のはざま」、日常生活へのアプローチの仕方とはどういうことかに関しては山本秀行が「方法としての日常生活」(両論文とも)『社会史への途』竹岡敬温・川北稔編.有斐閣選書.1995.でその経緯を論じている。

<sup>67</sup>このあたりの事情に関しては井上茂子「西ドイツにおけるナチ時代の日常史研究—背景・有効性・問題点—」『教養学科紀要』19号.東京大学教養学部教養学科編.1986.や、末川清「西ドイツ歴史学の最近の動

フランスやイギリスから導入した民俗学や人類学などの視点から、さらに人間の能動的な活動を取り上げようとした研究であり、ハンス・メデックが率いる新ゲッチンゲン学派が有名である。彼らは特に近代化のプロセスで周辺に追いやられたもの、犠牲にされたものの掘り起こしを行っていった。他の国々と同様に、それまで見向きもされなかった「普通の人々」が地方史、家族史、女性史、人口学、識字率調査など、多様な視点に基づく分析を駆使した研究手法の中で、生き活きと描き出され、価値を与えられたのであった。この研究の成果は、第3節の最後で触れたように、77年に起こったナチスブームへの対応策として公教育にも導入されていく。日常史の視点の導入は、それまで、ヒトラーやナチス幹部だけの犯罪とされてきたユダヤ人の迫害や虐殺を、極めて身近なものとして若者たちに認識させる効果を持った。

## (2) : 民間レベルでの日常史への取り組み

このような学界での新潮流を受け、民間レベルでもいわゆる「草の根」から地域の歴史を掘り起こす活動が盛んになってくる。それは大統領が主催するドイツ史生徒コンクールの活動に積極的に関わっていく市民の姿にも見る事ができる。このコンクールに関してはすでに飯田の研究<sup>68</sup>が詳しいが、1973年、時のハイネマン大統領が提唱し「リベラルな伝統に立つドイツ人の歴史観の強化」を目的として開始されたものであった。13歳から23歳までの青少年を対象とするこのコンクールは毎年1回開催され、79年までに延べおよそ23600人が参加したと言われている。国内での日常史への認知が進むにつれ、このコンクールにおいても1977年から79年まで、計3回に渡って「日常の社会史」がそのテーマに据えられた<sup>69</sup>。これはごく身近なもの、例えば住まいや仕事、近所付き合いなどの日常を歴史の対象として捉え、掘り起こしていくことを主題としていた。このようなコンクールを通じ、例えば学校の先生がチューターとして子供たちの相談にのったり、ルッツ・ニートハンマーらによって確立されたオーラルヒストリーの手法なども活用したりしながら、地域の歴史を細かく調べて、発表するというスタイルが構築されていった。

これは子供達に限ったことではなく、地域の大人達をも歴史探究活動に駆り立てていく。いわゆる「歴史工房」の登場である<sup>70</sup>。主に大学で史学を修めた専門家（高校の教師等）と一般の人々が共同で日常史テーマに取り組む運動である。具体的には郷土史を調べ、展示、報告、そして著作の出版も行っていく。特にかつて親世代の過去を追及した「68年」

---

向「歴史家論争」の周辺」が詳しい。

<sup>68</sup>飯田収治「戦後ドイツにおける現代史教育と「過去の克服」—1980—83年の「大統領懸賞付きドイツ史生徒コンクール」を中心に—」『人文研究』大阪市立大学文学部紀要.第48巻.1996.

<sup>69</sup> 同上.

<sup>70</sup>Aleida Assmann/Ute Frevert. *Geschichtsvergessenheit. Vom Umgang mit deutschen Vergangenheit nach 1945*. Deutsche Verlags ANstalt. Stuttgart. 1999. p.263-266.

世代の教師達は、ナチスのタブーにも果敢に挑戦していった。ドイツに初めて「歴史工房」が登場するのは1979年であるが、それよりも前からコンスタンツ大学などでは「地方社会史」という研究グループが見られる。そして1980年にはベルリンやハンブルクにも歴史工房は誕生し、やがて全国組織へと広がって行く。一定の理論に縛られない比較的自由的な研究方法の中で、それは一種の文化活動として市民に受け入れられていった。そしてそういった作業の中で人々は新しく自己のルーツを見出し、アイデンティティのよりどころを求めるようになっていったという<sup>71</sup>。

このように「日常史」への関心が高まっていた中で放映されたのが、多くの研究者によって「転換のきっかけ」とされているTVドラマ『ホロコースト』であった。1978年にアメリカで製作され、大ヒットとなったジェラルド・グリーン原作のドラマであり、ユダヤ人医師の家族が、ナチス体制下で様々な迫害を「普通の市民から」受け、収容所へ送られ、犠牲になっていく様子がありありと描き出されている。このドラマを通して西ドイツ国民は、我々と変わらぬ「普通」の人として生きていたユダヤ人たちを街中で差別し、収容所へと追いやったのは他ならぬ「我々自身」であったことを想起するに至った。そしてまた、この放映を契機として戦争体験者世代とその子供や孫世代がナチス期について語り合う中においても迫害への理解は深められていった。それまで、ただ単にホロコーストはナチスの犯した罪であり、遠いところで起こった“非日常”の出来事として理解されていたのに対し、この時初めてそれが、実は我々の“日常”の中に存在しており、いかに我々との繋がりが深い事象だったかが理解された<sup>72</sup>。そして人々は“日常”だと思っているものの中に潜む“非日常”の恐ろしさに驚愕したのであった<sup>73</sup>。

この放映を受けて1980年から83年のドイツ史生徒コンクールの主題も「ナチズムの下の日常」に設定された。参加者は19000人を越え、提出作品は3340点に及んだ<sup>74</sup>。子供達は主体的にナチス期の日常を調査し、また関係者にインタビューを直接行うことで、身をもって過去に何があったのかを知り、そしてそれらの過去を自らのものとして受容したのであった。

また、この作業を通じて、今まで忘却されていたようなホロコーストに通じる身近な犯罪の“場”も次々と明るみにでてくることとなった<sup>75</sup>。ナチ時代に焼き払われたシナゴーク

<sup>71</sup>末川「西ドイツ歴史学の最近の動向―「歴史家論争」の周辺―」p.115.

<sup>72</sup>Edgar Wolfrum.“Die Suche nach dem »Ende der Nachkriegszeit« Krieg und NS-Diktatur in öffentlichen Geschichtsbildern der »alten« Bundesrepublik Deutschland” “*Erinnerungskulturen Deutschland, Italien und Japan seit 1945.*” Christoph Cornelissen, Wolfgang Schwentker(Hg.)Fischer Taschenbuch Verlag.2003.p.194.

<sup>73</sup>カンシュタイナーによれば「戦後ドイツ人がこの時初めて自らの名においていかにおぞましい事が行われたかを情緒的に理解した」とのことである。石田『過去の克服』p.239.

<sup>74</sup>実際に提出された作品数とそれに関わった人数がここに挙げたものであり、実際このコンクールにチャレンジした人数はこれよりもずっと多くなる。

<sup>75</sup>香川壇「記憶の公共空間に介入するアート ―歴史意識としての<証跡保存>」『ドイツ研究』43号、ドイツ学会.2009.p.26.

の跡地、強制労働キャンプの置かれた工場跡、そしてユダヤ人たちが集められ、送り出されていった仮設収容所の跡地の記憶など、すでに蓄積記憶の奥の奥に沈んでしまっていた事象が次々と機能的記憶へと浮上したのである。そしてこれらを再発見した若者たちは、それぞれの場所に目印として標識の設置を行うよう行政に働きかけ、その多くが 80 年代後半から記念碑や記念施設として西ドイツに立ち現れることとなった<sup>76</sup>。

しかしこの時期、日常史への取り組み、特にこのようなコンクールへの参加とナチス期における人々の行動探求には「郷土に泥を塗る」や「身内を悪くいう」などの理由から反対する人々も多かったという。実際、学生を指導した教師は陰険な誹謗にさられることもあり、また一連の調査の過程で新たに発見された「迫害の痕跡」を残そうとする運動が妨害された事実も多数存在したとのことである<sup>77</sup>。しかしこのような一面を持ちながらも、ナチ時代の記憶は西ドイツ社会において確実に大きくなってゆく。しかもこれ以降、ホロコーストに関して、それまでは常に「ナチスが・・・」と語られていた主語が、「ドイツの一般の人々が・・・」に変化する。これは、戦後の西ドイツを構成してきた「被害者意識」を中心とする「国民的記憶」に代わって、「加害者」としての我々の記憶が新しく出現したことを意味していると言える。

このような機能的記憶の流動化、「国民的記憶」の変容はドイツ社会に大きな影響を及ぼし、その空間形成を新たにしていっていった。それまでほとんど忘却されていたナチス期の過去が「日常史」からの掘り起こしによって機能的記憶へと移行し、それが世代交代と共に進行していたコミュニケーション的記憶から文化的記憶への移行の流れにのることで、数多くのホロコーストに関する追悼施設や記念碑を出現させたのであった。これら記念碑についての詳細は第 3 章に譲るが、この一連の流れは 90 年代、統一以後、ますます盛んになるのである。

## 小括

本章では、西ドイツにおける 1970 年代前半までの「過去の克服」と「国民的記憶」の形成を再考したうえで、1980 年前後に起こった記憶の転換について検討し、その原因とそれ以後の西ドイツ社会空間の一端を提示した。そこで明らかとなったのは、70 年代前半までは、対外政策としての「過去の克服」と、国内状況として「被害者としての国民的記憶」が同時に存在していたという特徴である。この相反する状況は、国際関係の中で、特に冷戦の中で、ナチスの過去への対応を迫られた西ドイツ政府と、「共通の苦悩」や「国民的追

---

<sup>76</sup>1985 年には 12 の記念遺跡施設が存在し、約 100 の市民発議が存在するまでになる。Detlef Garbe, *Gedankstätten: Orte der Erinnerung und die zunehmende Distanz zum Nationalsozialismus*, "Holocaust: Die Grenzen des Verstehens", Hanno Loewy (Hg), Reinbek, 1992, p.263.

<sup>77</sup>飯田「戦後ドイツにおける現代史教育と「過去の克服」—1980—83 年の「大統領懸賞付きドイツ史生徒コンクール」を中心に—」 pp.56-57.



悼、哀悼」といった国民国家の形成条件に基づいて立ち現われた「被害者共同体」としての西ドイツ国民という複雑な関係に由来するものであった。

この関係が変容し、「過去の克服」を押し進める政府と歩みを同じくする「自らの罪としてのホロコースト」を引き受ける西ドイツ社会の登場は、これまで言われてきた「TVドラマの放映」といった単発的なひとつの大きな「点」だけでは説明のつかないものであった。本章においては、「世代交代」や「日常史」といった別の要素の実態や出現背景を分析し、70年代後半から国民の間で形成されてきた「過去の克服」の下地となった部分を描き出した。特に「日常史の登場」は80年代以降の西ドイツ社会の保持する記憶を見る上で、非常に重要な要素であり、これが西ドイツにおける「記憶の転換」の根底をなすもの、点と点をつなぐ基盤となったものとも考えることも可能であろう。「日常史」は経済史や政治史など比べて、より国民的記憶に訴えかけ、共感を呼ぶところが大きいからである。

また、この新しい西ドイツの「国民的記憶」は、国内だけでなく、国外からの様々な働きかけによっても形成されることになったという意味で、いわば国際関係の申し子であったことも忘れてはならない。特筆すべきは50年代、60年代に西ドイツの国際的信用失墜を狙って東ドイツによってなされた数多くの「西ドイツに今も残る旧ナチスの高位高官や体制」の暴露である。これらは結果的に西ドイツの人々に、かつての体制に目を向けさせ、考えさせる機会を与え、ナチからの脱却の起点を与えたと言えよう。そしてここから育ったこの申し子は、この西ドイツの「国民的記憶」は、時代とともに変化し、最終的に大きな国際的評価に包まれて統一ドイツへと引き継がれていったのである。

## 第2章：東ドイツの「国民的歴史」の形成と変容 —教科書の中にみる第二次世界大戦とホロコースト—

本章では、東ドイツにおける第二次世界大戦、そして特にホロコーストの「記憶」と「歴史」について見ていく。主な史料として扱うのは、東ドイツの歴史教科書である。

まず、東ドイツ建国の背景を再度確認しておこう。東ドイツは国家建設にあたり、何にその正当性を求めたのであろうか。それは、“反ファシズム”の「伝統」に、であったと言える。序章でも見たように、ソ連主導で押し進められた建国ではあったが、その指導部に収まったのはウルブリヒトやクチンスキーなどナチス時代に身の危険を冒してナチスに抵抗をしてきた人々であった。反ファシズム亡命者、レジスタンス闘士、収容所サバイバーとしての共産主義者など、彼らの思想はワイマール共和国からの伝統を受け継ぐものとされ、社会主義の世界において賞賛された。そして戦後、国内で行われた非ナチス化は政府の官僚機構、司法組織で特に徹底され、法において、ナチ的活動やナチ的・ファシズム的シンボルの使用禁止が、そしてナチスと戦争犯罪人の追及が強く実行に移された。また憲法第6条第1項においても「ドイツ民主共和国においてはドイツ軍国主義とナチズムを一掃した」と明記され、東ドイツにはもはやファシズム、そしてそれを支えた資本主義、軍国主義、報復主義は消え去り、それらを信奉するものはすべて西に行ったと宣言することが出来たのであった。そしてこの考えに基づいて、東ドイツのイスラエルへの国家賠償は放棄され、外交の場面においても西ドイツとは異なり、イスラエルに対して強気に打って出ることが可能だったのである。

また、国内に残ったユダヤ人たちの扱いでは、ユダヤ民族としての特別な賠償は見られなかったが、個人的なレベルとしては行われていた。例えば収容所サバイバーやレジスタンスとして活躍していたユダヤ人には、その功績に基づいてドイツ人共産主義者やレジスタンス英雄のそれと同じレベルでの待遇が与えられた。保養所の優先使用、住居や職場の優先提供、また月額1350マルクの恩給授与や年金受給年齢の5年引き下げといったものである。このように、人種のいかに問わず、戦時中の行動が、現在を規定したのである。

確かに東ドイツ上層部の出自は“反ファシズム活動家”や“抵抗闘士”であることに間違いはなかった。しかし、一般の東ドイツ国民となった市民はどうなのだろうか。実際ドイツ民主共和国の土地は第三帝国時代には中部ドイツと呼ばれ、ヒトラーに熱狂する人々の割合がもっとも高かった地域であった。なぜ、昨日までのナチス支持者が、当時彼らが最大の敵と見なしていた共産主義者、共産主義国におとなしく従ったのだろうか。

まず考えられる要因としては、戦後まもなくからソ連占領地域(東ドイツ)で行われた“再教育キャンペーン”と呼ばれるものが挙げられる。これは戦時中、どれだけ熱心にナチスを支持していた国民であっても、戦後ドイツ社会主義統一党(SED)に加盟さえすれば、それでの一切のナチスドイツへの支持が不問に付されるというものであり、これはソ連占領地

域において各人のもっとも明確な反ファシズムの証明と見なされ、強く推進、実行されたのであった。もっといえば、この政党に入党さえしていれば、戦後の社会・経済活動や受け取れる援助などの手続きをスムーズに展開させることが出来るといった、国民にとっては非常に都合の良いシステムが存在していたのだ。もちろん次第に強化されていく企業の人民所有化やソ連型農地改革には多くの反対者が存在したが、彼らの声はソ連の軍事力を背景に沈黙させられていった。またこの時期はまだ西側占領地区への移住も可能であり、政策に不満のある人は次々と東を去って行った。これらの事情によって不満をもつ人々の声は分散させられ、大きな問題にならなかったと考えられる。実際、両ドイツ国家が創設される以前の1945年から48年の間だけでも732,100人が西側地区へ移ったとのことである<sup>78</sup>。

そしてもう1つ考えられる要因が、近代以降のドイツの度重なる国家体制の変更である。東ドイツの人を例にあげて説明すると、例えば1918年に15歳でヴィルヘルム帝の臣民であった人は、そこから33年までの15年間をワイマール共和国国民として過ごし、33年から45年まではナチスの帝国民として、そしてその後はソ連占領地区の人民、社会主義国家の国民となったのであった。つまり、個人的な葛藤はそれぞれ各人において持ちえようが、人々は全体としての体制転換に慣れていたと考えられる。このような様々な要素から東ドイツは、国民全体が“反ナチス”の伝統を、そしてその記憶を共有する「均質な空間」を創造することが可能であったと言える。

そして東ドイツにももちろんソ連軍による多大な被害にあった人々、そして東部領土からの被追放者(約460万人)が存在したのだが、彼らの体験談や記憶は意識的に忘却され、西側との対立において、ファシズムの勝利者という記憶が過大に強調されたのであった。

このような背景のもと建国された東ドイツは、第二次世界大戦に関して、どのような記憶を公的なもの(「国民の歴史」として提示し、国民形成を図る手段の一つとしていたのだろうか。序章ですでに述べたが、このテーマにおける東ドイツを対象とした研究は、未だ西ドイツを対象としたものほど盛んではなく、また、いくつか存在する研究においても、統一後、旧西ドイツ出身の研究者による一方的な解釈にさらされてきたものが多いのが現状である。そこでは「ホロコーストについては教えない」、「教条的」、「全体主義的」で、「ずっと同じの」という一面的な東ドイツ批判を含んだ評価が一般的である。

しかし、本当のところはどのような「国民的記憶」が存在し、それは東ドイツ40年の中で、いかなる変化をみたのだろうか。先にも述べたように、東ドイツについては、西ドイツと異なり、「国民的記憶」に関する研究はまだ手つかずの状況である。よってここでは、国民的記憶に大きな影響を及ぼす「歴史教育」に焦点を当て、「国民的歴史」の側面から、この問題を見ていくことにする。具体的には、東ドイツにおいて出版された歴史教科書の

<sup>78</sup>D・オットー「国民の歴史的な展開に関する図表」『ドイツ国民とナショナリズム 1770-1990』末川清／姫岡とし子／高橋秀寿訳編.名古屋大学出版会.1999.p.21.

内容を改訂版ごとに分析することで、この国家が公式に表明した「国民の歴史」や「歴史観」の一端を捉えていく。そして同時に、時代ごとにおけるそれらの変化の実態を明らかにする。

## 第1節：教科書と国民教育

東ドイツが国民に共有してほしいと願う「国民的記憶」や「歴史」を見るにあたり、まずは教科書という素材を分析する意義について確認しておく。

国民国家において「自分は何人であるか」といったナショナルアイデンティティの形成を推進する装置の1つが、義務教育による「国定／検定教科書」を使用した「歴史」の授業であることはすでに多くの研究によって指摘されている<sup>79</sup>。

ドイツ、ゲオルグ・エッカート国際教科書研究所所長であるジモーネ・レシッヒは「文化外交か歴史教育か—教科書対話と共通教科書に関する再考—」<sup>80</sup>において、「教科書は国民教育の理想的な道具であり、それは当然のことと言える」とし、「一般的な教科書の知識、特に歴史教科書についての基本的特性」を以下のように示している<sup>81</sup>。

- 1：教科書は国によって承認された教育課程に基づき、そこでは何が重要で中心的または周縁的であるかが規定され、同時にどのような文脈に配置されるかも決定される。
- 2：教科書は特に国家によって認定された情報を伝えている。そこにはあたかも真実を約束する公式「スタンプ」を誇らしげに身につけているかのように見受けられる。
- 3：少なくとも歴史科目において、教科書は今日でも従来通り、教室で最も重要な教育媒体である。

そして「広く配布されている事実と教科書の情報の大部分が国によって認定されたものであることを証明できれば、政治的影響力を有する社会統制の道具としての教科書の妥当性が明確になる」と指摘する。

東ドイツの場合「Volk und Wissen」社、ただ1社が、ただ1つの教科書（改訂は有り）を出版し、それが全国で同時に使用されていたことが非常に特徴的であり、社会統制の道具としての妥当性は、州ごとに採用教科書の異なった西ドイツよりも強固なものだったと言えよう。「教科書は時代を映す鏡のような存在であり（中略）現実に対してどのような見解や認識が議論の余地のないものとされているのか、いかなる文化的基盤や秩序、社会的・

<sup>79</sup>例えば、中本真生子は「教科書の中のアルザス・ロレーヌ」において、「初等教育というシステムと国民形成の関係は、洋の東西を問わず高い関心を集め・・・その中でも特に注目を集める素材の1つが、教科書である。」と学校教育（特に歴史教育）と国民形成の重要性を指摘し、「教科書には、まさに国家が子どもたちに教えたい内容が、価値観がつまっている」ことを確認している。『アルザスと国民国家』晃洋書房.2008.pp.33-37.

<sup>80</sup>J・レシッヒ「文化外交か歴史教育か？ - 教科書対話と共通教科書に関する再考 -」佐藤健生.N・フライ編『過ぎ去らぬ過去との取り組み—日本とドイツ—』岩波書店.2011.

<sup>81</sup>同上.pp.204-205.

政治的概念が次世代に伝えられるべきものなのかを明示している」<sup>82</sup>のだ。

かつて 1600 万人が暮らし、40 年間に渡って存在した国民国家、ドイツ民主共和国。

この国がどのような記憶を公的なものとして提示し、国民形成を図る手段としていたのかを、教科書という素材を使って分析することで、東ドイツにおける「国民的記憶」の一端が、またアイデンティティの拠り所となる風景が浮かび上がってくるだろう。

## 第 2 節：東ドイツの「国民的記憶／歴史」研究の現在

DDR における第二次世界大戦やホロコーストに関する「国民的記憶／歴史」や歴史教科書・教育に関して、現在までどのような研究、見解があるのだろうか。ここでは以下 3 つに分けて整理しておく。

### (1) 東ドイツの歴史教科書分析

まず東ドイツの歴史教科書は教育学の分野において「東ドイツの学校制度と歴史教育」を紹介し、「社会主義体制における歴史」を考察する形で扱われることが多い。例えば、木谷勤や大江一道らが 1983 年に 1977 年版の東ドイツ歴史教科書を全訳して出版しており<sup>83</sup>、その巻末の解説において、東ドイツの学校制度や歴史授業の実態を紹介し、同時にこの教科書のもつ特徴や東ドイツにおける「国民の歴史」が孕む問題点を指摘している。

そこでは「(この教科書では) 歴史を動かす原動力としての人民闘争の役割が強調され、闘争の諸条件、闘いの中での人民の苦しみと喜び、指導者の姿、闘いの成功と失敗の原因の分析が豊富」であり、「ドイツ共産党や第二次世界大戦中の独軍占領下のソ連その他の地域でのレジスタンスに関する記述が他国の教科書と比べても格段に詳しい」とその特徴が述べられている。その上で「どこの国の教科書も多かれ少なかれ自国本位であったり、政府の立場に忠実であったりするのであるから、DDR の教科書についてだけその「党派性」を云々するのは酷かも知れない。しかし・・・味方、すなわち進歩的陣営の内部に生じた否定的要因や現象について「臭いものに蓋」式の態度が目立つのが気になる」<sup>84</sup>と、この教科書の持つ「マルクス・レーニン主義の立場に立った歴史観・党派性」を問題視し、提示している。東西冷戦下にあつて、社会主義陣営の書作物やシステムを紹介する研究者は、どちらかといえばそれを肯定的にとらえる傾向が見受けられるが、木谷は努めて中立的に、冷静に事実の分析を行っているといえよう。

また「過去の克服の有無」や「反ユダヤ主義教育の十分さ」といった議論に関係する形

<sup>82</sup>同上.p.207.

<sup>83</sup>R・ダウ他著『ドイツ民主共和国 4・5. 世界の教科書＝歴史』木谷勤編訳.ほるぷ出版.1983.

<sup>84</sup>木谷「ドイツ民主共和国の学校制度と歴史教育」同上.p.249-250.

で、大串隆吉は木谷の翻訳したテキストを分析対象とし「東ドイツの右翼急進主義と青年教育」を記している<sup>85</sup>。これは統一後、旧東ドイツ地区の青年の一部がネオナチ行動をとることにに関して、東ドイツ時代の教育のどういったところに問題があったのか、具体的には歴史教科書の内容にどういった反ファシズムの視点が欠けているのかを分析したものである。彼は、「共産党とナチスの対立という歴史の単純化とソビエトの過大評価」が、そして「一般庶民の戦時経験と教科書における歴史とのかい離の放置」が反ナチ教育を損なっていた、と最終的に指摘する。これは東ドイツの歴史教科書を分析対象の中心においた数少ない研究の1つであり、70年代80年代前半の東ドイツにおける歴史教育の行き詰まりが明らかにされている。

## (2) 教育制度・カリキュラム

次に「東ドイツの歴史」が問題となるのは、統一後のドイツにおいて旧東ドイツの学校システム、歴史教育の内容、カリキュラムがいかに西側のものに統合されたか、に関する研究においてである。これについては大野真由美<sup>86</sup>やアンドレアス・フィッシャー<sup>87</sup>らの著作に詳しい。彼らは東ドイツが連邦共和国へと統一される際に行われた学校教育システム、カリキュラムなどの移行とその影響についての研究を行っており、その一環として、1988年や89年を中心に東ドイツにおいて掲げられていた歴史教育の目標や内容、その特徴について紹介している。その中で東ドイツの歴史教科書は「画一的」、「イデオロギー的」、「唯物史観」、「現行の権力構造の正当化」と位置付け、理解されている。そして、教科書にカチンの森事件やハンガリー動乱、そしてオーデル＝ナイセ以東の領土に関する記述が欠如している事実などから、西ドイツと比較して東ドイツは「多元性のない国家」「1つの世界観しか許されない社会」であったと結論づけている<sup>88</sup>。

これら(1)・(2)の研究に共通しているのは、扱う年度に差はあれ、どこか1つの年代の教科書やそのシステムを分析している点である。ここから浮かび上がるのは、40年間における東ドイツの歴史観や教科書の記述内容に変化は存在したのか、していないのか、という疑問であり、40年間を通して構築されてきた公的な「国民の歴史」とは何であったのかといった、全体像への探求心である。教科書は改訂されており、各版のテキストの比較分析も東ドイツの教育を知る上で、また東ドイツがどんな歴史を伝えてきたのかを知る上で必要である。また、第二次世界大戦全般や建国の記憶がどう語られ、記述されてきたのかについて、「国民史」の実態をその変遷と共に具体的に明らかにする必要もあるだろう。確か

<sup>85</sup>大串隆吉「ドイツの右翼急進主義と青年教育：何が問題だったのか」『人文学報』東京都立大学.1995.

<sup>86</sup>大野亜由美『旧東ドイツ地域のカリキュラム変革 - 体制の変化と学校の変化-』協同出版.2001.

<sup>87</sup>Andreas Fischer. *Das Bildungssystem der DDR: Entwicklung, Umbruch und Neugestaltung seit 1989*. Darmstadt. 1992.

<sup>88</sup>大野『旧東ドイツ地域のカリキュラム変革 - 体制の変化と学校の変化-』 p.92.

に東ドイツでは、西ドイツのようにホロコーストの加害の罪の記憶は「国民的記憶／歴史」にはならなかったかもしれないが、別の、何が、その役目をはたしていたのかについて検討の余地が残るところである。

### (3) Nation 論の変化

上の2点で確認したように、今まで「東ドイツの国民の歴史」は時代区分による大きな流れ、変遷という視点では顧みられてこなかった。しかし東ドイツの「ネーション形成」や「国家観」に関してはそれぞれ政治学的、社会学的見地からすでに時代区分が設けられ、その変化が説明されている。ヴァルター・シュミット<sup>89</sup>や永井清彦<sup>90</sup>はその著書において、東ドイツは60年代まで西ドイツとの関係において「1つのネーション、2つの国家」を主張していたが、70年代になって明確に「2つネーション2つの国家」を主張するようになったと指摘する。つまりが「ブルジョワ的西ドイツネーション」と「社会主義的東ドイツネーション」の形成である。かつて60年代まで「ドイツの一体性は疑いようのないものだ」としていた見解から180度の変化を見せ、「東ドイツ人」のオリジナリティーが叫ばれるようになるのである。

またメアリー・フルブルックも東ドイツを検証するときに使われている時代区分として、例えば政治学的には「①1949年-71年のウルブリヒト時代 ②71年-89年までのホーネッカー時代 ③89年-90年の共産党支配崩壊から民主的政府への移行期」の3つの時代区分が存在すること、またマルクス主義歴史家であれば、「①1945-49年の反ファシズム民主体制への転換時代 ②49年-61年の社会主義体制の基盤形成時代 ③61年-84年の発達した社会主義社会の更なる構築の時代」といった具合に区分し、社会分析を試みている旨を指摘している<sup>91</sup>。

彼らが指摘する「ネーション観」や「国家観」の変化区分の存在を是認するならば、今まで「ずっと同じもの」や「ある一時期の点」で捉えられてきた「東ドイツの国民の歴史」にもなにかしらの動きが見いだせるはずである。

## 第3節：東ドイツにおける教育制度と歴史教科書

歴史教科書の内容を具体的に見る前に、東ドイツにおける教育制度及びその目標と歴史教科書の成り立ちについて確認しておく必要があるだろう。

東ドイツにおける学校制度はまず、ソ連占領下における「ドイツの学校の民主化に関す

<sup>89</sup>Walter Schmidt. "Das Zwei-Nationen-Konzept der SED und sein Scheitern: Nationdiskussionen in der DDR in den 70er und 80er Jahren" Gesellschaftswiss Verlag. 2008.

<sup>90</sup>永井清彦「東ドイツにおける Nation 論の変貌とドイツ政策」『総合研究所報』第12号. 桃山学院大学. 1986.

<sup>91</sup>フルブルック『二つのドイツ』 pp.16-17.

る法律」でもって確立された。これは 1946 年 6 月 12 日に施行された教育制度に関する法律であり、前文と全 7 条項によって構成されている。「青少年たちをナチズムと軍国主義から完全に解放し、平和と民主主義を愛するように教育する」との理念の下、8 年制の義務教育・基礎学校を全国に設置するものであった。公立のみの、世俗化された、しかも無償で通える学校というのはドイツ教育史上初めてのことであった。

この教育制度は 1959 年に「ドイツ民主共和国における学校制度の社会主義化に関する法律」によって改訂された。東西冷戦の深化にともない、その教育内容もそれまでの「民主化」に重きを置いたものから、ソ連を範とする「マルクス・レーニン主義教育学」へと変質したのであった。またそれまで 8 学年義務教育制であったものが、5 年の移行期間を経たのち、10 学年制の基礎教育学校として再実施されることになった。

(表 2)<sup>92</sup>

1946 年～60 年(60～65 年は移行期間)		(1960) 1965 年～	
3 年間 (4 歳～6 歳)	幼稚園	3 年間 (4 歳～6 歳)	幼稚園
8 年間 (7 歳～14 歳)	基礎学校	10 年間 (7 歳～16 歳)	義務教育学校
3 年間 (15 歳～17 歳)	職業学校	2 年間 (16 歳～18 歳)	職業学校
4 年間 (15 歳～18 歳)	上級学校		
それ以上	大学	それ以上	大学／専門学校

これによって歴史教育の授業自体は第 5 学年から開始され、初年度は週に 1 時間、その後は週に 2 時間行うと決められた。ここでの目標は、徹頭徹尾、学校制度の社会主義化を図り、60 年代半ばまでに資本主義から社会主義への完全移行を完了させ、社会主義的生産関係の勝利を決定的なものにする事であった<sup>93</sup>。

そしてこの法律は教育制度の移行に伴い、再度、1965 年に改訂され、「統一社会主義教育制度法」となった。教育の全体目標として“社会主義的人格”を作り上げる事が挙げられ、「生徒と学生が民主共和国への愛情と社会主義への成果の誇りを持てるよう教育されるべき」と規定された。学校は「社会主義的徳徳の意味における諸特性を発展させ、「東ドイツへの愛」と「社会主義の業績への誇り」を伝達し、「未来は全ドイツが社会主義となる」ことを確信させる所とされたのであった<sup>94</sup>。この一文からも東ドイツが、自国の青少年たちを“東ドイツ人”に成長させる場として学校教育に強い使命を与えていることが伺えるであろう。

このような中、歴史教科書は終始一貫して東ドイツの国营出版会社である Volk und

<sup>92</sup>大野『旧東ドイツ地域のカリキュラム変革 - 体制の変化と学校の変化-』を参考に筆者作成

<sup>93</sup>天野正治・結城忠他編『ドイツの教育』東信社.1998.pp.348-352.

<sup>94</sup>大野『旧東ドイツ地域のカリキュラム変革 - 体制の変化と学校の変化-』 pp.89-90.



Wissen Volkseigener Verlag Berlin（民族と知識社）において出版されている。この会社は1945年にライプツィヒとベルリンにおいて創設され、東ドイツにおける全ての教科書を一手に扱っていた。詳細は後の節に譲るが、教科書は党が選出した歴史研究者や党の局員によって書かれ、全国一律に同じ教科書を使用するのが特徴である。

また歴史教科書に限って言えば、40年に渡る東ドイツ時代を通じて、大きく7回の改訂が不定期に行われている。それに合わせて第二次世界大戦と建国について学習する学年も若干の変化をみるが、おおむね8学年から10学年、つまり14歳から16歳にかけて学習することになった。小学校、中学校、高校と3度も繰り返して古代から現代にかけて学習する日本の歴史学習システムとは異なり、ドイツでは1学年ずつ、古代から現代へと積み重ねて学習するようにカリキュラムが組まれている。これによって学年が上がってから学習される「現代」の分野は、必然的に「古代」に比べてその教科書記述内容や文体はより難しく、より詳細になるという特徴を持っている。

#### 第4節：歴史教科書の中にみる東ドイツにおける公的な「国民史」

改定版ごとの歴史教科書の内容を具体的に確認する前に、東ドイツにおける第二次世界大戦に関する全体を通しての特徴を述べておく。この国における第二次世界大戦に関する記述は全版に共通して「1945年のファシズムに対する勝利」を終着点とし、ファシズム及び、それへの抵抗の原点をワイマール期に見だし、記述していくのが特徴である。ワイマール期を帝国主義者、独占資本家、そしてファシストたちによる経済的、イデオロギー的戦争準備期間と捉え、彼らに抵抗する共産党の姿がメインとなって歴史が展開していく。ヒトラーを生み出した直接の要因は、資本主義世界が引き起こした世界恐慌（1929年）であり、ドイツ独占資本家たちがヒトラーに政権を与えたと解釈される。そしてその政権付与に一貫して反対していたのが共産党であり、彼らの反ナチ活動が中心となってドイツ史が進んでいく。そして共産党の役割や闘争と共に、ナチによる共産党員弾圧の経緯が詳細に記述される。つまり、第二次世界大戦の終結、ナチスからのドイツの解放が一大重要事項であり、それを見越して歴史が“逆読み”されて描かれていくのである。

##### (1) 1956～59年

それではまず、東ドイツにおいて出版された初めての歴史教科書から見ていこう。この教科書は1956年から59年まで使用されたものである。1960年まで初期教育制度の下、8学年義務教育制が採られており、この教科書は最終学年である8学年（14歳）で用いられていた。子供達は「ロシアにおける1917年の革命」から、「1945年の第二次世界大戦終結」までの内容（全189ページ）を1年間かけて教わる。戦後10年がたち、また49年

の国家建設からすでに7年を経てはいるが、いまだ東ドイツ建国に関しての項目は無く、45年の戦争終結で終わっている。書き手はSED中央委員会に属する社会学研究所やロストック大学の研究員であった。例えば、編者であるシュテファン・ドゥエルンベルク(1924-2010)はユダヤ人でKPD役員であった両親の下、ソビエトのカール・リープクネヒト学校で大学入学資格を取得している。その後、赤軍兵士としてナチスと戦ったのち、ドイツにおいて「労働運動」の専門家として博士号を取得した人であった。

共産党の対ナチ活動をメインに進行する歴史書ではあるが、その中でも注目したいのは、以下3点であり、まず初めはナチ政権下の一般国民の位置付けに関する記述についてである。

「ドイツ国民(Volk)は戦争を望んではいなかった。それにもかかわらずファシズムは学校、大学、教会、劇場、新聞、ラジオ、そして映画を使って国民を戦争賛成へと導くことに成功した。」<sup>95</sup>「ナチスは他民族を奴隷化するために、いかに優れた支配民族であり、その為、他の民族、人種を隷属化できるのだ、という酷い学説を広めた。これにより、ドイツ人の中にうぬぼれ、国粹主義、人種差別が引き起こされた。」<sup>96</sup>また「ドイツ民族の多くはヒトラーの嘘といかさまを見破れなかった。」<sup>97</sup>など、ここではナチ体制を受け入れて、また、それに賛同して過ごしてきた人々を“騙されていた・ナチの犠牲者”であるという位置付けにより免罪し、現在の東ドイツ国民の範疇へと受け入れている様子が見て取れる。

また国民の受けた戦時中の被害は、「米、英による空襲被害」だけが強調される。「1945年、2月14日。避難民であふれる市民都市ドレスデンがアングロアメリカの空襲にさらされ、市民35000人が死の犠牲者となり、街は廃墟と化した。」<sup>98</sup>「ソ連軍がドレスデン解放に迫っているのに行われた空襲であり、軍事的に何の意味も持たない空襲であった。」<sup>99</sup>

この時期、東ドイツ社会を形成する人々のほぼ全てがナチ政権と第二次世界大戦経験者であり、そのほとんどがナチスに賛同、容認していた過去を持つはずである。しかしそれを、「騙されていた我々」と「騙したヒトラーファシスト」と区別することで、また米英による空襲被害を強調して記述することで、全体的に「“帝国主義者”から被害をうけた共同体」である「国民」の存在が、「現在」の社会情勢と関わって浮かび上がる。東西冷戦が深まって行く中で、西側世界の残虐性とナチズムの残党は同時に描かれ、西側を批判していく構図が出来上がる。それはヒトラーへの全権委任法が採択された1933年の説明に「この時期ヒトラーに賛同した国会議員には、今日のボン政府大統領ホイスや、連邦大臣カイガーやその他がいる。」<sup>100</sup>という一文や、「ヒトラーやナチス幹部は自殺を始めるか、アメ

<sup>95</sup> *Lehrbuch für Geschichte 8. Volk und Wissen*.1956.p.132.

<sup>96</sup> *Ibid.*

<sup>97</sup> *Ibid.*,p.134.

<sup>98</sup> *Ibid.*,p.175.

<sup>99</sup> *Ibid.*,p.175.

<sup>100</sup> *Ibid.*,p.129.

リカへ逃げた。」<sup>101</sup>といった記述からも理解出来よう。

またソ連軍によって解放されていく東方の国々やベルリンの様子は書かれていても、そこで行われた赤軍による市民への暴虐に関しては全く触れられることはない。

このように「被害者共同体」として描かれる東ドイツではあるが、次に注目したいのは、これと同時に書かれる抵抗闘士に関する箇所である。この版では闘士として、共産党指導者のテールマン、フランツ・ヤコブとアントン・サエコフのグループ、シュルツ・ボイセンとハルナックグループ、またハインツ・カペレの反ナチビラ活動に、スポーツ選手ヴェルナー・ゼーレンビンダーの活動、そして現大統領であるヴィルヘルム・ピークの6グループが抵抗闘士として紹介されている<sup>102</sup>。

この他に白バラ抵抗運動も紹介されるが、今は西側の土地であるミュンヘンでおこったこの活動は、「スターリングラードでの赤軍の勝利を受けて」という前置きの後で、「ハンストゾフィー・ショル兄妹を中心にミュンヘンの学生にナチスとの闘争を呼びかけるビラがまかれた。」という事と、1943年2月に彼らが処刑された事が記述される<sup>103</sup>。

またシュタウフェンベルク伯による7月20日、ヒトラー暗殺事件も記述はされるが、それは全面否定的に、であり、「優柔不断でいたずらのようなこの将校反乱は何の成果も無く、ただ、後にこの作戦に参加したもの、しなかったものを問わず大量処刑を招いただけのものであった。」と紹介されている<sup>104</sup>。このクーデターを起こした人々多くが、地主や貴族層出身の保守派であり、これは共産党からみれば、同じ政治的階級の中での取り組みにすぎなかった。そしてそこには支配層の転換に繋がる要素は無いものとされ、レジスタンスとは認められなかった。

最後にホロコーストに関する記述を挙げておこう。前述したように、「ホロコーストに関する教育はされてこなかった」と指摘されることもある東ドイツであるが、すでにこの版にニュルンベルク法の可決とその後のユダヤ人迫害の激化について明確な記述がされている。たとえば、「全てのユダヤ人職員が解雇され、ユダヤ人と非ユダヤ人との結婚が禁止された。ユダヤ人墓地や礼拝堂への侮辱行為はヒトラードイツにおいて日常光景となった。ファシストたちは絶滅収容所で、約500万人ものユダヤ人を殺した。それは全欧州ユダヤ人の過半数に達する」<sup>105</sup>といった具合に、である。

また大戦中の「抑圧民族の苦悩と抵抗」の項目においても、ナチスが人々を強制労働させたこと、そして虐殺したことが叙述されている。「教授、エンジニア、聖職者、政治家、ユダヤ人、フランス人、チェコスロバキア市民、ロシア市民と将校・・・囚人は部屋の中で裸にされ、毒ガスを流しこまれた。毒ガス、チクロンB、1グラムで1人殺すのに十分

---

<sup>101</sup>Ibid.,p.178.

<sup>102</sup>Ibid.,pp.169-171.

<sup>103</sup>Ibid.,p.171.

<sup>104</sup>Ibid.,p.172.

<sup>105</sup>Ibid.,p.134.

であった。ドイツ資本家はこの大量殺人で稼いだ。生産会社は **Tesch-Stabenow** で年間 **190.000kg** 生産。供給会社は **IG-Farben** コンツェルンであった。金歯は **SS** の人でなしによって犠牲者からはぎ取られ、服や装飾品は強奪された。人の脂肪から石鹼を創り、人を燃やした灰は肥料として売られた。・・・アウシュヴィッツだけで **500** 万人殺され、全部で **1100** 万人が犠牲となった。」とこのように非常に細かい記述がされている<sup>106</sup>。確かに、ユダヤ人に特化した記述ではないかもしれないが、この時期、西ドイツの教科書にはほとんどホロコーストについての記述が無かったことを考えると、「全く教育されていなかった」という評価は誤りと言えよう。

このように初期東ドイツでは空襲や被害の記憶、抵抗闘士の活躍、そしてホロコーストをはじめとするユダヤ人の迫害についての3点を中心に、「国民の歴史」が形作られていたのである。

## (2) 1960～65年

1959年に「東ドイツにおける学校制度の社会主義化に関する法律」が可決、翌60年からはこれまでの8学年義務教育制度から10学年義務教育制度への移行と、東ドイツの教育制度は大きな変化を経験した。これにより、「ロシア10月革命」から「1939年」までを9学年で、そして「第二次世界大戦」から「1960年(1963年)」<sup>107</sup>までを10学年で学習することとなった。教科書の分量もずいぶんと増え、9学年用テキストは全部で約300ページ、10学年用は全360ページ(1部が約160ページ、2部が約200ページ)となっている。第二次世界大戦の記述も前版の倍以上となった<sup>108</sup>。書き手は前の版と同じくシュテファン・ドゥエルンベルクを長とした社会学研究所やロストック大学のメンバーであり、戦時中は抵抗闘士として活躍した過去を持っていた者たちであった。

この教科書の特徴は、まず、前の版にもある「ソ連における社会主義の勝利」に関する記述が激増することだろう。1921年から36年のソ連の歴史だけでも37ページが割かれ、しかもそれは自国の同時期の歴史記述よりも先に書かれるのである。「同士」という言葉が人名につけられることもしばしばであり、ソ連の活動家との連帯が感じさせられるものとなっている<sup>109</sup>。ちなみにこの教科書において、ドイツ、ソ連以外の国の歴史、が項目立てられ記述されるのは「スペイン」と「中国」におけるファシズムからの解放史」だけであ

<sup>106</sup>Ibid.,pp.158-160.

<sup>107</sup>10学年用教科書は62年に編集が、そして63年に一度改定が行われ、63年までの社会の動きが付け加えられ、2冊に分けられた。だが、第二次世界大戦や建国に関する記述部分に変化はないため、この時期に出版された教科書をひとまとめに扱う。ちなみに62年まで使用されているテキストは全375ページである。

<sup>108</sup>現在、日本で使用されている中学歴史教科書、『歴史的分野』(日本分教、平成23年版)では、古代から現在まで全て合わせても270ページ。世界恐慌から第二次世界大戦終結までが16ページであることから、東ドイツにおける現代歴史教育への力の入れ具合が見て取れる。

<sup>109</sup>Lehrbuch für Geschichte 9.Volks und Wissen.1960.pp.124-160.

る。

前の版との大きな違いは、「騙されていた・犠牲者」としての市民像が薄められ、KPDの指導の下でナチスに抵抗した人々の活動が詳細に記述されていることである。ドレスデン空襲に関する記述は変わらず有るものの、空襲の写真はカットされ、半ページに満たないその記述以外に、市民の受けた被害は書かれない。それとは対照的に、ドイツ、ソ連、東欧における反ナチ闘争はその範疇に「労働者」を組み込み、「人民戦線」という新たな名前と呼ばれるようになっていく。

「ファシストと一部の反ナチ抵抗闘士、そして騙されていた、犠牲者としての国民」といった前の版に見られた歴史構図から、ファシストと戦う、「(共産党員の) 抵抗闘士・労働者」が「東ドイツ、国民の歴史」の中心へと置かれた。共産党の指導を受けない、例えば「白バラ」のような反ナチ活動はこの版では削られ、また7月20日事件は「クーデター」として、「なぜ彼らは失敗したが、我々は勝利したのか、その違い」について考えさせる題材として記述されるようになった<sup>110</sup>。

そんな中、ホロコースト、特にユダヤ人の迫害に関する記述は増加をみている。「帝国水晶の夜」、ユダヤ人への迫害の解説が、燃えるシナゴークや、ゲットーへと移送されていくユダヤ人の写真とともに4頁に渡って解説される<sup>111</sup>。また、それとは別に第二次世界大戦中にユダヤ人が絶滅収容所へ送られ、殺されていく様子が、再び4頁分の紙面をとって詳しく説明されている。また収容所に関する記述では、特にブーヘンヴァルト強制収容所の解放に3頁の紙面がさかれ、目撃者の回想録や、その後建設された記念碑の写真が掲載されると同時に、ブルーノ・アーピッツの小説『裸で狼の群れの中に』<sup>112</sup>を読むように指示がだされている<sup>113</sup>。このようにユダヤ人迫害の様子とともに、ブーヘンヴァルトのもつ歴史的地位はこの時期、教科書においても確立され、人々が共有すべき歴史として提示されている。これに、スラブ人や反ナチ活動家などの迫害の様子、また、各地の強制収容所の解放の記述も合わせると、重層的なホロコーストの記述が教科書で展開されていると言えよう。その中では、例えば、ニュルンベルク法に関して「西の連邦首相、アデナウアーのオプザーバーを務めたクロブケが共同作成者である」<sup>114</sup>といった記述もあり、現在の西側に残る「ナチス性」を歴史教科書で指摘するといった図式はここでも健在である。

さて、この版から「建国」に関する記述が登場する。東ドイツにおける建国はこの時期、やがて社会主義の下、早い時期に再統一されるであろうという見解に基づいて理解され、記述されている。1945年のファシズムからの解放以降は、西側帝国主義諸国との闘争の時

<sup>110</sup> *Lehrbuch für Geschichte 10*. Volks und Wissen. 1962. pp. 57-58.

<sup>111</sup> *Lehrbuch für Geschichte 9*. 前掲書. pp. 246-250.

<sup>112</sup> ブーヘンヴァルト強制収容所を舞台に、囚人たちが一人の幼子を拷問や多くの犠牲に耐えながらも守り通し、最後には自ら武装蜂起し、解放されるまでを描いた作品。63年映画化。日本語版は井上正蔵ほかの訳で1961年に刊行されている。

<sup>113</sup> *Lehrbuch für Geschichte 10*. 前掲書. pp. 76-78.

<sup>114</sup> *Lehrbuch für Geschichte 9*. 前掲書. p. 246.

期であり、49年の建国は東側にとって「西ドイツの帝国主義者、アメリカ、イギリス、フランスのドイツ分割政策と西占領地国家遂行への回答」として“仕方なく”行われたものと位置づけられている。「建国」という出来事については1949年10月7日から11日にかけての党や要人の動きを中心に淡々と事実が述べられると同時に、「ドイツ民主共和国・唯一正統なドイツ国家」という項目が建てられ、そこではこの国の建国における決意が表明されている。「ドイツにおける初の労働者と農民の国家DDR」は「民主的で平和を愛する、そして反帝国主義的な再統一ドイツを達成するよう努力する」との決意である<sup>115</sup>。ここでは建国が、「喜び」よりも、むしろ、全ドイツを社会主義の下に解放するという目標への「通過点」として考えられている。

### (3) 1966～69年

さて、10学年制義務教育制度が完全に確立された後のこの教科書にはどんな特徴がみられるであろうか。この版では9学年が「ロシアの革命」から1945年までを扱い、約320ページ、10学年は45年以降を1部と2部合わせて約300ページという分量で学ぶことになった。編者の筆頭は同じくシュテファン・ドゥエルンベルクであるが、その執筆管理はベルリン現代史研究所の管轄へと移っている。

ここで顕著なのは、写真資料の増加及びナチ期の市民像に再び犠牲者としての立場からの記述が現れたことである。

そこで強調されたのは、やはりドレスデンの空襲記述であった。その被害の様子は写真3枚（焼ける街、焼け出される家族、そして焼死体がある空襲後の写真）を添えて提示され<sup>116</sup>、前の版に比べるとアメリカ、イギリスの残虐性がことさら強調されている。ソ連が書かれるとき、それは常に「解放者」として、であるが、英米はドイツ人にとって常に「加害者」として位置付けられる。そしてソ連に敵対する独占資本の、帝国主義陣営の枢軸だという見解に基づいて記述されている。

またこの教科書では、さまざまな反ナチ抵抗運動の事例がその詳細な参加人数と共に集められ、叙述される傾向も強くなっている。そして共産党指導の下ではあるが、「当時誰もが参加していた抵抗運動」といった雰囲気が醸し出される。前版で姿を消していた「白バラ」抵抗活動もショル兄妹の写真を添えて解説が復活し、「ソ連のスターリングラードでの勝利を受けて」との前置きはあるものの、抵抗に目覚めた学生の反ファシズム闘争として紹介されている<sup>117</sup>。

7月20日のクーデターに関する記述はおおむね前の版と同じであるが、その事件の記

<sup>115</sup> *Lehrbuch für Geschichte 10* 前掲書, pp.176-177.

<sup>116</sup> *Lehrbuch für Geschichte 9 Klasse* .Volk und Wissen.1966.p.272/281.

<sup>117</sup> *Ibid.*, p.271.

述のすぐ後に KPD の抵抗犠牲者の数や行動の詳細が記述され、抵抗活動の中心として記憶されるべきは、このクーデターではなく、「共産党の下」にあった「広範な人々の抵抗」である、ということ強く印象付ける書き方になっている<sup>118</sup>。

このように、一般市民は、英米の被害者であると同時に、反ナチ活動を行っていた存在としても子ども達に教えられるようになった。もちろんそれは、共産党の抵抗闘士の活躍が一番の紙面をもって語られるが、「ファシスト VS より広範な反ナチ労働者＝市民」といった構図が表面化されてきたと指摘できよう。そこには、積極的にナチを支持した市民の姿を見る事はなく、ヒトラーやナチスの集会に市民が熱狂する類の写真は一枚も掲載されていない。

ホロコーストに関しても新しく写真資料が追加され、その内容が強化されている。ダビデの星をつけ、両手を挙げた少年や婦人がワルシャワゲットーから追い立てられて行く、あの日本でも有名な写真がお目見え<sup>119</sup>、また、収容所で強制労働させられる人々の写真なども掲載されることで、読み手の視覚に訴えながらホロコーストの悲惨さ、異常さを伝えている。

「帝国水晶の夜」とその後の社会についての記述においては「ドイツ人はユダヤ人の人々に対するファシストの暴力を、恐怖をもって見ていた。たとえ、長い間、反ユダヤ主義的非難の形跡をその意識の中に残していたとしても、である。」や「KPD はこのユダヤ人に対する暴力を声明の中で厳しく非難した。“ユダヤポグロムの暴挙に反対する”と。」などの記述が追加された<sup>120</sup>。市民とファシストは完全に分離され、その中で市民は「反ユダヤ」政策に対しても、「恐怖をもってファシストと対峙」していた存在として描かれている。

61年にベルリンの壁を建設した東ドイツは、やっこの時期に国内人口が安定し、教育法にもあるような「社会主義的国民」の形成に本格的に乗り出すことが出来た。また 65年と言えば義務教育に通う子供全てが、生まれた時から東ドイツ国籍であった最初の時期である。英米の被害者としての記憶と同時に、抵抗闘士の記憶、そして反ホロコーストこそ、「東ドイツの国民」が共有すべき「国民的記憶」、「国民の歴史」として特記されるべきものとして定着していったといえよう。

建国に関してもその記述内容や雰囲気は前版から変化している。何よりもまず、「再統一」を掲げなくなったことである。「建国」を扱う項目の自体も「1949年から55年における両ドイツ国家の発展」という大きな章題の下におかれ、また、本文中でも、「連邦共和国の帝国主義者と DDR 人民の対立点」といった表記にみられるように、「西ドイツ」の存在を認めている。そしていかに現在の西ドイツが帝国主義的で、ファシズムの要素を残しているかを再三強調することによって、自国の存在意義を確認し、同時に「DDR はドイツ民

---

<sup>118</sup>Ibid.,pp.276-279.

<sup>119</sup>Ibid.,p.255.

<sup>120</sup>Ibid.,p.224.

族の良い伝統を大切にし、存続している」と、その正統性を広範な伝統をも取り込んで謳いあげている。使用される写真もヴィルヘルム・ピークの大統領当選場面のものであり、卓上に飾られた花々と共にほほ笑む人々の様子は、華やかな建国の雰囲気醸し出している<sup>121</sup>。前の版に見られた「仕方のないものであった建国」から「望まれた建国」へとその地位が変化したといえよう。

#### (4) 1970～84年

この時期の教科書の特徴はまず、14年間に渡って第二次世界大戦を扱う部分が改訂されなかったという点である。もちろん現代の部分は年を追うごとに付け加えられ、例えば、77年改訂版では建国30周年にあたっての声明なども載せられてはいるが、基本的に9学年では「1917年の2月ロシア革命」から「1945年の大戦の終結」にいたる内容が約240ページ、そして10学年では45年から現在までが約250ページで記述されている。9学年用の教科書は東ドイツ科学カデミーに属する歴史中央研究所の責任において、その所長も務めたワルター・ニムツ(1913-2000)によって編集されている。彼も前任者同様、戦時期においてはナチへの抵抗運動家であり、戦後はSED職員やベルリン歴史博物館長なども歴任した人物であった。それと対照的なのが、10学年用教科書の筆頭編集者になったルドルフ・ダウである。彼は1936年生まれであり、戦時の記憶はあるものの、戦後、まさに東ドイツ国家が建設されていく中で教育を受けた人であり、ここに著者、編者の世代交代の兆しがみてとれる。

この教科書が出版された70年といえば未だウルブリヒト<sup>122</sup>が書記長であった。その後、71年にホーネッカー<sup>123</sup>へとその権力が移り、いわゆる独裁体制が顕著になっていくとされる時期ではあるが、彼が歴史教科書の第二次世界大戦や建国に関する解釈に変更を加えたり、新たに個人を顕彰するよう指示を出したりした形跡はみられない。すでにこの教科書が書かれた60年代後半には、東ドイツ国民に教えるべき「国民の歴史」が定まっており、70年代を通して変更の必要性がなかったのであろう。

この版の特徴としては、なによりもワイマール期以後の「現代史」において、「独占資本の権力とファシストが同じだ」ということを説明すること、そして共産党とそれに指導される労働者が各方面でいかにファシズムや帝国主義、独占資本家たちに反対していたのかを提示することに力が注がれている。そして非合法の反ナチ活動について、その日時、人数、が詳細に記述され、東欧の全労働者が反ファシズム人民戦線に合流し、統一行動をとって行く過程が、そして「民衆の反ファシズム闘争」が「国民の歴史」として提示される。

<sup>121</sup> *Geschichte 10. Volk und Wissen*. 1966. p.165.

<sup>122</sup> Walter Ulbricht (1893-1973): ドイツ共産主義者. 政治家 1960年-73年 DDR 国家元首.

<sup>123</sup> Erich Honecker (1912-1994): ドイツ共産主義者. 政治家 1978年-89年 DDR 国家元首.



同時に「西側」特に「西ドイツ」に現在も残る帝国主義、ナチス性が持ち出され、名指しで非難する傾向も変わらず強くみられる。シュタウフェンベルク伯の7月20日事件はその典型的な事例として扱われ、次のような文章も書き足された。「西はこれを唯一の意義ある抵抗運動だったとする。そし彼らの意志を実現したのだと言う。西側帝国主義の支配階級の一部はこの謀反を過大評価する反面、数十万のドイツ共産主義者やファシズム反対者のファシズムに対する英雄的闘争を極めて小さく評価している。」<sup>124</sup>

ナチスによる人種理論とユダヤ人の迫害に関する記述にも、新しくアウシュヴィッツの門やIG-Farben社が実験用にユダヤ人を収容所から譲り受けるための手紙などの写真が解説と共に掲載されたり<sup>125</sup>、帝国水晶の夜の後のユダヤ人追放の写真やワルシャワゲットー蜂起についての記述が加わったりするなど、その充実がはかられたことも注目すべきだろう。もちろんこれに関しても、IG-Farbenは独占資本企業の最たるものであり、戦後、西ドイツで分割されたとはいえ、その事業は存続していることから、西側批判の良い材料として使われていると言える。

また建国に関しては「ソビエト占領地域における反ファシズム・民主的変革の確保と続行。DDR 建国」という章題の下、10月7日の建国が記述される<sup>126</sup>。そこでは東ドイツが、それまでの他の国家とは全く異なるものであるという証明が「東ドイツ指導者たちの生い立ち」つまり「すぐれた労働者指導者であり、抵抗闘士であった指導者たちの過去」を伝記的に記載することでなされ<sup>127</sup>、建国を、反ファシズム民主的変革の勝利の結果であり、ドイツ人民の歴史における重要な出来事と位置付ける。そして「建国の意義」という項が新設され、そこでは「一世紀以上にわたる革命的ドイツ労働運動の闘争と封建的恣意、資本主義的搾取そして帝国主義的侵略政策に対するドイツ人民の進歩勢力の数世紀に渡る闘いがDDRとして見事結実するにいたった。」との評価と共に「プロレタリア独裁が開始された」ことを非常に素晴らしい体制移行だとして何度も繰り返すのである。そして建国を「世界帝国主義にとっての手痛い敗北」であったとし、「自らの勝利」を描いている<sup>128</sup>。

これに連動して、西ドイツ批判は前版よりも増加する。例えば49年に行われたドイツ人大会選挙に関しても、「西側住民は禁止とテロの為に参加出来なかった」としている。また、「帝国主義者の攻撃から守る」と言った文言や「西ドイツ帝国主義の侵略計画に対抗する」などの文面が確認できる。

このように、東の人口安定と経済の向上を迎えた60年代後半から、東西ドイツの相互承認、国連への加盟、オリンピックへの単独出場等、「東ドイツ」としての華々しい70年代の日々の下で自らの存在を確信し、「東ドイツ人」の持つべきとされる「国民の歴史」は

---

<sup>124</sup> *Geschichte Lehrbuch für Klasse 9. Volk und Wissen. 1977. p. 230.*

<sup>125</sup> *Ibid.*, p. 206.

<sup>126</sup> *Geschichte 10. Volks und Wissen, 1977. p. 79.*

<sup>127</sup> *Ibid.*, p. 86.

<sup>128</sup> *Ibid.*, pp. 87-88.

安定をみた。東西冷戦の継続において、「西」とは異なる自分たちを見つけ、相手を批判し、自らを賞賛する歴史が存在したことが確認できよう。60年代とは異なり、建国についての解説文の中だけでなく、第二次世界大戦の歴史を語る文面にも積極的に現在の西側批判が組み込まれ、強化されている。しかしその中で50年代のように、「西の打倒と、統一ドイツの達成」はけっして叫ばれることはない。同時期の西ドイツの教科書にも確かに東ドイツの存在を認めながらも「1953年の民衆蜂起」や「西側への民衆の逃亡」の様子を具体的に語ることで、その非正統性を強調し、東ドイツ政権を批判する構図がみてとれる。しかし、「我々は実際に二つの異なる民族であり、二つの国民なのであるか<sup>129</sup>」と、東西分裂と異なる2国民が形成されている現在の現状に疑問符をつける姿は、東のそれとは対照的であることも指摘しておこう。

### (5) 1985～87年

14年ぶりに大幅改訂されることになった85年版の教科書は、今までにない変化をみた。東ドイツ科学アカデミーのフォルフガング・ブレイヤーの編集の下、共著者であるヘルガ・ゴッシュリッヒなど1930年代後半生まれの著者によって書かれたこの教科書は、なんといってもその分量を大幅に減らしたのである。「1917年のロシア2月革命」から「1945年の敗戦」までを扱う9学年用テキストが185ページ、また1987年の10学年用教科書であれば、「1945年」から「1986年」までを240ページで説明している。

それにともない、記述内容、表現がともに簡素になった。簡単に言うならば、これまで事細かに書かれていた民衆抵抗の具体例が減少、また西側への直接批判も少なくなり、コンパクトになったといえる。たとえばドレスデンの空襲に関しても「将来のソ連地区を狙った悪質なもの」といった表現は無くなった。また7月20日クーデターも、「これも反ナチズ的行為であり、一万人以上が逮捕された。」と書かれるにとどまった<sup>130</sup>。また収容所へ連行されるユダヤ人の写真も2枚削除されているが、ユダヤ人迫害についての記述は2ページに渡って記載されている。

西側世界とのデタントの雰囲気漂う85年において、あからさまな西ドイツに対する現在批判は薄らいでいる。その内容、分量から感じるのは、第二次世界大戦と反ナチ抵抗の歴史よりも、戦後の、社会主義国家・東ドイツの発展史の方へと教育の比重がシフトしていることである。建国の記述に関しては前の版とほとんど変化はないが、テキストには、ウィルヘルム・ピークやオットー・グローテヴォール、そしてエーリッヒ・ホーネッカーの生い立ちと「偉大」な業績が大きな顔写真ともにページを割いて乗せられ、それとともに

<sup>129</sup>Hans Ebeling/Wolfgang Birkenfeld『世界の教科書シリーズ15. 西ドイツIVその人々の歴史』成瀬治他訳. 帝国書院. 1973. p. 211.

<sup>130</sup>*Geschichte Lehrbuch für Klasse 9. Volks und Wissen. 1985. p. 172.*

に社会主義の発展が子どもたちに提示されている。戦争の記憶はあるものの、戦後教育を受けて育った世代が教科書のナチ期や建国についての項目を書くようになったことで、ここに込められる感情も薄らぎ、現在の問題へのシフトを喚起したとも考えられる。

## (6) 1988～89年

前回の大きな改定からわずか3年、東ドイツの教科書は再び改定された。建国40周年を目前に控えたこの時期に改定されたこの教科書は、結局、東ドイツ最後の公的歴史を表明することになった。この執筆者、編集者の一人にペーター・ヒューブナーがいる。1944年生まれには、もはや戦争の記憶はなく、東ドイツで社会主義教育を受けて育った第一世代の書き手の登場である。

そんな彼によって執筆、編集されたこのテキストの大きな特徴は、ページ数が再び増加した事である。9学年の教科書では「ソ連の10月革命」から「1949年の東ドイツ建国」までが300ページに渡り記述され、また10学年は建国から現在までを310ページの分量で学習するのだ。分量的には70年代のものへと戻ったかに思えるが、その内容は「辞典」といっても過言ではないものとなっている。抵抗の記述にしる、ドイツ軍の進撃の記述にしる、日時、人数、その他数量的詳細がみっちり記載される。特にホーネッカーの戦時中の活動記録などが目あたらしいが<sup>131</sup>、その他はひたすら共産党の活動に焦点が当てられているといえよう。そしてヒトラーファシズムとの闘いに、多くの犠牲者が生まれながらも、いかに立ち向かい、勝利したのかが強調された。市民は再び、被害者と抵抗者の両面をもつ存在として書かれ、ホローストの記述も70年版のものよりも具体的数値などが重視されて記述されている<sup>132</sup>。裏表紙の写真もブーヘンヴァルトの解放記念碑であり、「この場所から立ちあがった我々、東ドイツ人民」の姿、「国家の原点」が強調されて浮かび上がるかのようなようである。

戦時の記憶を持たない世代が社会の中心を占め、教科書の書き手も完全にナチ期や建国の記憶を持たないという新たな場面にあつて、また、この時期、国家経済規模の縮小や国境政策の破たんが目に見えて押し寄せる中で、国家の正統性を戦時中や建国に求め「模範的」に教え込む必要があつたのではないかと推察される。10学年用のテキストの冒頭では東ドイツの建国とその意義が質問と回答という対話形式で記載されている<sup>133</sup>。「どうしてDDRの建国は転換点なのか」という問いには「初めて労働従事者が権力を手にいれた……搾取と抑圧を排除し、人間らしい生存を遂行するために」「DDRはドイツ労働者階級と、革命的労働運動、並びに、すべての民主的、人道主義的、そして自由を享受する者たちの

<sup>131</sup> *Geschichte Lehrbuch für Klasse 9*. Volks und Wissen. 1989. p. 127.

<sup>132</sup> *Ibid.*, p. 142. pp. 168-169. p. 172. pp. 194-195.

<sup>133</sup> *Geschichte Lehrbuch für Klasse 10*. Volk und Wissen. 1988. pp. 5-8.

闘争の頂点である<sup>134</sup>』といった回答や、「DDRは帝国主義的で植民地主義的、人種差別的な目的を追求するのではなく、国民的、社会的解放を求めて闘う人民形成をもとめている」また、「建国にともなって、自由と人権の理想が実行に移された。・・・搾取と抑圧から自由に行き、失業と恐慌の不安からの解放・・・高い業績を導いた」など、終始、このような文面で東ドイツ体制の「素晴らしさ」を記述していくのである<sup>135</sup>。しかし、この教科書は結局2年しか使用されなかった。

## 小括

本章では、主に歴史教科書における第二次世界大戦に関する記述をみることで、東ドイツがどのような記憶を「国民的歴史」として提示し、「国民意識」を形成しようとしてきたのかを明らかにした。確かに、教科書を見るだけでは、東ドイツ国民の持っていた「国民的記憶」の全望を明らかに出来るわけではない。しかし、今回、国民形成のツールとしての歴史教科書を分析することで、東ドイツにおける「国民的記憶」の形成とその変容の一端を提示し、東ドイツの国民史の史的過程を再構築することができたのではないかと思われる。

改訂版ごとに歴史教科書を並べ、その内容を比較すると、東ドイツの「国民的歴史」へと取り上げられる事象やそれらの記述方式、解釈の仕方には、数多くの興味深い変化がみられる。

例えば戦時中の記憶に関して、50年代は抵抗闘士の記憶よりも、ナチスと米英の被害者としての我々像が前面にだされている。これは、加害者の対象は違っても、被害者共同体としての出発は西ドイツと同じであると言うことができよう。しかし60年代から80年代前半にかけて使用された教科書では、「被害者」ではなく「抵抗者」としての「我々」像が全面に出されてくる。同時にソ連との連帯と反ナチ抵抗の記憶が強調され、さらに英米、そして西ドイツの「帝国主義的現在」が指摘されるのである。しかし、その構図は80年代後半、東西のデタントの時期と共に影をひそめていくことになる。そして同時に戦時期の記述なども簡素化されるが、それらは88、89年になると、再び元の分量、いや、それ以上のものとして再登場する。しかし、そこには「西に現在も残るナチや帝国主義」の強調ではなく、東ドイツ国家の正統性や存在意義を戦中や建国に求め、それらの記憶を我々のものとして共有していこうとする姿勢がみてとれる。80年代後半から過去の克服を押し進め、ユダヤ人迫害などの罪を自らのものとして捉え始めた西ドイツの記憶転換は東ドイツに「ナチスや帝国主義」の指摘をもはや許さず、東ドイツの歴史教科書にもこのような影響を与えたと指摘できよう。

---

<sup>134</sup>Ibid.

<sup>135</sup>Ibid.

また建国についても当初より「労働者と農民の初の国家」として評価されるが、60年代前半の教科書においては、その喜びよりも、再統一が獲得目標として掲げられる。しかし、60年代後半から80年代においては、その獲得目標は破棄され、2国家2国民の現状肯定と建国を華やかな祭典として祝う姿が教科書に掲載されるようになった。そしてこの描き方はその後も変わらず、いわゆる「建国神話」が、ブーヘンヴァルトの強制収容所や反ナチ抵抗闘士の活躍事例などを伴って過剰に美化されることで形作られていくのだ。

これらの変化がシュミットや永井が指摘したネーション観の変化やフルブルックの紹介したマルクス主義的時代区分とも連動していることは明らかである。東ドイツは当初、「東ドイツ人」を形成するつもりはなく、「全ドイツ人」を視野に入れていた。だからこそ、50年代の教科書において、国民を「戦争の被害者」という、西ドイツでもしきりに言われていたこの大枠の共同体意識の中で描いたのだ。しかし、東西冷戦の激化とそれによる両ドイツ体制の乖離、そして61年のベルリンの壁の建設は2国家2国民の存在を固定化し、この中で、60年以降「東ドイツ」に相応しい「国民的記憶」の選定が行われ、「東ドイツ人意識」を培おうとしたのである。

このように、これまで「画一的」なものとしてみなされてきた東ドイツの国民の歴史は、実は、西側社会の動きとも連動した形で変化に富むものであった。また単なる「共産主義的な」といった修飾語で片づけられていた東ドイツの歴史は、今後、その内実にも目を向け、さまざまなレベルに応じて具体的に見直されなければならない。そしてその見直しの中で、ナチスを積極的に支持したドイツ人の姿や、ソ連軍による加害行為など、教科書に書かれていないことの意味も再度考えてなくてはならないだろう。

またその教育の有無が問題視されるホロコーストに関しては、当初より、具体的かつ詳細な記述が存在し、共産主義者の犠牲とともに、ユダヤ人の犠牲について、大きな関心をもって取り上げられていることが明らかになった。ただ、そこでは、ホロコーストに関しての広範な事実の周知とナチスの残虐性は強調されるが、西ドイツで起こったような、その罪を自らの、ドイツ人のものとして捉える視点は最後まで欠如していたと言えよう。そのことが統一後どのような意味を持つことになったのかについては、次章以降でさらに考えたい。

最後に、これまで見てきたように異なる「国民的記憶」を有することとなった東西ドイツであるが、両国とも同じように「一般の人々の体験や行動の想起」に力が注がれているという共通点も指摘しておきたい。1つ1つの事例が認識され、意味づけされ、想起されて、それぞれの国の物語が紡ぎだされるわけだが、そこには必ず「国民の共感」が不可欠とされる。だからこそ、この両ドイツの「記憶」には、偉人や名家の人々の活躍だけでなく、広範囲に渡る無名の、一般市民の活動の記憶が思い起され、我々のものとして追加される。それは空襲の被害であり、かつての日常の様子（日常史）であり、一般の人々の工場でのサボタージュや小さなナチへの抵抗なのである。「国民的記憶」の大きな物語は、「国

民」の「行為」の延長線上に語られていることを忘れてはならないだろう。

### 第3章：「記念碑」から見る西ドイツ、東ドイツ、そして統一ドイツ

本章では、ここまで見てきた西ドイツ、東ドイツ各々の40年余にわたるそれぞれの国家の「国民的記憶」を「記念碑」を通して、その変遷を示すと共に、比較する。西ドイツの記念碑、記念施設についてはすでに様々な角度から研究が進んでいるが、東ドイツについてはまだまだ少ないのが現状である。本章では、西ドイツの記念碑の変遷について、これまでの研究を概観し、その上で、東ドイツの記念碑の変遷と比較、そして統一後のドイツの記念碑建立についても検討していく。

ドイツでは1990年以降、このような「記念碑」を含め、「記憶の文化(Erinnerungskultur)」<sup>136</sup>という語が定着している。大石曰く、「ドイツの歴史、とりわけナチスの過去に対する記憶をとどめる為の記念碑の建設、大規模な展覧会の開催や博物館の整備、過去を主題とする文学や回想録、その時々々のテーマに関連した歴史論争、歴史学研究の発展とその社会的受容、そうした問題に関するテレビのドキュメンタリー番組などなど、あらゆるメディアや組織に渡る活動や表現がこの「記憶の文化」を構成している。」<sup>137</sup>とのことであり、また岡が言うに「記憶が文化を形成し、その記憶や記憶の文化が時代と共に変わっていくことを意識して捉え直そうとする試み」<sup>138</sup>であるという。そこでは何をどのような手段で、どんな形式をもって表象するのかについても課題となり、大きな議論<sup>139</sup>をよんでいるのだ。

記念碑に限っていえば、そもそもそれは通常、はじめから特定の人物、理念、歴史的事件などを記念、記憶する事を意図して都市の広場などの公共の場に造営される建築物、及び、彫刻物である。それらは公的建造物である以上、建設に当たっては記念されるものが人々に広く注目され、市民に、「それは記憶されるべき出来事であり、記念碑にする価値がある」と認識、了承されることが大前提となる。当然、その時々々の時代のニーズに合致した出来事や人物の記念碑が建設され、維持され、時に撤去され、あるいはその姿を変えるのである<sup>140</sup>。これら記念碑や記念施設の意味や成立過程、そして変遷等を読み解くことで、

<sup>136</sup>大石「現代ドイツにおける「記憶の文化」について」p.249./Astrid Erill..*Kollektives Gedächtnis und Erinnerungskulturen*.J.B.Metaler Verlag.Stuttgart.Weimar.2005./ Harald Schmid(Hg.)*Geschichtspolitik und Kollektives Gedächtnis Erinnerungskulturen in Theorie und Praxis*.V&R unipress.Göttingen.2009.

<sup>137</sup>Ibid.,pp.249-250.

<sup>138</sup>岡裕人『忘却に抵抗するドイツ 歴史教育から「記憶の文化へ」』大月書店.2012.p.190.

<sup>139</sup>その議論の1つが「ホロコースト記念碑」を巡る「記念碑論争」である。建設計画がでた1988年から、完成に至るまで、記念碑の建設が必要かといった問題だけでなく、誰が、誰を、どんな風にどのような財源で顕彰し、維持するのかと言ったさまざまな問題が議論された。詳しくは米沢薫『記念碑論争.ナチスの過去を巡る共同想起の闘い.1988～2006』社会評論社.2009.

<sup>140</sup>ケネス・E・フット『記念碑の語るアメリカ—暴力と追悼の風景』和田光弘他訳.名古屋大学出版会.2002.参照。フットは記念碑を4種類に分類する。①「聖別」：特別な英雄や犠牲者が顕彰される記念碑で、記念施設内に設置され、記念行事などを通して繰り返し思い起こされる。②「選別」：①よりも神聖化されていないもの。毎年の記念行事などは行われないケースの記念碑。③「復旧」：一次的に注目されたが、時とともに忘れられ、日常の場に埋もれてしまっているもの。④「抹消」：もともと完全に記憶から消されているもの、である。

時代ごとに重要視され、また国民に受け入れられていた「国民的記憶／歴史」が具体的に理解できよう。

今回、それらの検証にあたっては、以下の時代区分を使用する。

西ドイツに関しては、フライや高橋のこれまでの研究を参考<sup>141</sup>に、第1章における時代区分を適応し、(1)1945年から60年の被害者共同体としての西ドイツ人時代 (2)1960年から80年の被害者意識としての我々に加えてホロコーストを認識しだした時代 (3)1980年から89年のホロコーストを「自らのもの」として受容する共同体へと変化した西ドイツ人、という基準を用いた。東ドイツに関しては、2章 Nation 論の変化で紹介したフルブルックの「東ドイツをみる為の政治学的区分」を用いた。(1)1945年から49年の占領期 (2)1949年から71年のウルブリヒト時代、そして(3)1971年～89年のホーネッカー時代である。これは、占領期、比較的自由に行われていた記念碑建設が、建国以降、その設置、顕彰が党の意向に沿った「記念碑計画委員会」によって行われ、極めて政治的なものになったこと。そして1971年を境として西側諸国からも正式に国家承認され、「社会主義民族の国」が新たに叫ばれたことがその区分基準となっている。

## 第1節：西ドイツにおける「記念碑」の変遷

### (1) 1945年～60年—被害者共同体の形成時期—

序章で見たように、戦後、西側占領地域はマーシャルプランや通貨同盟などを通じて経済的に西側陣営にコミットし、西ドイツを建国した。西側諸国、特にアメリカからの金銭的援助は戦後の「フンガーヴィンター（飢餓の冬）」<sup>142</sup>と呼ばれていた最悪の経済状況、物資不足をみるみるうちに改善させ、人々に感謝の念を抱かせることとなった。このような経済政策、そして50年から始まった朝鮮戦争を通して、ますます東西冷戦は深まった。「良いアメリカ」に対して、「悪しきソ連、スターリン」が戦中の地上戦の記憶も相まって想起された。そして自らを共産主義の防波堤と位置づけ、軍事的にも東西対立の最前線に身をおいたのであった。そのような状況下において、「反ソ」の旗印に即した形での記念碑が建設されていくのである。

まず強調されたのが、1948年6月から約1年間にわたってソ連が実施した西ベルリン封鎖作戦の記憶の共有、厳密に言えばその封鎖に対抗して空輸作戦を実施し、西ベルリンの人々を救ったアメリカとの体験の共有であった。この体験・記憶を共有するために、封鎖失敗直後から、西ベルリン市最初の大がかりな記念碑の為の芸術コンペが市主催で開始

<sup>141</sup>フライ「持続する学習プロセス—1945年から今日までのドイツの想起政策」『過ぎ去らぬ過去との取り組み』/高橋秀寿「ナチズムを、そして二〇世紀を記憶すること」

<sup>142</sup>敗戦直後の数年間、人々は物資不足と飢餓に苦しんだ。特に46年から47年にかけての極寒の冬は「飢餓の冬」として長く人々の記憶にとどめられている。



された。そして、51年7月、アメリカの空輸機が発着陸を繰り返したベルリン、テンペルホーフ空港とその出発地であったラインマイン空軍基地（現フランクフルト空港）に『空の架け橋記念碑』が建設、序幕されたのであった。

また同年には、『スターリン主義の犠牲者に捧げる』とした記念碑がシュタイン広場に建設され、戦前、戦後、スターリンによって犠牲となった、あらゆる人々が顕彰された。この広場には、その2年後、1953年にナチ・レジーム被迫害者連盟のイニシアチブによって「ナチズム犠牲者の碑」が建てられている。ナチズムとスターリニズムを同一視し、西ドイツを正統とする表明をここから読み取ることができよう。

また、当時の東ドイツが「反ナチ共産主義抵抗闘士」像を強調していたのに対抗すべく、西ドイツではシュタウフェンベルク大佐による7月20日ヒトラー暗殺未遂事件に加わった保守的軍人が顕彰された。彼らは事件後、どちらかという「ヒトラーへの裏切り者」とみなされていたが<sup>143</sup>、その意味が読み替えられ、ヒトラーに対抗した英雄、善良なる国防軍のシンボルとされたのである。それが、1953年に最高司令部跡記念庭に設置された男性ブロンズ像記念碑であった。台座に「恥じることなどあろうか／君たちは抵抗した／君たちは目覚めさせようと偉大なる合図を送った／改心の合図を／君たちの熱き生を犠牲にして／自由と権利と名誉のために闘え」と記されたこの像は、直立した大柄の男性が手足を縛られたフォルムで表象され、抵抗の存在を華々しく顕彰するというよりは、ヒトラーによる「受難のドイツ軍」といった犠牲者イメージを作り出している。

また50年代前半は、西ドイツにおいてはオーデル＝ナイセ以東の旧領土から追放されてきた人々（約1200万人）や、ソ連軍によって過酷な暴行、略奪を受けた人々（特に西ベルリン人）がその声を大きくしていた。1952年には「故郷被追放者のための記念碑」がベルリンに設置され、ダンツィヒ、ケーニヒスベルク、ライプツィヒなど、戦後の国境変更により失われた東部都市の名前、方向と距離が示された。また同様の意味をもつ記念碑として1955年に「自由をつかむ」記念碑が「ドイツ帰郷者・戦争捕虜・行方不明者親族同盟」の依頼によってフリッタ・タイルマンの制作で完成している。かつてはこの同盟の大会ごとに各地に運ばれたというこの像もまた、故郷失い、追われた「我々」を顕彰し、それに込められた思いは、国民全体に共有すべきものとされたのだ。

このような反共とナチス（ヒトラーによる失政）やスターリンの被害者といった意識の形成がこの時期の特徴であり、それは他の記念碑にも表れている。実際、戦時中のドイツへの空襲はその大半が西側連合国によって実施されていたが、その記憶は直接的に語られることはなかった。例えば、政治犯などの強制収容所で死んでいった人々全般を顕彰するために1952年に建設された『プレツェンゼー処刑場跡記念碑「1933-44年におけるヒト

<sup>143</sup>詳細は高橋「ナチズムを、そして二〇世紀を記憶すること」p279参照のこと。要約すると、1951年に西ドイツ人の3割が、暗殺未遂事件を起こした保守派軍人を自らの「敵」と捉え、「味方」側には4割、54年には4分の1がこのようなヒトラーの敵を行政機関で高位の公職に就かせるべきではないと考えていた。それから10年後の1964年でも15%が彼らを祖国の裏切り者と見なしていたとのことである。

ラー独裁の犠牲者のために』や、空襲で屋根が半分吹き飛んだままの状態で見捨てられていたヴィルヘルム皇帝記念教会の保存決定（57年）などに見ることができる。また、敗戦直後の「苦勞した我々」を顕彰するため、55年にはベルリン、ノイケルンのハーゼンハイデ公園には「瓦礫女の像」が建設された。空襲で瓦礫と化したベルリンの街を来る日の来る日も片づけた女性たちの苦勞の記憶であった。

それとは対照的に、この時期、ユダヤ人を顕彰するものは見られない。それどころか、ユダヤ人シナゴークなどは修復可能なものも含め、戦後、その多くが撤去されている。これについては高橋の研究<sup>144</sup>に詳しいが、例えば、ベルリン、ミュンヘン通りのシナゴークは1938年の「帝国水晶の夜」でも大きく破壊されず存続していたが、1956年に解体され、運動場として使用された。同じく56年には、空襲で大きな被害を受けていたレフェツォー通りのシナゴークが完全に解体され、遊び場へと姿を変えた。またルツォー通りのシナゴーク後には50年代半ば事務所が建設され、プリンツレーゲンテン通りのシナゴークも58年までに撤去、その後一般盲人協会住宅へと生まれ変わっている。このようにユダヤ人たちの存在については記憶として共有されるどころか、どちらかという抹殺される傾向にあったといえる。

以上、みてきたように、初期（50年代末まで）の西ドイツにおける国家や民間主導の政策として、また記憶文化として重視されたことは、対外的には西側諸国にコミットすること、そしてその体制を称賛することであった。そして内的には、ヒトラーに賛同していた自らの過去、西側から受けた被害やユダヤ人達については忘却し、ソ連から受けた被害と、ヒトラーの失政とを重ねて強調した被害者意識と反共意識を形成することであったと言える。

## (2) 1960年～80年－「過去の克服」の開始－

さて、このような社会状況に変化が生まれるのが、60年代である。1章2節でも確認したように、「被害者としての我々」や「反共」意識は存続しつつも、ナチ期におけるユダヤ人への犯罪が国民の知れるところとなり、それらを記憶に留めようとする動きが現れた。

「被害者としての我々」意識の継続の例として、まず取り上げたいのが、1960年に除幕された『マテウス教会前 女性ブロンズ像「1933－45年の被迫害者のために」』像である。これは戦時中の市民の苦勞と被害が表象対象とされており、そのフォルムは手首を縛られ項垂れる痩せこけた女性の姿であらわされている。また設置場所であるマテウス教会とは、多くの空襲犠牲者が埋葬されていることで有名な場所であり、50年代から続く被害者共同体意識の存在を再確認させてくれる。

---

<sup>144</sup>同上.p.283.

さらに1964年に『「戦争と暴力支配の犠牲者」のための国民顕彰碑』が、首都ボンに建てられ、我々（西ドイツ人）をも含んだ形でナチ犠牲者全般が顕彰されている。この顕彰対象は、その碑文の後半“暴力支配の犠牲者”から分かるように、ここには戦時中の犠牲者だけでなく、現在の「共産主義者（ソ連）」による暴力の強調と、その犠牲者を顕彰するという意味合いが含まれている。実際、ここでは、1953年に東ドイツで起こった6月17日の反ソ民衆蜂起犠牲者に献花するセレモニーが行われるなど、反共的行事の場として使用されている。この記念碑は1969年には「ボン北墓地」内の戦争墓墓地に移された。1952年に「国民追悼の日」が設けられて以来、毎年この墓地では政府主催の追悼行事が開かれており、それと相まってこの碑はますます公的な意味を持つようになったという。<sup>145</sup>

このまた先ほどの挙げたマテウス教会には、1965年に「苦悩の壁（壁の前で倒れる男性）」記念碑が追加建設されている。これもまた、共産主義の犠牲者を表象しており、冷戦下においてナチと共産主義という「二つの暴力体制の犠牲者」がセットで顕彰されてゆく。

そして「暴力支配」という範疇の中で、戦時中だけでなく、戦後のドイツ国境変更と共に発生した被追放者<sup>146</sup>の犠牲者や各地に収容されたままとなった戦争捕虜<sup>147</sup>の苦悩の記憶も想起されている。それが1967年、ドイツ帰郷者・戦争捕虜・行方不明者親族同盟によってカッセル近郊のフリーラントに建設された「帰郷者の碑」である。<sup>148</sup>戦争、追放、迫害、そして捕虜として犠牲となった人々を想い、後世への警告としたのである。

このような「戦争と暴力支配の犠牲者」を顕彰する記念碑はその他にもニュルンベルクやミュンヘンなど各地に建設され<sup>149</sup>、西ドイツの国民と犠牲者との精神的連帯が望まれたと言えよう。

しかし同時に、この時期に開始された司法や行政における非ナチ化や時効論争、そして各種の戦時犯罪裁判等を通して高まったナチスの罪への関心<sup>150</sup>は、それまで抹殺される傾向にあったユダヤ人の存在の記憶を次々に呼び起こしていった。

まず、ベルリン市がユダヤ人想起の記念碑設置に動き出した。1956年に解体し、その存在を忘却していたミュンヘン通りのシナゴーク跡に「1909年に建立されたシナゴークがここに建っていた」とするユダヤシンボル付きの碑を建設したのだ。ここにはかつてベルリ

<sup>145</sup>松本彰『記念碑に刻まれたドイツ：戦争・革命・統一』東京大学出版.2012.p.182.

<sup>146</sup>1945年、ドイツはオーデル＝ナイセ線まで国境を西に引き直された。それ以東に居住していたドイツ系の人々、約1500万人が被追放者として着の身着のままの状態で行き出された。その移動の過程で約200万人が死亡したと言われている。

<sup>147</sup>ドイツ人戦争捕虜は欧州各地合わせて1050万人（西部地域710万人／東部地域340万人）に上っている。1956年にドイツへの最後の移送車が用意されているが、67年になっても収容されている者がいたという。松本『記念碑刻まれたドイツ』p.172.

<sup>148</sup>同上.pp.170-171.

<sup>149</sup>これについては松本『記念碑に刻まれたドイツ』p.184.が詳しい。「ニュルンベルク市第一次世界大戦戦没兵士栄誉の碑」の碑文が変更された。碑文：「1914年から1918年の戦争、1939年から1945年の戦争、及び1933年から1945年の暴力支配の犠牲者へ」。及びミュンヘン「戦士の栄誉の碑」に、第二次世界大戦での死者の数が加算され、付け加えられている。

<sup>150</sup>第1章第2節参照のこと。

ン市が解体、撤去した事実は明記されなかったが、「我々」以外の犠牲者に対する認識を示すこととなった。

また、1967年には地下鉄ヴィッテンベルク駅前、KDW デパートの斜め向かいに「私たちがけして忘れてはいけない場所」警告碑プレートが設置され、ユダヤ人がナチスによって移送されていった記憶が思い出された。しかし60年代、70年代に創られたユダヤ人やホロコーストを想起する記念碑はおおよそここに挙げたものくらいであり、社会的顕彰行為への盛り上がりは見ることができない。

これは、60年～70年代にかけて、「被害者共同体」一辺倒な過去観からの変化の兆しは見られたものの、ホロコースト被害者に対する思い入れや、それらの罪を「自らのもの」として捉え、積極的に考えていこうといった動きがまだ起こっていないことを示している。

### (3) 1980年～89年—「国民的記憶」の転換と定着—

そのような社会が変化したのが1980年代であった。

この時期の「国民的記憶」の変容はドイツ社会に大きな影響を及ぼし、国民形成をも新たにしていた。これまでほとんど忘却されていたナチス期の過去が「日常史」からの掘り起こしによって機能的記憶へと流動化し、それが世代交代と共に進行していたコミュニケーション的記憶から文化的記憶への移行の流れにのって、(そして、テレビドラマ「ホロコースト」の起爆剤とも言うべき作用によって)、数多くのホロコーストに関する追悼施設や記念碑を出現させたのであった。

それはデトレフ・ガルベの調査、「ナチス支配の犠牲者に関する展示を行っている追悼施設数」のグラフ<sup>151</sup>からも実数をもって確認することが出来る。確かに1970年代までは2、3を数える程度だった追悼施設が、80年代半ばには12施設へ、そして90年代半ばには60施設を超えるまでになっているのだ。そしてまた高橋が指摘するように、70年代までの西ドイツで建設される記念碑の多くが「自らの戦争被害」や「犠牲者としての我々」といった記憶を顕彰する類のものであったのに対し、80年代からは「ホロコースト」を顕彰対象とする記念碑へとその建設比重がシフトしている。「犠牲者意識」から「加害者としての我々意識」へ。この転換は同時期に表出してきた《記憶》や《想起》といった概念、新しい歴史の分析手法を通してドイツを席卷していく。それが1980年代の西ドイツなのだ。

それでは具体的にどのような記念碑が建設されたのだろうか。

まず、日常史の登場と共に想起されたのが、日常生活におけるユダヤ人達のかつての存在であった。1950年代には次々と解体、撤去されていたシナゴグの存在がクローズアッ

---

<sup>151</sup>D.Garbe.“Von der Peripherie in das Zentrum der Geschichtskultur. Tendenzen der Gedenkstättenentwicklung”B.Faulenbach/Fr.-J.Jelich(Hg.):*Asymmetrisch verflochtene Parallelgeschichte?Die Geschichte der Bundesrepublik und der DDR in Ausstellungen,Museen und Gedenkstätten*.Essen.2005.p.74.

プされたのである。例えば、57年に解体され、小規模会館へととなっていたファザーネン通りのシナゴーク跡には、86年に警告碑が設置された。1963年にユダヤのシンボル付きの碑が建てられていたミュンヘン通りのシナゴーク跡には、さらに、この建物がどうして解体、撤去されたのかも含め、その歴史解説のプレートが88年に設けられた。また同年には、かつてユダヤ人移送の際の集合場所として使用されていたレフェツォー通りのシナゴーク跡に、「強制移送警告碑」が、翌89年には、シュパンダウ区のシナゴーク跡が新たに見直され、「警告する記憶のために」といった碑が設けられた。

また実際、ユダヤ人を収容所へと送り出した「場」である駅にも、それを警告する碑が建設されている。ベルリンから最も多くのユダヤ人を収容所へと運び出したモアビット駅にかかるプットリッツ橋には87年に警告碑が設置された<sup>152</sup>。

このように、「自分たちとは関係の無かったホロコースト」から、「自分たちの住んでいる街の中が、直接ホロコーストへと繋がっていた」という新たな視点へとシフトしていることが分かる。また、ミュンヘン通りのシナゴーク跡記念碑からは、戦後も自分たちの手によって、ユダヤ人達を、その痕跡を消し去ろうとしていたことの想起と反省をも出現している。

このような「記憶／歴史」の呼び起こしは、ホロコーストの最終的な現場であった、強制収容所跡でも展開されていく。

その典型的な事例が、ノイエンガメ強制収容所記念遺跡の変遷である。飯田が「ドイツの「過去」を巡る忘却・記憶・学習ーノイエンガメ強制収容所記念遺跡の成立と展開」<sup>153</sup>や「元ナチ強制収容所記念遺跡における集合的「記憶」の行方ーノイエンガメ KZ 記念遺跡の場合」<sup>154</sup>において、戦後、その存在自体がハンブルク市によって否定されていたノイエンガメ強制収容所が、80年代の「草の根」からの歴史の掘り起こしと市民からの発議を受けて記念施設化されていく様子を描き出している。そして、その後、1981年に記録資料館が開設されたのを契機に、ノイエンガメ周辺の様々な外部収容所施設もクローズアップされ、記念施設化されていった。そして市民の終わりなき歴史への探求心が収容所記念施設をこの後も充実させていくことになった。

このような現象はノイエンガメ特有の現象ではなく、例えば他にも1982年にヴェーヴェルスブルク収容所博物館が、そして83年にはエムスラントの収容所群に関する情報センター等が開館していることからその時代性が伺えよう。またこのような施設の出現と共に、そこを訪れて積極的に過去を学んでいこうという、これまでには見られなかった“追

<sup>152</sup>高橋「ナチズムを、そして二〇世紀を記憶すること」p.294.

<sup>153</sup>飯田「ドイツの「過去」を巡る忘却・記憶・学習ーノイエンガメ強制収容所記念遺跡の成立と展開」『人文論究』関西学院大学 54 巻 4 号.2005.pp.67-87

<sup>154</sup>同上「元ナチ強制収容所記念遺跡における集合的「記憶」の行方ーノイエンガメ KZ 記念遺跡の場合」『人文研究』関西学院大学紀要.55 巻 2 号.2009.pp.111-129.

悼施設教育学”も出現し<sup>155</sup>、ますますホロコーストに対する認識が“ドイツ人自身のもの”として高まっていった。

このように市民の日常史への関心の高まりとそれへの取り組みは、ドイツ社会に今までとは異なる“ユダヤ人犠牲者をも中心に据えた“記憶”を確実に定着させ、新しい“空間”をも形成するに至ったのであった。そしてこれは統一後、90年代にますます盛んになっていくのである。

## 第2節：東ドイツにおける「記念碑変遷」

### (1) 1945～49年—ソ連占領期—

次に、東ドイツの記念碑についてみていこう。1949年にドイツ民主共和国となるソ連占領地域には、戦後まもなくナチスから解放されたレジスタンス運動を繰り広げていた人々、地下潜伏活動をしていた人々、そして他国へ亡命していた知識人たちが次々と帰国した。彼らの多くはもともと資本主義や帝国主義、そしてなによりもナチズムとは異なる思想を持った人々であり（だからこそナチス政権から迫害されていた）、彼らが社会主義国家であるソ連の占領地区に戻ってくることは必然であった。社会主義国建設への希望は当時、今日では想像もつかないほど大きなものであり、アクチュアルなものであったという<sup>156</sup>。

そんな彼らがまず始めにしたこと、それはナチスによって殺された仲間たちの追悼の場をさまざまな場所に設置することであった。1945年9月15日にはベルリンのアドラーズホーフ駅前広場に犠牲者ネームプレートが設置され、「ファシズムの犠牲者のために」と碑銘が冠せられた。またその翌日には東地区最大のユダヤ人墓地であるベルリン、ヴァンセンゼー墓地にナチズム体制下のユダヤ人犠牲者のための記念碑が建設されている<sup>157</sup>。そのほかにも各地に個人や小さな諸団体によって「犠牲者を追悼し、二度とファシズムを許すな」という目的を掲げた記念碑が立ち並んだのであった。46年の春にはファシズム犠牲者委員会が国際的に記念すべき場所の懸賞募集<sup>158</sup>を行ったり、行政においてもソ連地区ドイツ司法行政長官シッファーによる「ベルリン・プレンゼー処刑場慰霊碑建設計画」が提案されたりと、官民間問わず積極的にナチス被害者の顕彰行為が話題となっていた。

また「被迫害者団体連盟」は、ドイツ人によって構成されていた政治組織であったが、ユダヤ人の被迫害についても取り扱い、ユダヤ人ホロコースト犠牲者を追悼しようという

<sup>155</sup>山名淳「追悼施設における「過去の克服」—＜第二次的抵抗＞としての「追悼施設教育学」について」對馬達雄編著『ドイツ過去の克服と人間形成』昭和堂.2011.p.256.

<sup>156</sup>三島憲一編訳『戦後ドイツを生きて 知識人は語る』岩波書店.1994.

<sup>157</sup>ソ連占領時代から60年代の東ドイツにおける記念碑については、オーラフ・グレーラー「ソビエト占領地区や東ドイツにおける記念碑政策と「水晶の夜」との取り組みについて」ヴェルナー・ベルクマン／ライナー・エルプ他編著『「負の遺産」との取り組み』岡田浩平訳.三元社.1999.pp.299-317.が詳しい。

<sup>158</sup>1946年5月27日のことである。

きっかけを東ドイツ地区に作った。残念ながら東独市民の広範な参加には至らなかったが、実際この団体によって45年11月12日には38年11月に起きたポグロムの7周年を偲ぶ会がマズーレン通りのベルリンラジオ放送局において開かれた。また翌年の11月12日にはこの同じ場所でユダヤ人犠牲者を追悼する会が催された。

当時、ナチズムとの断絶を徹底的に進めていたソ連占領政府および解放者、亡命知識人たちは、人々の中に反ユダヤ主義が残存していることを、戦後も続くユダヤ人墓地などへの攻撃現象の数から読み取っていた。上記した様々なユダヤ人犠牲者の顕彰行為は、推進には、反ユダヤ的行為を減少させる効果を期待できるものとして容認、また推進されていたという側面ももっている。

しかしあまりにも多く建設される記念碑に対して、また東ドイツ建国の気配を受けて、国民教育中央委員会副議長エーリヒ・ヴァイネルは二度にわたって「記念碑インフレーション」への警告(1946年12月19日/47年8月26日)を発している。彼いわく「慰霊する人物に十分な敬意を払ったという印象を与えかねないし、また他方で国民の関心を本当に必要な課題からそらしかねないから」勝手にさまざまな記念碑を建設しないようにとのことであった。もちろん純粋に記念碑の数の多さが逆に死者の追悼をないがしろにしているという面もあっただろうが、新たな国民国家形成に向けて政府が記憶の管理を行いたいという思惑が読み取れる発言でもある<sup>159</sup>。

また同時に記念碑はソ連指導の下、ナチスからの解放者である「自分たち、ソ連軍」の勝利を印象付けるため、そして命を落としたソ連兵士を追悼するための記念碑が構想された。例えば1949年、5月8日に落成したトレプトの「ソ連記念碑」がそうであるが、広大な敷地と、大小さまざまな像からなる、壮大な記念公園がベルリンに完成するのである。もっとも大きなソ連兵をモチーフとした像の碑文には「ソ連人民はその自己犠牲的な戦いによってファシストの侵略からヨーロッパ文明を救い、これこそがソ連の人類史上に対する最大の功績である」と記されている。

## (2) 1949~71年—ウルブリヒト時代—

1949年10月7日、ドイツ民主共和国、通称東ドイツは建国を宣言した。これによって本格的に旧ソ連占領地域でも国家建設が開始され、これ以降、東ドイツでは国是にふさわしい「記憶」の選別が国家指導部のイニシアチブの下で展開されていくことになった。1951年には「記念碑計画委員会」なるものが設置され、何が東ドイツ(この時代はまだ統一を念頭に置いていたので、「東ドイツ」とは言わないが)の記憶、そして記念碑にふさわしい

---

<sup>159</sup>この時期、ソ連占領地区にはさまざまな新しい芸術活動をこの新体制の下で展開しようとした人々が多数集まり、活動を開始していた。その活動は記念碑建設だけにとどまらず、数多くの文学や映画作品制作にも及ぶのである。

事例であるかが検討されるようになった。そこでまず重要視されたのは、反ファシズムの闘士や英雄の追悼であり、それにふさわしい場所の選定であった。「警告と追悼の国民的な場所」構想が打ち出され、この後、この委員会で選定されたものが「記憶の場」へと立ち上げられていく。そこでは、東ドイツにおける第一の公的な記憶にナチス体制による暴力の犠牲と抵抗、そしてソ連軍勝利が置かれ、これらを通じて現在の「我々」の反ファシズム、反ナチス精神が賛美された。

また 51 年以降は「戦争とファシズムに反対する記念日」も設けられ、各種イベントが開催された。そして 53 年には反ファシズム抵抗者委員会なるものも設置され、戦時中にファシズムに対して抵抗運動を繰り広げた勇者・英雄たちの選定、名誉判定が行われ、かれらの名前を広く世間に知らしめた。

だがこの時期、ユダヤ人という民族名をもって個別にその記憶を顕彰するといった行為は東ドイツにおいても見ることが出来ない。ここでも、東ドイツで重要なのは民族の差異ではなく、ナチス・ファシズムに抵抗したかどうかであり、これはワイマール共和国から受け継ぐ抵抗闘士の伝統とされた。ユダヤ人の犠牲、ホロコーストについては、この時期、公的に記念されてはいない。

他方、文学の分野では、抵抗闘士やユダヤ人の主人公が活躍するホロコーストを対象とした作品は、引き続き出版されていた<sup>160</sup>。しかし、それらの作中でホロコーストの犠牲者であるユダヤ人が多く取り上げられている一方で、51 年から 53 年までの一時期、大きな反ユダヤ主義キャンペーンがスターリンの主導のもと東欧で展開され、東ドイツもその波に飲まれることになった、ということに言及しておく必要があるだろう。いわゆる「スランスキー裁判」とその影響である<sup>161</sup>。

これは 1951 年、チェコスロバキアで共産党書記長をしていたユダヤ人、ルドルフ＝スランスキーが「チトー主義的シオニスト運動をしていた」という告発によって死刑判決を受け、翌 52 年 12 月 27 日に処刑された事件である。この一連の裁判および、最終的な彼の処刑を受けて東欧では反ユダヤ主義が盛り上がりを見せた。スターリンの死去(1953 年 3 月 5 日)と共にこの反ユダヤ主義的現象は終わりをを見たが、この間に行われた迫害や尋問のために、戦後東ドイツに住んでいたユダヤ人約 2300 人の約 4 分の 1 にあたる 550 人が東ドイツを去った。しかも主にゲマインデ（ユダヤ人共同体）の指導者たちが西側世界へ移住したのであり<sup>162</sup>。この事実は「ナチズムおよびファシズムが克服された国東ドイツ」という体面を大きく傷つけることとなった。

しかしこの後、東ドイツでは、他の東欧諸国とは異なり、反ユダヤキャンペーンで解任

<sup>160</sup>例えば 1950 年には Stephan Hermulin が“*Die Zeit der Einsamkeit*” や *Im Weg der Bolschewiki*”（どちらも Volk und Welt Verlag, 1950.）を出版。

<sup>161</sup>この裁判と東ドイツの国内状況に関してはペーター・マーザァ「東ドイツの国内政治におけるユダヤ人とユダヤ人教会」ヴェルナー・ベルクマン、ライナー・エルブ他編著、前掲書、pp.361-388.参照の事。

<sup>162</sup>このあと東ドイツのユダヤ人は高齢化などの影響で、90 年の統一前には約 350 人に減少している。



された人々の名誉回復がなされ、元の地位への再登用も行われた。他の東欧諸国と東ドイツとのこの違いは、やはりホロコーストを過去に持つ国として、また同じファシズムの犠牲者、闘士としてのユダヤ人という国是が東ドイツにあったからであろう。

マリオ＝カッセラーによると<sup>163</sup>、「1953年以降、ユダヤ人は社会の中に仲間として加わることを容認され、反ユダヤ主義には道德上の注意が払われた。そして相応しくない発言は処罰の対象にされた」とのことである。また「1953年に反ユダヤ主義キャンペーンが終わったあと、次第に文学、芸術、そしてマスメディアを通してナチスの過去への議論、批判的取り組みが強まった」のであり、「ユダヤ人作家、そして外国人作家の作品も部分的に高い発行部数において出版され、反ユダヤ色調から自由にカフカの作品なども読まれた」<sup>164</sup>。このことから分かりますとおり、反ユダヤキャンペーンの影響は東ドイツにおいては長引かず、むしろその後、ユダヤ人たちの犠牲の記憶が積極的に呼び起こされ、展開されていくことになる。

反ユダヤ主義キャンペーンの終了後、東ドイツにおいてはその国家の正当性である「反ファシズム」精神に基づくユダヤ人の取り扱いが再び開かれたものになった。ソ連占領期や建国初期にあつてはそのユダヤの民族性に基づく特別な配慮はされていなかったが、少しずつその個別の民族性にも触れる形でホロコーストが語られるようにもなった。すでに第2章で確認したが、56年出版の公的な教科書、資料集においてユダヤ人迫害への言及がされているのも、その顕著な例であろう。もっとも教科書において、どの程度の記述があれば十分だとか不十分だ、といった判断を下すことは難しい。しかし、同時期の西ドイツの物と比べるとその記述量の多さと情報の質は注目に値するものである。

また50年代初期に建設構想が練られていた各強制収容所の追悼の場も50年代末には次々と完成し、東ドイツでは成人になる儀式の一環として国民にこれら収容所の訪問を義務化した。1958年9月14日にブーヘンヴァルト強制収容所記念施設が、翌59年9月12日にラーヴェンスブリュック強制収容所記念施設が、そして61年4月23日にはザクセンハウゼン強制収容所記念施設が次々と除幕されている。このような場所に記念碑や施設を建立するという現象は同時期の西ドイツでは全くといっていいほど見られず、考えられもしないものであった。

これらはフリッツ・クレマー<sup>165</sup>やヴァルデマー・グリッジメック<sup>166</sup>などの東ドイツにおける高名な芸術家によって製作され、その特徴は収容所の現物保存と遺品展示だけでな

---

<sup>163</sup>Mario Kessler. 'Zwischen Repression und Toleranz. Die SED-Politik und die Juden (1949 bis 1967)'. Jürgen Kocka (Hg.) *Historische DDR-Forschung Aufsätze und Studien*. Berlin Akademie Verlag. 1993.

<sup>164</sup>Ibid.

<sup>165</sup>フリッツ・クレマー (1906-1993) : 彫刻家・版画家・1950年に東ドイツへ移住。ブーヘンヴァルト記念碑、マウトハウゼン強制収容所記念碑、スペイン戦争兵士記念碑、ラーヴェンスブリュック強制収容所鎮護碑などを建設。

<sup>166</sup>ヴァルデマー・グリッジメック (1918-1957) : 彫刻家、ザクセンハウゼン強制収容所鎮護集団彫刻建造 (1959-1960)。

く、外部にも記念碑彫刻を配置した公園を造るなど、一大“メモリアルパーク”となっていることである。またそのフォルムは“巨大”で且つ、ヘーゲルの歴史観に基づく“勝利し続け、進歩していく共産主義”が表されている。筋肉隆々とした若者が、翻る大きな旗を掲げ、またはこぶしを振り上げ、今、ナチスへの勝利を高々と謳い、未来に向けて大きく前進するその逞しい姿には、将来に対する一片の不安も感じさせるものがなかった。しかしこれらの場所には圧倒的多数の、無残にも殺されていった何百万という数のユダヤ人やマイノリティ達の面影を見出し、追悼するといった意識はみられない。

一方、別の所において、この時期に顕彰対象をユダヤ人だけに絞った記念碑が出現している。例えば1960年11月9日には、ベルリンにおいて「11月 Pogrom」で殺害された5万5千人のベルリンユダヤ人のための記念碑」が、66年11月にはライプツィヒのゴットシェーン通りに「殺害された1万4千人のユダヤ系市民を偲ぶための記念碑」が完成している。そしてまたドレスデンにはホロコーストで亡くなった600万人のユダヤ人犠牲者の為の記念碑が建設されたのであった。その他ではこの時期に、「水晶の夜」記念が国家事業へと格上げされたことや、ユダヤ人図書館の開館、また、歴史博物館においてナチス時代にユダヤ人の皮膚を使って作られた人形の展示やユダヤ人墓地43箇所の文化財保護決定がなされるなど、確実にナチ期やホロコーストにおける「ユダヤ民族」の存在が国家レベルにおいても認知されたのである。

このように反ユダヤ主義キャンペーン終了以降、国民国家形成が軌道にのり始めた後の東ドイツでは、建国当初の、レジスタンス運動をしたか、もしくはしなかったかによる分類に加え、明らかに「ユダヤ民族」というカテゴリーでの記憶の表象も公的な分野において行われるようになったことが伺える。ただ、この時期の東ドイツにおける「ユダヤ人」は、「ナチスに勝利した我々」とナチスの悪を強調する要素としての「犠牲者ユダヤ人たち」という位置付けであり、けして自らの罪として彼らを追悼したわけではなかったこともまた明らかである。

### (3) 1971～89年—ホーネッカー時代から統一まで—

ウルブリヒトにかわり、1971年からはホーネッカー<sup>167</sup>が第一書記に就任することとなった。また、この時期に東ドイツは国際社会において、つまり西側社会からも正式に承認された。これまでの「ウルブリヒトモデル」に象徴される社会主義建設の実験は終了を向かえ、それに代わって「現実に存在する社会主義国」や「社会主義的民族の国」という強いスローガンの下、「成熟」した社会主義国が大々的に宣伝された。着実なる経済成長に加えて、72年のミュンヘンオリンピックへの「ドイツ民主共和国」としての単独参加とその

<sup>167</sup>エーリッヒ・ホーネッカー(1912-1994)：東ドイツの政治家・ザール地方生まれ、29年共産党に入党、35年にナチによって逮捕、45年まで投獄される。71年から党第一書記。民主化運動により89年退陣。

成果、そして 73 年の国連への加盟など、70 年代前半の東ドイツは華々しい雰囲気にも包まれていた。

このような時代において、また、新しく打ち出されたスローガンに沿った形で、建設される記念碑にも変化がみられた。例えば 1970 年に、のちに映画“グッバイ・レーニン！”で衝撃のラストを飾ることになったあの“レーニン像”が彫刻家ニコライトムスキーの手によってフリードリッヒスハイン地区のレーニン広場に建てられた。また、78 年にはケムニッツ地区に“カールマルクス像”が、80 年にはベルリンのプレントラウアー地区に“エルンスト・テールマン像<sup>168</sup>”がそれぞれレフ・ケルベルの手によって建てられている。

この時期の記念碑の特徴は、社会主義哲学と東ドイツの政治に貢献したと言われる「偉人」の顕彰であり、また、反ファシズムの抵抗闘士も「無名」だけでなく、「有名な闘士」が次々と記念碑化されている。1975 年には反ファシズムの記念碑や施設が 4580 個にもなっている。このように、これら、レーニン像やテールマン像、そして OdF-Platz（ファシズムの犠牲者広場）はベルリンをはじめとする大都市にだけ設置されたのではなく、どんな小さな村にも必ずと言って良いほど設けられ、彼らの像や思想と共に、「西側に今も存在するナチズム性」も強調されたのであった<sup>169</sup>。

しかし、70 年代、国内における反ユダヤ主義問題に関しては、もう既に解決されたことだとされ、もはや新たにユダヤ人がその個別名をもって顕彰されることはなくなった。

しかし「水晶の夜」50 周年（1988 年）を前に企画されたイベントや、ホーネッカーのアメリカ訪問計画が出される 80 年代後半になってくると、各国との経済的な問題や諸団体からの要望もあり、この件にも変化が見られるようになった。いわゆるホーネッカーの「ユダヤ人政策の転換」といわれるものである。これによって東ドイツ社会におけるユダヤ人の取り扱い、またイスラエルとの関係が飛躍的に注目を浴びだした。この記念すべき「帝国水晶の夜」50 周年までに、各地のシナゴーク跡には記念碑が建てられ、ウィッテンベルク市の市庁舎にはこれまでの反ユダヤ的事象に対しての「警告と懺悔のプレート」が設置されたとのことである<sup>170</sup>。また、ユダヤ民族の資料を集めた『ユダヤ文献センター』が 88 年に設立され、さまざまな資料の保存、学術的な研究が開始されることとなった。

このような状況の中、東ドイツは急転直下、「統一」を迎えることになるのである。

### 第 3 節：統一ドイツにおける「記念政策」

1990 年 10 月 3 日、統一ドイツであるドイツ連邦共和国が誕生した。この東西ドイツの

<sup>168</sup>エルンスト・テールマン(1886-1944)：ドイツ共産党委員長、1933 年ナチス政権により逮捕・44 年、SS により処刑。

<sup>169</sup>松本『記念碑に刻まれたドイツ』p.207.

<sup>170</sup>同上.p.207.

統一はフィリッツ・フィルマー<sup>171</sup>や木戸衛一<sup>172</sup>などが指摘するようにまさに「西による東の植民地化」であり、ただ単なる西ドイツの拡大であったといわれている。旧西ドイツの憲法や市町村システム、税制、安全基準などの旧東ドイツ地域へのそのままの形での導入は言うに及ばず、東地域の様々な政治的、経済的、そして学術的世界における重要ポストがほとんど全て旧西ドイツ出身者で占められたのも特徴的であった。また統一後、瞬く間に旧東ドイツのスーパーマーケットにおかれる商品が全て西ドイツ製のものにとって代わるなど、その変化は劇的であった。

このような新たな社会において東ドイツで行われてきた過去への取り組み、そしてそれに付随する形で存在した記念碑や博物館等の記念施設はどのように変遷したのだろうか。また、統一後、新たにどのような記念碑が造られ、受容されているのだろうか。

### (1) 東ドイツにおける記念碑や記念施設のその後

統一と同時に、1つの問題が浮かび上がってきた。国是の異なる東ドイツ時代の記念碑や記念施設をどのように扱うべきかという問題である。統一を果たしたドイツではあるが、旧東ドイツの人々が日々暮らす街中には、大量の社会主義的記念物が残されていたからである。

まず、ソ連を称えるために建設された記念碑が標的となった。トレプト、シェーンホルツ、ティアガルテン地区、東部ゼーローヴァー・ヘーエ等の碑は現在でもそのままの形で管理、保持されている。これは東西ドイツの統一後に、占領地区からのソ連軍撤退手順の取り決めを行ったドイツ連邦共和国と独立国家共同体<sup>173</sup>との協定によっている。体制転換後のドイツにおいてソ連の記憶が消し去られることに危機感をもった独立国家共同体が統一への同意と引き換えに提案した条件の1つがこれら記念碑の管理と維持であった。実際、この取り決めにおいてリストに載らなかったラーヴェンスブリュック女性収容所<sup>174</sup>などに置かれていた記念碑は、統一後すぐに撤去されている。また、統一後も残され、管理されているこれらの記念碑も、今ではソ連の栄光を感じるものとして人々から見られるのではなく、東ドイツ時代の彫刻や社会を思い出す博物館の陳列品のような役割へと転換されている。

次に、旧東ドイツ地域に残る強制収容所記念施設の扱いはどのように変化したのだろうか。ここでは東ドイツ時代、その国是の源流となったブーヘンヴァルト強制収容所記念施

<sup>171</sup>フィリッツ・フィルマー編著『岐路に立つ統一 果てしなき「東」の植民地化』（原題“Zehn Jahre Vereinigungspolitik”）木戸衛一訳、青木書店、2001。

<sup>172</sup>木戸衛一「ノスタルジーか自己エンパワーメントか」高橋秀寿・西成彦編『東欧の20世紀』人文書院、2006。

<sup>173</sup>ソ連を構成していた15カ国の内、バルト三国を除いた12カ国で構成されているゆるやかな国家連合体。1991年発足。

<sup>174</sup>田村光彰『ドイツ二つの過去』技術と人間社、1998。

設<sup>175</sup>を例に詳しく見ていくことにしよう。

この収容所は 1937 年にナチスによってワイマール近郊に開設され、1945 年 4 月 11 日に解放されるまでの間に収容者 239000 人以上、死者 56500 人以上という犠牲を出したとされている。ここには主に共産主義者が収容され、また、共産党首テールマンが殺害されたこと、そして収容者が自ら「国際収容所委員会」というレジスタンス組織を形成し、その解放にあたっては自ら蜂起して成し遂げたという 2 点において、東ドイツでは非常に重要視されていた。そこで 1952 年から 5 年の年月をかけて東ドイツ国内初の国立慰霊地として記念碑化作業がおこなわれ、58 年から収容所跡記念館として人々に開かれていた。その記念館としての内容はナチス時代からの収容施設の保存、建物内部のドキュメントセンター、慰霊モニュメント、慰霊墓地の建設、収容者の頭蓋骨で創られた装飾品などの遺品の展示といった具合に多岐に渡っている。ここでは当時の国是に従って、ナチ暴力の象徴と共にソ連・東ドイツの体制賛美が強調されていた。また 71 年には文書館とテールマンの追悼所も増設され、日々多くの人々が訪れていたのであった。

しかし、東西ドイツの統一とともにこの記念施設は新たな意味を付与された。それは「二重の過去の克服」と呼ばれるものである。まず 1991 年の 9 月にこれまでの展示内容の見直しを図るために専門家委員会が設置された。そのメンバーは旧西ドイツから派遣された歴史家や役人等で構成されており、彼らの調査の中で今まで隠蔽されてきたこの施設の過去が明らかになってきたのである。

この強制収容所が実は 1945 年から 50 年の 5 年もの間、ソ連軍の管理部によって「特別収容所」としてそのまま使用されていたことが公にされたのだ。そこにはナチスの幹部や SS のメンバーだけでなく、新体制にサボタージュの疑いのある若者など、推定 32000 人が収容され、6000 から 13000 人が死刑や劣悪な環境によって命を落としたとのことであつた。中にはナチスによって収容された後、再びソ連によって捕えられた人もいたという。

東ドイツ時代に過度に強調された自国の体制賛美の展示とその裏に隠ぺいされていたこの過去は、統一ドイツに「二重の過去の克服」という命題をもたらした。これを受けて先に述べた委員会は、収容所における新しい展示方法を話し合い、結局 3 つの観点に分けて別々に展示することを決定した。

それは①：展示の重点は 1937 年から 45 年のナチスの過去におかれる。②：45 年以降については新たに展示棟を用意して行う。③：東ドイツの党派性を帯びた歴史叙述と反ファシズムの内実についての展示も行う、といったものである。

この新展示は 1995 年 5 月 8 日から開始され、現在に至っている。ここではナチスの犯罪だけでなく、東ドイツ社会の虚偽性が同時に強調され、西ドイツから続く統一ドイツの正しさが語られることになった。つまり、旧東ドイツ時代に正しいとされていた表象対象

---

<sup>175</sup>Gedenkstätte Buchenwald und Mittelbau-Dra (<http://www.buchenwald.de/>)(最終アクセス 2015 年 4 月 1 日)

と方法が西ドイツの国是に従って見直され、組み替えられたのである。そこではナチスと東ドイツがある意味同一視され、これら2つが克服されるべき「二重の過去」として扱われたのであった。このような収容所施設の意味の読み替えはザクセンハウゼン<sup>176</sup>など他の収容所でも同じように行われ、現在広く公開されている。

国家イデオロギーの転換によって読み替えられたのはなにも収容所施設だけではない。建設以来5回もその意味の読み替えが行われた記念施設がベルリン・フンボルト大学の隣に存在するノイエ・ヴァッヘである。

この施設の始まりは1816年にまで遡る。カール・フリードリッヒ・シンケルによって製作されたこの建物は当初、1918年までプロイセン王宮の護衛所として使われた。第一次世界大戦の終結と帝国解体によって建国されたワイマール共和国において、この施設はプロイセン州立「戦没者追悼所」へとその役割が変化した。そして第三帝国とその後の東ドイツ建国を経た1960年に再びその意味付けが変更される。その名も「ファシズムと軍国主義の犠牲者のための警告廟」である。この変更によってこの場所にはナチスの犠牲者だけでなく、当時、ファシズムと軍国主義の国であると見なされていた西ドイツもこの意味の中に含まれて警告され、表象された。その後、69年には新たに「無名抵抗者」と「無名兵士」の碑が追加され、イデオロギー性が増されている。しかし統一後は1993年にヘルムート・コールによって「国立中央戦争犠牲者追悼所」へと改名され、表象される対象が再び大幅に変更された。

建物中央にコルヴィッツの「死んだ息子を抱く母親」像（Mutter mit totem Sohn）の拡大複製が設置され、また入口右側に追悼銅板が掲げられ、そこには「ノイエ・ヴァッヘは戦争と暴力支配の犠牲者と追悼し記念する場所である」そして「1945年以降、全体主義的独裁に反抗し、迫害され、そして殺害された女たちや男たちを追悼し、記念する」と書かれた。これによって「西ドイツ」ではなく、「東ドイツ」の体制による犠牲者が追悼される場所となった。このようにナチスの犠牲者と東ドイツの犠牲者が同じレベルで表象され、追悼される施設へとノイエ・ヴァッヘは大きく変更された。このことは、どんな国民国家体制においても同じ手段で自らを正当化するシステムが存在すること、そして状況が変われば同じ施設が、追悼という行為が、全く逆の意味を持つようになることを我々に教えてくれるものである。

以上、ブーヘンヴァルト、ノイエ・ヴァッヘの例からわかるように、統一後のドイツにおいては「ナチス」と「東ドイツ」という「二重の克服すべき過去」の存在が見出され、取り組まれていくことになった。実際、1993年に開かれたポツダムにおける東ドイツ史シンポジウムでは「二つの独裁」が共通テーマに位置づけられ、ナチズムと旧東ドイツとを比較する形で東ドイツの歴史統括が目指された。もっとも、これには旧東ドイツにおいて

<sup>176</sup>Orte der Erinnerung 1933-1945 (<http://www.ns-dokumentationen-berlin-brandenburg.de/>) (最終アクセス 2015年4月1日)

活躍していた歴史学者から「シンポジウムにおけるこの共通テーマの設定自体が誤っている」との声が上がったが、そのような指摘が反映されることはなかった。このように様々な機会を通して、東ドイツの悪い部分がますますクローズアップされ、特別収容所やシュタージなどがイメージ化されていく傾向が強まった。すでに見たように、通りの名称変更や追悼施設の内容変更などは、西ドイツの価値観に従い、西ドイツ人の手によって行われた。またこれらは西ドイツの国是と照らし合わせると当然のことであるが、東ドイツ人の公職からの追放や、学术界からの排除、あらゆるシステムの変更なども含めて、旧東ドイツ市民は統一の喜びの後に非常に大きな鬱屈を味わうことになった。1997年にNHKで放映されたETV特集、シリーズドイツ歴史教科書、『第2回・社会主義とはなんだったのか』において、「東ドイツ国家は同じドイツ国家ではないのか。東ドイツの問題はドイツの歴史ではないのか」と東ドイツ時代からの歴史教師ハンス・ユルゲン・カントが生徒に問いかけていた姿が印象的である。西ドイツ建国以来ずっとその自己理解の礎石の1つであったナチズムと東ドイツの比較を統一ドイツにも簡単に導入したことは、東ドイツ人のプライドを大きく傷つけたといえる。

さらに付け加えておきたいのが、記念碑や記念施設以外にも行われた、様々な形で旧東ドイツへの介入である。例えば、旧東ドイツ地域の各地で西側出身の歴史家などの主導の下、今後の街の景観を考えるための会議開催や「政治的記念碑との接し方を考える委員会」が設置され、新しいドイツ、つまり旧西ドイツの国是に沿わないものが次々と排除されたり、意味の読み替えが行われたりした。特に注目したいのが、市民のもっとも身近にあった「通り名」や「広場名」、そしてそれに付属して設置されていた「偉人たちの像」の扱いである。東ドイツ時代、通りや広場には共産主義や社会主義世界における偉人の名前が冠せられていることが多かったが、それらは統一後、イデオロギー性を排するとの掛け声のもとで次々と見直しがなされ、新たな名前がつけられることとなった。

この変化に関してはラーイスとメンデがその著書『ベルリン街路名事典』<sup>177</sup>で詳しく教えてくれる。例えばすでに前述した、レーニン広場(Leninplatz)は、1992年におこなわれたレーニン像<sup>178</sup>の撤去と共に「国連広場(Platz der Vereinten Nationen)」へ改称されている。そもそもレーニン広場という名称が付けられたのは1950年であり、それ以前は「ランズベルガー広場(Landsberger Platz)」(1864-1950)と呼ばれていたとのことであった。ちなみにこのレーニン広場の前の通りは「Leninallee (レーニン並木道)」であったのが、同時期にMollstraße (モール通り)へと改称されている。また、かつて東ドイツで首相を務めたオットー・グローテヴォールの名前を付けた大通りが18世紀以来の「ヴィルヘル

<sup>177</sup>Lais Sylvia / Mende Hans-Jürgen (Hg.) *Lexikon Berliner Straßennamen*. Haude & Spener. 2003.

<sup>178</sup>Endlich Stefanie / Wurlitzer Bernd. *Skulpturen und Denkmäler in Berlin*. Berlin. 1990.によると、ベルリンには三か所にレーニン像が建っていたとのことである。それぞれミッテ地区のSchumannstraße、フリードリヒスハイン地区のFrankfurter Allee、そしてフリードリヒスハイン地区のLeninplatzである。ちなみにソ連大使館の中庭にも存在していた。

ム通り」へと戻されるなど、これら同様の措置は旧東地域のあらゆる場所で取られたのであった。ちなみにレーニンの像は現在、歴史博物館を除き、ドイツ国内の公共空間には存在していない。

さらに補足として、2章で考察した東ドイツの教科書の内容、公教育における学校カリキュラムが統一後、どのように変化したのか述べておきたい。公教育はその国家の国是や価値と切り離せないものであるがゆえに、東ドイツの「西ドイツ化」はここでも着実に進められていった。この「西ドイツ化」に関してはフィリップスが、東西両ドイツにおける教育の根本的違いを指摘した上で、西ドイツの教育システムと教育内容を東ドイツへそのままの適応したことで出てきた問題を1992年の時点で指摘している<sup>179</sup>。また日本においても1993年に天野<sup>180</sup>や木戸<sup>181</sup>、また2001年には大野<sup>182</sup>が「西ドイツ化」を特に公民や歴史のカリキュラム変更とそれに伴う人々の意識の変化に視点を当てて論じている。

そもそも東ドイツにおける教育内容の抜本の見直しは1989年の秋に誕生したモロドウ政権によって開始されていた。東ドイツ最初で最後と言われたあの民主的な選挙によって選ばれたモロドウは、政権の立て直しと、国民を納得させることのできる民主化政策を迫られたのだった。その政策の一環として「就学前教育から大学教育に至るまでの教育制度の改革」が施政方針演説で語られ、取り組まれることとなったのだ。これにより各地域が主体となって、これまでのたった1つの会社によって出版されていた教科書の見直しと、党の方針を色濃く反映した教育カリキュラムの変更を考えるプロジェクトがスタートしたのである。

例えば、ドレスデンでは地区の教育委員会とドレスデン教育大学歴史教育研究室が共同で歴史教科書と教育方針の見直しをはかっている。90年の夏には「ドレスデン地区における試行草案」がその成果として提出され、実際に1000校もの学校で試行されたとのことである。この自主的に組まれたカリキュラムの教育目標には「歴史の多元的な価値観に立つ考察」や「多様な見解」の考察が挙げられていた。ここではこれまでのように東ドイツの建国国是ばかりが強調され、西側世界のファシズム性が指摘されるのではなく、ザクセン地域の身近な歴史を取り上げたり、「現代民主主義モデル」なるものが記述されたりと、その性格は大きく変化した。そしてこのような地域史の呼び起こしやホーネッカー独裁への反省的視点の記述はベルリンやポツダムなど他の地域でも同様に行われたのであった。

しかし、統一後はこれら東ドイツ人研究者らによって取組まれ始めた教科書やカリキュラムは捨て去られることとなった。統一にあたっては、新たに設けられた東ドイツの州ごとに西ドイツの決められた州がパートナーとして付き添い、指導に当たるという方法がと

---

<sup>179</sup>Philips.D.“Transitions and Traditions: Educational Developments in the New Germany in their Historical Context” *Oxford Studies in Comparative Education*.Vol.2.No.1992.

<sup>180</sup>天野正治他編『ドイツの教育』東信社.1998.

<sup>181</sup>木戸衛一「東の歴史をめぐる諸問題」『歴史学研究』青木書店.1993.pp.34-42.

<sup>182</sup>大野『東ドイツ地域のカリキュラム変更』



られた。これにより、西ドイツのパートナー州で採用されている教育システムや教科書が、そのままの形で旧東ドイツ地域に導入されたのである。統一前にすでに東の教育方針が唯物史観を脱し、新たな客観的視点に基づくカリキュラムや教科書を使用していたにも関わらず、旧東ドイツの教員は政府と関係が深かったという理由で解雇され、彼らの書いた教科書も一方的に無視された。そして西側の教科書が旧西ドイツ出身の教員とともにやってきたのであった。そこでは東ドイツの40年がたった10行で片づけられ、しかも全てに対して否定的な記述がなされ、時としてナチスとの類似点も指摘された。例えば東ドイツの項には「東ドイツ監獄になる (Die DDR wird ein Gefängnis)」との見出しがおどりと、「社会主義統一党の統治と社会主義下の生活に人々は耐えなくてはいけなかった。」と総括されている<sup>183</sup>。

このような方法でのカリキュラムと教科書の導入は未だ社会主義思想を理解していなかった子供世代よりも大人世代に非常に大きな傷を残すことになった。特に公民科や歴史科の教員にはこの傾向が顕著にみられた。自分の持つ「国民的記憶」や「歴史観」、ひいてはそれらから派生するアイデンティティとの矛盾、そしてこれまで教えてきたことやその教授法の全否定は「西ドイツ化」への不信感を募らせることになった。また、新しい価値観に沿った授業を展開できるようにする為に旧東ドイツ教師の再教育が旧西側教師によって行われたが、これは「教える西ドイツ人」と「教えられる東ドイツ人」の構造を際立たせることになった。これによって東ドイツ人の間に「二級市民意識」が広がり、国内の意識統一を難しくしたといわれている。

以上のように、現在もドイツの人々の意識が、そのアイデンティティが「ドイツ人」ではなく、それぞれ「旧東ドイツ人」や「旧西ドイツ人」におかれていることはフィルマーや木戸、高橋などの研究者によって明らかにされている<sup>184</sup>。ただ、その主たる要因は、経済的な格差であると分析されているが、このように東ドイツの記憶を、そして歴史を「負」のものとして組み込んだことも大いに考慮されるべきであろう。

## (2) 統一後建設されるホロコーストに関する記念碑

ここまでみてきたように、統一後のドイツにあっては、全てのものが旧西ドイツのスタイルに変更され、旧東ドイツで形作られてきた「国民的記憶」や「歴史観」は否定された。それに対する旧東ドイツの人々のとまどいもまた大きかったが、しかし、そんな中で注目すべきは、統一後、ますます多く建設されることとなったホロコーストを表象する記念碑に対しては、旧東ドイツの人たちも賛同しているという点である。

<sup>183</sup>NHK ETV 特集『シリーズ歴史教科書』「第2回：社会主義とは何だったのか」1997年放送より

<sup>184</sup>フィリッツ・フィルマー『岐路に立つ統一ドイツ 果てしなき「東」の植民地化』／木戸「東の歴史をめぐる諸問題」／高橋「ナショナリティ」『ドイツ社会史』矢野久、アンゼルク・ファウスト編、有斐閣コンパクト、2001年、pp.214-234。

西ドイツにおけるホロコーストに関する記念碑の出現は 1980 年代後半、TV ドラマ「ホロコースト」の放映やヴァイツゼッカー大統領の演説以降の現象であることはすでに見たとおりである。この流れは統一後もますます衰えることを知らず拡大を続けることになった。

91 年にはグルーネヴァルト駅に「忘却されたユダヤ人のために」プレート碑が完成、翌 92 年にはステグリッツ区シナゴグに「記念壁」が設けられた。また、これら特定の過去に直結する場所に建設される記念碑だけでなく、日々の暮らしの中に溶け込む新しい形の記念碑の制作もみることができる。1993 年に設置されたベルリン、バイエルン地区<sup>185</sup>「記憶の場」記念碑はその典型であろう<sup>186</sup>。これは道沿いのポールに設置されたプレート記念碑であり、表には絵が、そして裏側にはナチス時代に出されたユダヤ人迫害のための法律文章が書かれている。たとえば表面に時計の絵が描かれている裏側には「ユダヤ人は夜 8 時以降（夏は 9 時以降）家から出てはいけない：1. 9. 1939.」といった具合である。これは日々狭められていくユダヤ人たちの自由に対して、当時特別関心を払わなかった「我々ドイツ人」への警告と、現在それを「異常なことだったと気がついた我々」を表象している。

そのほかにもグンター・デムニヒによって 1993 年に開始された「躓きの石」記念碑<sup>187</sup>が広がりを見せている。これはホロコーストで殺された人の名前、生年月日、そして移送先の地名が記された 10 センチ四方の真鍮プレートを、その人が最後に住んでいた住居前の道路に埋め込むというプロジェクトである。これはそこに書かれた人物が、自分の街から、そして今「私」が住んでいるこの建物からあの“ホロコーストの現場”に送られたという事実を常に思い起こさせ、考えさせるものである<sup>188</sup>。

市の許可を取れば誰でもその設置費用（95 ユーロ）の寄付で設置できるこの記念碑は、今ではドイツ全土に広まり、2006 年までに 190 以上の都市で 9000 個に及ぶプレートが設置され、人々に受け入れられているとのことである。しかもこれは何も旧西ドイツ地域に限った現象だけでなく、東ベルリンやライプチヒなどの旧東ドイツ地域にも見られる光景なのだ。そして、このプロジェクトだけでなく、このような市民参加型の記念碑は様々なパターンとアイデアをもって各地で展開されている。

そして、統一後のドイツにおいて、これらの記念碑に対して「悪戯がなされた事実」や「反ユダヤ主義的な感情から反対運動が出た事実」などを目にすることはない。このように旧東ドイツの人々も街中のプレートの存在を認め、また自らも積極的に様々な記念事業

---

<sup>185</sup>バイエルン地区は旧西ドイツに属する。第二次世界大戦まで「ユダヤ人のスイス」と呼ばれるほどのユダヤ人街であった。この地区を含むシュネベルク界隈からは約 6000 人が収容所へ送られた。

<sup>186</sup><http://stih-schnock.de/remembrance.html>(最終アクセス 2015 年 4 月 14 日)

<sup>187</sup>“STOLPERSTEINE” <http://www.stolpersteine.com>(最終アクセス 2015 年 4 月 14 日)

<sup>188</sup>実際、私がかつて住んだベルリンのアパートメントの前の通り(Oppelner 通り)にも数多くのプレートが埋め込まれており、毎日家を出るたびに必ずナチ期に迫害された人々を想う時間があったことを思い出す。

に参加する現象からも「反ユダヤ主義が消化されず、むしろ温存されていた」と評価される現在の旧東ドイツ像とは相いれないものを見てとるができよう。ただその一方で、現在のドイツで問題となっている「外国人排斥」（特に反イスラーム）については、旧東ドイツ地区で顕著であるという特徴がある。この点については、さらに考察が必要であろう。

## 小括

この章では、1945年から89年までの約45年間に渡る東西ドイツの記念碑変遷の比較と、統一後、それらの記念碑がどのように扱われることとなったのか、また新たにどのような記念碑が建立されたのかについて考察した。

そもそも記念碑といえば、19世紀以降、国民国家形成において大いに用いられ、その国家の歴史に包摂された過去の偉業や勝利を記念することで、「肯定的な記憶や歴史を共有する集団」への帰属意識を強化する媒体として使用されてきた<sup>189</sup>。20世紀半ばに「成立」した東西ドイツについても、「何を」「どのように」記念するか、記念碑の題材とするかについては大きく異なったが、記念碑を通して「国民的記憶」を形成し、国民的一体感を高めるといふ手法は見事に共通していると言える。

さらに、1章、2章を通じ、またこの章において明確になったのは、西ドイツ、東ドイツともに年代を重ねるごとに新たな種類の「記憶」が呼び起こされ、順次「国民的記憶」に追加され、再構築されていく様子であった。「肯定的な国民の記憶」だけでなく、「敗北」や「被害者としての記憶」、そして「ナチ政権下でドイツ人が行った悪行」といった、一見、ドイツ国民にとっては「否定的」な記憶を自ら記念碑化していくことで、新たな「国民国家」が創造されていった。

西ドイツでは、60年代までは被害者として、また反共産主義を掲げる我々が記念碑に表象されるが、70年代、80年代を通して、ユダヤ人の、そしてユダヤ人を迫害し、ホロコーストで虐殺した我々の記憶が呼び起こされ記念碑化されていった。

また東ドイツでは50年代から反ナチ抵抗者の範疇でユダヤ人が語られていたが、それが60年代、犠牲者としてのユダヤ人へと視点が広がり、顕彰が進んだことが確認される。70年代、新たに建設される記念碑は確かにレーニンやテールマンといった「共産主義的」な偉人の顕彰にとってかわることになるが、ユダヤ人達を顕彰するための記念碑は89年まで保存、維持され、それらはずっと国家が、そして国民が想起すべき「記憶」や「歴史」となっていた。ただし、それが「(我々の敵であった)ファシズムの犠牲者」という位置付け、描かれ方のままであったことも、再度付け加えておきたい。「ユダヤ人」や「ホロコースト」を記憶する事は東ドイツにおいて早い時期から積極的に行われていたが、それらの

---

<sup>189</sup> 大石「現代ドイツにおける「記憶の文化」について」p.254.

記念碑の建設、変遷をみても、東ドイツでは西ドイツのような「我々の罪として引き受ける」という転換は起こらず、そこには東ドイツ流の「過去への取り組み」が存在し続けたのである。

そして統一後、ドイツ連邦共和国はその空間に、もともとの東ドイツで構築されてきた「国民的記憶」を一切受け入れはしなかった。記念碑の廃止や意味の変更など、このように行われた記念政策は、全て西ドイツ流の解釈によるもので覆い尽くされた。第3節で詳しく取り上げたが、顕著なものとして、ソ連を称える記念碑は独立国家共同体との保存取り決めリストに記載されているもの以外は撤去、また、強制収容所などの記念施設も存続はしたものの、ナチスの独裁だけでなく、東ドイツの独裁といった「二重の過去」の意味を問うといった読み替えが行われたのである。

このように極端ともいえる記念碑を軸とした記憶の転換が、統一後の「東ドイツ人としてアイデンティティの維持」や「旧東ドイツの人々の不満の蓄積」、そして現在、旧西ドイツ地域よりも旧東ドイツ地域に多い移民排斥運動などの原因があるのではないかとの推論もできよう。これについては終章でもう一度考えたい。

## おわりに

本論文では、東西ドイツにおいて第二次世界大戦、特にホロコーストの記憶が、それぞれいかに「国民的記憶」へと形づくられ、変容してきたか、さらにそれが統一後のドイツにおいて、どのように変化したかについて、その軌跡を追い、考察してきた。

そこから見えてきたのは、冷戦という国際情勢に翻弄される中で、東西それぞれの国はによって、またそれぞれの存在の正統性を担保するように形作られ、時代と共に変容していく「国民的記憶」の存在であった。そして東西それぞれ、政治思想やシステムは異なるが「国民的記憶」の創造や変容には、いくつかの共通点がみとれた。それは、①東西共に被害者としての記憶から出発しているということ、②記憶の形成には記念碑や教科書、メディアといった共通したマテリアルの使用がみられること、③形成や変容には、内的要因といった国内の閉じた事情ではなく、国際関係や「もう一方のドイツ（西にとっては東、東にとっては西）」という外的要因に依るところが大きいという点である。

特に③については、西ドイツでは、アデナウアー政権下におけるイスラエルとの関係構築やアイヒマン裁判、また東ドイツによってなされた西ドイツに残る旧ナチス人材の暴露などが国民の目をホロコーストに向けさせる要因であった。そしてアメリカ制作のTVドラマ『ホロコースト』の放映は、西ドイツで「日常史」を確立させる転機となった。また東ドイツでは、建国初期において、西ドイツとは異なる自分たちを差異化するために、徹底的に非ナチス化を行い、その中でナチスの罪、ユダヤ人迫害やホロコーストが取り上げられた。そして、80年代にかけて、西ドイツに今も残る帝国主義やナチス性といったものを批判することで、自らのアイデンティティを確立していった。また、その西側批判も国際関係の中での東ドイツの地位向上や東西融和（デタント）、さらには西ドイツによる「過去の克服」などから影響を受けて、変化をみせるのである。

このように形成され、変容を重ねた「国民的記憶」ではあるが、統一後のドイツにおいて、旧東ドイツ地域では、いとも簡単にそれまでの記憶や歴史が抹殺され、西ドイツのものへと書きかえられる様子が見て取れた。これらは我々に、国民という1つの集団が信じる「正しい記憶／歴史」とは何たるものかをまざまざと見せつけ、考える機会を与えていると言えよう。

最後に、統一後の「記念政策」<sup>190</sup>が、現在のドイツにどのような影響を与えているのかについて考えておきたい。

今から6年前、2009年はドイツにとって1つの記念すべき「ベルリンの壁崩壊20周年」というメモリアル・イヤーであった。特に東西国境の検問が撤廃され、壁が崩壊した日と

---

<sup>190</sup>この言葉は松本『記念碑に刻まれたドイツ』による。「記念の政治学」＝「記念政策」であり、第二次世界大戦に関わる物事を記念する全ての政策を含む。そしてこれは現在、「過去の克服」の焦点となっている。

規定される 11 月 9 日には、日本においてもドイツに関するニュースが現地中継を交えて大々的に報じられた。しかしそこで目立ったのは統一 20 周年を祝う公的な行事や人々よりも、“残る格差、強まる東独回顧”なるタイトルがつけられて報道されたドイツ連邦共和国の姿であった。事実、アレンスバッハ世論調査研究所によって採られた「西ドイツ人と東ドイツ人の違いを感じるか」（2009 年 4 月）というアンケートをみると、旧西側住民では回答者の 42%が、旧東地区住民では 63%もの人々が「違いは大きい」と答えている。またそれより 10 年前の 1999 年に採られた TNS-Emnid の世論調査では旧東ドイツの人々は自分たちを「ドイツ人だと思う（32%）」よりも「東ドイツ人である、もしくは州民である（68%）」と捉え、そして「自分達は連邦共和国内において二級市民である」と考える人々の割合は 71%であった。これらの結果からも統一ドイツにおける意識面での人々の統一が進んでいなかったことが明確に見て取れる。

この意識格差の原因が語られる場合、一般的には主に経済的な側面、つまり「統一後も発展せずに停滞する旧東ドイツ地域」や、「旧西ドイツ地域の 2 倍以上もの失業率」によって説明される事が多い。しかし一方で東ドイツ時代末期と比べての「個人的生活への満足」を問うた所、この満足度は統一以来一貫して上昇を見せ、1999 年には「非常に満足」または「満足している」と答えた割合は 59%であり、「不満」と答えたのは 7%であった。また「統一して良かったか」と問われると旧西側住民の 85%が、そして旧東側住民の 91%が「良かった」と答えている。

つまり、前章でも見たように、経済的な要因だけが主な意識格差の原因であるとは単純に考えられない状況にあり、この人々の意識における微妙な矛盾こそ、現在の連邦共和国が抱える大きな問題だと指摘することができる。

しかし現政府が、この現状を「良し」としている訳ではない。「統一ドイツ国民」の形成、統一ドイツの安定という目的のために、出来ることならもう一度「我々」というナショナルな感情をドイツという空間に広めたいと考えているのは確かである。

それがもっとも顕著な形で現れているのが、2005 年 5 月 8 日に除幕された「ホロコースト記念碑」建設過程においてであるといえよう。建設決定を議論する中で、連邦議会議長、W. テーゼルは「私たちはこの記念碑をユダヤ人のためではなく、政治的な自己理解の私たち独自の公言として、私たちのために建立する。」と言い切った<sup>191</sup>。また緑の党のジーマルトも「ノーモア・アウシュヴィッツはドイツ人のアイデンティティの一部でなければならぬ」と述べ<sup>192</sup>、ナチスという東西のドイツ人共通の過去と罪を通してナショナルアイデンティティを再編するといった目的をこの記念碑に付与する必要性を説いたのである。このような発言からは、なんとしてももう一度、国民国家としての均質な空間をドイツに取り戻したいとする切実な願望が感じられる。つまりは、ナチス支配下においてドイ

<sup>191</sup>高橋「ナチズムをそして二〇世紀を記憶すること」p.299.に紹介。

<sup>192</sup>同上。

ツ国民の名の下で実施された迫害や虐殺を記憶し、告白し、犠牲者を悼み、二度と起こさないことを誓うドイツ人達のアイデンティティ形成と国民的記憶の再構築である。

しかし、このようなドイツ民族に共通する「記憶」を持ち出して「ドイツ人アイデンティティ」を形成するという政策は、グローバル化の波が押し寄せる現在、その効果が揺らいでいる、あるいは新たな問題を引き起こしているのではないだろうか。なぜなら、例えば2000年に改正されたドイツの国籍法では、二重国籍こそ容認されなかったものの、「我々ドイツ人」の範疇にトルコやアラブ諸国などからの移民をも受け入れることが表明されているからだ。つまり、たとえドイツ連邦共和国の国是をナチスの罪の自覚と、犠牲者の追悼に置いたとしても、新しく国民となるトルコやアラブ系の人々を内包する現在、これまで目指されてきたような国民の形成とそれによる国家の安定がはたして成し遂げられるのかという疑問が残る。

そして東西ドイツ統一 25 周年を迎える今年、特に問題となっているのは、アフリカや南・東ヨーロッパから押し寄せる新たな移民・難民たちの姿である。経済が好調と言われるドイツにおいても未だ東西経済格差（西側の世帯収入は東よりも 33%多く、個人資産は 2 倍）が埋まらない現状<sup>193</sup>において、特に東ヨーロッパからの移民が最初に辿りつく旧東ドイツ地域州の負担はますます大きくなっている。そして、そのような地域では、反 EU を掲げる政党「ドイツのための選択(AfD)」も新たに勢力を急速に拡大している<sup>194</sup>。

このように、ドイツ連邦共和国は統一後も変容し続けている。このような状況の中で、今後、第二次世界大戦やホロコーストに関する「国民的記憶」が、いかなるものへと姿を変えるのか、そして維持されていくのか、今後さらに注目していきたい。

---

<sup>193</sup>AFPnews.(<http://www.afpbb.com/articles/-/3031049>) 「ベルリンの壁崩壊から 25 年、今もなお残る東西格差」2014 年 11 月 6 日の記事による。また NHK 国際報道の特集「壁崩壊から 25 年 東西の分断はいまも・・・」(<http://www.nhk.or.jp/kokusaihoudou/archive/2014/11/1107.html>) 2014 年 11 月 7 日の記事も参照(最終アクセス 2014 年 11 月 30 日)

<sup>194</sup>DIAMOND online(<http://diamond.jp/articles/-/61150?page=2>) 「東西統一 25 周年控えるドイツで噴出してきた“不都合な真実”」2014 年 10 月 27 日の記事による(最終アクセス 2015 年 1 月 20 日)

## 資料・参考文献表

### 研究論文・著書

#### (1) ドイツ語、英語論文・著書

- Angelika, Timm. "Ein ambivalentes Verhältnis Juden in der DDR und der Staat Israel" Mosche Zuckermann(Hg.). *Zwischen Politik und Kultur – Juden in der DDR*. Wallstein Verlag. 2002.
- Armstrong, John. *Nations before Nationalism*, The University of North Carolina Press. 1982.
- Arnulf, Kutsch. Einstellungen zum Nationalsozialismus in der Nachkriegszeit, in *Publizistik* 40. 1995.
- Assmann, Aleida. *Der lange Schatten der Vergangenheit, Erinnerungskultur und Geschichtspolitik*. C.H. Beck Verlag. 2006.
- Assmann, Jan. *Geschichtsvergessenheit. Vom Umgang mit deutscher Vergangenheit nach 1945*. Deutsche Verlags Anstalt. Stuttgart. 1999.
- Assmann, Jan. *Das kulturelle Gedächtnis, Schrift, Erinnerung und Politische Identität in frühen Hochkulturen*. C.H. Beck. Verlag. 1992.
- Astrid, Erll. *Kollektives Gedächtnis und Erinnerungskulturen*. J.B. Metzler Stuttgart/ Weimar Verlag. 2005.
- Becher, R Johannes. *Erziehung zur Freiheit Gedanken und Betrachtungen*. Berlin/Leipzig Volk und Wissen Verlag .1946.
- Birkmeyer, Jens/Blasberg Cornelia(Hg.) *Erinnern des Holocaust? Eine neue Generation sucht Antworten*. Aisthesis Verlag. 2006.
- Brandt, Susanne. "Wenig Anschauung? Die Ausstrahlung des Films Holocaust im westdeutschen Fernsehen(1978/79)" Christoph Cornelissen u. a.(Hg.) *Erinnerungskulturen Deutschland, Italien und Japan seit 1945*. Fischer Taschenbuch Verlag. 2003.
- Breuilly, John. *Nationalism and the State*. Second edn. Chicago: The Univ. of Chicago Press. 1993.
- Cerny, Jochen. *Erkunden oder aufarbeiten? Un/Arten des Umgangs mit deutscher Zeitgeschichte*. Utopie kreativ. 1994.
- Eckert, Rainer/ Sabrow, Martin(Hg.) *Whohin treibt die DDR-Erinnerung. Dokumentation einer Debatte*. Vandenhöck und Ruprecht. 2007.



- Elisabeth, Noelle-Neumann (Hg.). *Allensbacher Jahrbuch der Demoskopie 1978-1983*.  
Bund. 8. München, 1983.
- Allensbacher Jahrbuch der Demoskopie 1984-1992*. Bund. 9. München. 1993.
- Endlich, Stefanie / Wurlitzer Bernd. *Skulpturen und Denkmäler in Berlin*. Berlin.  
1990.
- Ernest, Gellner. *Nation und nationalism*. Cornell University Press. 1983.
- Fischer, Andreas. *Das Bildungssystem der DDR: Entwicklung, Umbruch und  
Neugestaltung seit 1989*. Darmstadt. 1992.
- Frei, Norbert. *Vergangenheitspolitik Die Anfänge der Bundesrepublik und  
NS-Vergangenheit*. Deutscher Taschenbuch Verlag. 1999.
- Friedrich, Walter/Hartmut, Griese (Hg.) *Jugend und Jugendforschung in der DDR  
Gesellschaftspolitische Situationen, sozialisation und  
Mentalitätsentwicklung in den achtziger Jahren*. Leske und Budreich. 1991.
- Garbe, Detlef. "Gedankstätten: Orte der Erinnerung und die zunehmende Distanz  
zum Nationalsozialismus" *Holocaust: Die Grenzen des Verstehens*. Hanno  
Loewy (Hg.). Reinbek. 1992.
- Gröhler, Olaf. "Der Holocaust in der Geschichtsschreibung der DDR" Bernhard  
Molfmann (Hg.) *Erinnerung zur Gegenwart des Holocaust in Deutschland  
– West und Deutschland-Ost*. 1993.
- Herf, Jeffrey. "Hegelige Momente Gewinner und Verlierer in der ostdeutschen  
Erinnerung an Krieg, Diktatur und Holocaust". Christoph Cornelissen  
u. a. (Hg.) *Erinnerungskulturen Deutschland, Italien, und Japan  
seit 1945*. Fischer Taschenbuch Verlag. 2003.
- Hermulin, Stephan. *Die Zeit der Gemeinsam*. Berlin Volk und Wissen Verlag. 1950.  
*Die Zeit der Einsamkeit* Volk und Welt Verlag. 1950.  
*Im Weg der Bolschewiki*. Volk und Welt Verlag. 1950.  
*Abendlicht*. Leipzig Aufbau-Verlag. 1979.
- Ines, Reich. "Das Bild vom deutschen Widerstand in der Öffentlichkeit und  
Wissenschaft der DDR" Peter Steinbach (Hg.) *Widerstand gegen den  
Nationalsozialismus* Akademie Verlag. 1994.
- Jung, Claere. *Aus der Tiefe rufe ich*. Berlin Aufbau-Verlag 1946.
- Kessler, Mario. "Zwischen Repression und Toleranz. Die SED-Politik und die  
Juden (1949 bis 1967)" *Historische DDR-Forschung Aufsätze und Studien*  
Jürgen Kocka (Hg.) Berlin Akademie Verlag. 1993.
- Kittel, Manfred. *Die Legende von der >Zweiten Schuld< Vergangenheitbewältigung*

- in der Ära Adenauer*. Ullstein. 1993.
- Klundt, Michael (Hg.) *Heldenmythos und Opfertaumel. Der Zweite Weltkrieg und seine Folgen im deutschen Geschichtsdiskurs*. Papy Rossa Verlag. 2004.
- Küchler, Stefan. "DDR-Geschichtsbilder Zur Interpretation des Nationalsozialismus, der Jüdischen Geschichte und des Holocaust im Geschichtsunterricht der DDR". Wolfgang Höpken (Hg.) *Internationale Schulbuchforschung/International Textbook Research*. Hahnsche Buchhandlung Verlag. 2000.
- Lais, Sylvia / Mende, Hans-Jürgen (Hg.) *Lexikon Berliner Straßennamen*. Haude & Spener. 2003.
- Lens, Claudia/Schmidt, Jens (Hg.) *Erinnerungskulturen im Dialog. Europäische Perspektiven auf die NS-Vergangenheit*. Unrast Verlag. Hamburg. 2002.
- Maaz, Hans-Joachim. "Zur psychischen Verarbeitung des Holocaust in der DDR" Berward Molfmann (Hg.) *Erinnrtung zur Gegenwart des Holocaust in Deutschland–West und Deutschland-Ost*. 1993.
- Marchetta, Maria. *Erinnerung und Demokratie, Holocaust-Mahnmale und ihre Erinnerungspolitik: Das Beispiel Ravensbrück*. Metropol Verlag. 2001.
- Maser, Peter "Juden und Jüdische Gemeinden in der Innenpolitik der DDR" Werner Bergmann, Rainer Erb (Hg.). *Schwieriges Erbe Der Umgang mit Nationalsozialismus und Antisemitismus in Österreich, der DDR und der Bundesrepublik Deutschland*. Campus. 1995.
- Morsch, Günter (Hg.) *Von der Erinnerung zum Monument*. Edition Hentrich Verlag. 1996.
- Phillips D. "Transitions and Traditions: Educational Developments in the New Germany in Their Historical Context" *Oxford Studies in Comparative Education*, Vol. 2 No 1. 1992.
- Puvogel, Ulrike (Hg.). *Gedenkstätten für die Oper des Nationalsozialismus. Eine Dokumentation*, Bd. 1. Bonn. 1999.
- Reichel, Peter. *Vergangenheitsbewältigung in Deutschland. Die Auseinandersetzung mit der NS-Diktatur von 1945 bis heute*. C.H. Beck Verlag. München. 2001.
- Rürup, Reinhard. *Nationalsozialismus, Krieg und Judenmord. Erinnerungspolitik und Erinnerungskulturen im Internationalen Vergleich, in Materialien zum Denkmal für die ermordeten Juden Europas*. 2005.
- Schmidt, Walter. *Das Zwei-Nationen-Konzept der SED und sein Scheitern:*

- Nationdiskussionen in der DDR in den 70er und 80er Jahren.*  
Gesellschaftswiss Verlag.2008
- Vatter,Christoph.*Gedächtnismedium Film.Holocaust und Kollaboration in deutschen und französischen Spielfilmen seit 1945.*Königshausen und Neumann Verlag.2009.
- Wanders,Fred .*Der siebente Brunnen.* Berlin/Weimar Aufbau-Verlag.1971.
- Wiegel,Gerd“Eine Vergangenheit die (nicht) vergeht” *Weiter erinnern?Neu erinnern?Überlegungen zur Gegenwart und Zukunft des Umgangs mit der NS-Zeit.* AK Erinnerungskultur in der Marburger Geschichtswerkstatt (Hg.) UNRAST Verlag.2003.
- Wolfrum,Edgar. “Die Suche nach dem » Ende der Nachkriegszeit« Krieg und NS-Diktatur in öffentlichen Geschichtsbildern der » alten« Bundesrepublik Deutschland” *Erinnerungskulturen Deutschland,Italien und Japan seit 1945.* Christoph Cornelissen.Wolfgang Schwentker(Hg.).Fischer Taschenbuch Verlag.2003.
- Zweig,Arnold.*Aufzeichnungen der Frau Hilde Hupperts über ihre Erlebnisse im Nazitodesland und ihre wundersame Errettung aus Bergen-Belsen.* Berlin Aufbau-Verlag .1947.

## (2) 日本語論文・著書・訳本

- 天野正治／結城忠他編『ドイツの教育』東信社.1998.
- アライダ・アスマン『想起の空間 —文化的記憶の形態と変遷—』安川基晴訳.水声社.2007.
- 『記憶のなかの歴史—個人的経験から公的演出へ』磯崎康太郎訳.松籟社.2011.
- アンダーソン・ベネディクト『増補 想像の共同体——ナショナリズムの起源と流行』白石さや・白石隆訳.NTT 出版.1997.
- アンダーソン・マルコム『戦後ヨーロッパの国家とナショナリズム』土倉莞爾・古田雅雄訳.ナカニシヤ出版.2004.
- 飯田収治「戦後ドイツにおける現代史教育と「過去の克服」—1980—83年の「大統領懸賞付きドイツ史生徒コンクール」を中心に—」『人文研究』第48巻.大阪市立大学文学部紀要. 1996.
- 「ドイツの「過去」を巡る忘却・記憶・学習—ノイエンガメ強制収容所記念遺跡の成立と展開」『人文論究』54巻4号.関西学院大学.2005.
- 「元ナチ強制収容所記念遺跡における集合的「記憶」の行方—ノイエンガメKZ 記念遺跡の場合—」『人文研究』55巻2号.関西学院大学紀要. 2009.

- 石田勇治『過去の克服ーヒトラー後のドイツー』白水社.2002.
- イッカーズ・G・ゲオルク「戦後ドイツの歴史意識と歴史学」早島瑛訳.『思想』No848. 岩波書店.1995.
- 井上茂子「西ドイツにおけるナチ時代の日常史研究-背景・有効性・問題点ー」『教養科学紀要』19号.東京大学教養学科編.1986.
- 岩崎稔「ヤン・アスマンの《文化的記憶》1 シモニデス・サークル」『未来』382号.未来社.1998.
- 「ヤン・アスマンの《文化的記憶》2 シモニデス・サークル」『未来』383号.未来社.1998.
- 「記憶と想起の多様なメタファー1 シモニデス・サークル」『未来』384号.未来社.1998.
- 「記憶と想起の多様なメタファー2 シモニデス・サークル」『未来』385号.未来社.1998.
- 「記憶と総基の概念に関する一試論ー「記憶論的回転」以後の思考のために」『ドイツ研究』43号.日本ドイツ学会.2009.
- ヴァイツゼッカー・フォン・リヒャルト『新版 荒れ野の40年』永井清彦訳.岩波ブックレット.NO.767.2009.
- ヴァインクラー・ハインリヒ・アウグスト「戦後からの決別ードイツ統一に関する省察」後藤俊明訳.『思想』No799.岩波書店.1991.
- ヴェルナー・ベルクマン.ライナー・エルプ他編著『「負の遺産」との取り組み』岡田浩平訳.三元社.1999.
- ヴォルフガング・イエーガー他著『ドイツ高校生教科書「ドイツの歴史」』中尾光延監訳.明石書店.2006.
- 鶴飼哲「時効なき羞恥ー戦争の記憶の精神分析にむけて」『現代思想』1号.青土社.1995.
- エングラール・ヴォルフガング『東ドイツの人々ー失われた国の地誌学』岩崎稔・山本裕子訳.未来社.2010.
- 大石紀一郎「現代ドイツにおける「記憶の文化」について」和田忠彦・三宅昭良編『権力／記憶』人文書院.2004.
- 大串隆吉「東ドイツの右翼急進主義と青年教育：何が問題だったのか」『人文学報』東京都立大学1995.
- 大澤武男『ユダヤ人とドイツ』講談社現代新書.1991.
- 『ユダヤ人最後の楽園ーワイマール共和国の光と影』講談社現代新書.2008.
- 大澤真幸『ナショナリズムの由来』講談社.2007.
- 大野亜由未『旧東ドイツ地域のカリキュラム変革ー体制の変化と学校の変化ー』協同出版.2001.
- 岡真理『記憶／物語』岩波書店.2000.
- 岡裕人『忘却に抵抗するドイツー歴史教育から「記憶の文化へ」』大月書店.2012.
- 小熊英二「「六八年」と「八九年」をどうとらえるか」『ゲシヒテ』第4号.ドイツ現代史研究会.2011.
- 香川壇「記憶の公共空間に介入するアートー歴史意識としての<証跡保存>」『ドイツ研究』43号.ドイツ学会.2009.
- 川喜多敦子『ドイツの歴史教育』白水社.2005.
- 「二〇世紀ヨーロッパ史の中の東欧の住民移動ードイツ人「追放」の記憶とドイツ＝ポーランド関係を巡ってー」『歴史論評』9号.校倉書房.2005.
- 川北稔・竹岡敬温編『社会史への道』有斐閣選書.1995.

- 姜尚中『反ナショナリズム』教育資料出版会.2003.
- 木谷勤「ドイツ民主共和国の学校制度と歴史教育」R・ダウ他著『ドイツ民主共和国 4・5. 世界の教科書＝歴史』木谷勤編訳.ほるぷ出版.1983.
- ギデنز・アンソニー『国民国家と暴力』松尾精文・木幡正敏訳.而立書房.1999.
- 木戸衛一「東の歴史をめぐる諸問題」『歴史学研究』青木書店.1993  
「ノスタルジーか自己エンパワーメントか」高橋秀寿・西成彦編『東欧の 20 世紀』人文書院.2006.
- 熊谷徹『ドイツは過去とどう向き合ってきたか』高文社.2007.
- 熊野直樹「戦争の記憶はいかに形成され、政治にどう生かすか？ -ドイツを事例に-」『長崎平和研究』No.28.長崎平和研究所.2010.
- ゲルナー・エルンスト『民族とナショナリズム』.加藤節監訳.岩波書店, 2000.
- コッカ・ユルゲン「一九八九年の革命と民族」.末川清、姫岡とし子、高橋秀寿訳.『思想』No799.岩波書店.1991.
- 小森陽一・高橋哲也編『ナショナルヒストリーを超えて』東京大学出版会、1998.
- 佐藤健生「遠ざかる過去をめぐる一歴史家論争後のドイツ」『思想』No833.岩波書店.1993.
- 佐藤成基「血統主義からの決別ードイツの国籍法改正と政治的公共圏ー」『社会志林』55 卷 4 号.2009.
- 司馬遼太郎『この国のかたち 二』文藝春秋.1993.
- 芝野由和「ドイツを例に「過去の克服」を考えるー近年のできごとから」『長崎平和研究』No.23.長崎平和研究所.2007.
- シュリンク・ベルンハルト『過去の責任と現在の法』岩淵達治他訳.岩波書店.2005.
- ジモーネ・レシッヒ「文化外交か歴史教育か？ -教科書対話と共通教科書に関する再考-」佐藤健生／フライ・ノルベルト編『過ぎ去らぬ過去との取り組みー日本とドイツー』岩波書店.2011.
- 末川清「西ドイツ歴史学の最近の動向ー「歴史家論争」の周辺ー」『立命館文学』504 号.1987.
- スミス・アントニー『ナショナリズムの生命力』高柳先男訳.晶文社.1998.
- 高橋哲也『戦争責任論』講談社.1999.  
『歴史／修正主義』岩波書店. 2001.
- 高橋秀寿「ナチズムを、そして二十世紀を記憶するということ」川越修、矢野久編『ナチズムのなかの 20 世紀』柏書房.2002.  
「ナショナリティ」矢野久・アンゼラム・ファウスト編『ドイツ社会史』有斐閣コンパクト.2001.  
『時空間の変容とドイツ現代社会の歴史的位相』平成 12 年度～平成 14 年度.文部省科学研究費補助金基礎研究の研究成果報告書.  
「社会主義国家の建国神話 - 『戦艦ポチョムキン』から『グッバイ、レーニン!』まで」高橋秀寿・西成彦編『東欧の 20 世紀』.人文書院.2006.
- 武井彩佳『戦後ドイツのユダヤ人』白水社.2005.
- 谷川稔『国民国家とナショナリズム』山川出版社.1999.

- 田村栄子「「ナチズムと近代」再考 ―最近の日本におけるナチズム研究について―」『歴史論評』校倉書房. 2004.
- 田村光彰『ドイツ二つの過去』技術と人間.1998.
- ダン・オットー『ドイツ国民とナショナリズム 1770-1990』末川清・姫岡とし子・高橋秀寿訳編.名古屋大学出版会.1999.
- 坪井秀人『戦争の記憶をさかのぼる』ちくま新書.2005.
- ドイツ統一委員会編『社会主義への歩み―東独に関する 250 の疑問―』清水克也訳.理論社.1954.
- 中本 真生子 『アルザスと国民国家』晃洋書房.2008.
- 永井清彦「東ドイツにおける Nation 論の変貌とドイツ政策」『総合研究所報』第 12 号. 桃山学院大学.1986.
- 『ヴァイツゼッカー演説の精神 ―過去を心に刻む―』岩波書店.1991.
- 西川長夫『増補 国境の越え方』平凡社.2001.
- ハットン・パトリック「現代史学における記憶の位置付け」『現代思想』1 号.村山敏勝訳. 青土社.1995.
- ハーバーマス・ユルゲン／ノルテ・エルンスト著『過ぎ去ろうとしない過去―ナチズムとドイツ歴史家論争―』徳永洵他訳.人文書院.1995.
- 「ドイツはノーマルな国になったのか」三島憲一訳『思想』No832.岩波書店.1993.
- バヨール・フランク／ディータ・ポール『ホロコーストを知らなかったという嘘』中村浩平・中村仁訳.現代書館.2011.
- 平野洋『ドイツ右翼の系譜』現代書館.2009.
- フィルマー・フィリッツ編著『岐路に立つ統一 果てしなき「東」の植民地化』木戸衛一訳.青木書店.2001.
- 福井憲彦「国民国家の形成」『岩波講座現代社会学第 24 卷―民族・国家・エスニシティ』岩波書店.1996.
- 福間良明『「戦争体験」の戦後史 世代・教養・イデオロギー』中央新書.2009.
- 藤原帰一『戦争を記憶する―広島・ホロコーストと現在―』講談社現代新書.2001.
- フット・E・ケネス『記念碑の語るアメリカ―暴力と追悼の風景』和田光弘他訳.名古屋大学出版会.2002.
- フルブルック・メアリー『二つのドイツ 1945-1990』芝健介訳.岩波書店.
- ブルマ・イアン『戦争の記憶 日本人とドイツ人』石井信平訳.ちくま学芸文庫. 2003.
- ベック・ウルリヒ『危険社会―新しい近代への道』東廉訳.叢書・ユニベルシタス.1998.
- ベルンオホナー・ルードヴィッヒ. アンリ・ダニエル他監修『ドイツ・フランス共通歴史教科書―1945 年以後のヨーロッパと世界』近藤孝弘.福井憲彦他訳.明石書店.2008.
- 星野治彦「「歴史家論争」の向こう側で―ドイツ民主共和国におけるアイデンティティ形成の試行―」『歴史論評』4 号.校倉書房.1989.
- ホブズボウム・エリック『創られた伝統』前川啓次・梶原景昭他訳.紀伊國屋書店.1992.
- 松尾精文／佐藤泉／平田雅博編『戦争記憶の継承』社会評論社.2011.
- 松本彰『記念碑に刻まれたドイツ：戦争・革命・統一』東京大学出版.2012.
- 「ドイツ記念碑論争 1985 - 2008」『ドイツ研究』43 号.ドイツ学会.2009.
- 三島憲一編訳『戦後ドイツを生きて 知識人は語る』岩波書店.1994.
- 『現代ドイツ―統一後の知的軌跡―』岩波新書.2006.

- 村上俊介「DDR ノスタルジー？－統一後 5 年後・ユルゲンコッカの時論」『専修大学経済論集』第 30 巻第 2 号.1995.
- 「ナチズムへの抵抗運動と戦後ドイツ－遺産の継承の仕方」『専修大学社会科学研究所月報』No.379.1995.
- 望田幸雄『ナチス追及』講談社現代新書.1990.
- 山名淳「追悼施設における「過去の克服」－＜第二次抵抗＞としての「追悼施設教育学」について」『ドイツ過去の克服と人間形成』 對馬達雄編著.昭和堂.2011.
- ルナン・エルンスト他著『国民とは何か』 鶴飼哲他訳編.インスクリプト.1997.
- 米沢薫『記念碑論争.ナチスの過去を巡る共同想起の闘い.1988～2006』社会評論社.2009.

## 教科書

### (1) 東ドイツの歴史教科書 (出版社は全て Volk und Wissen 社)

- Lehrbuch für Geschichte 8.* 1956.
- Lehrbuch für Geschichte 9.* 1960.
- Lehrbuch für Geschichte 10.* 1960.
- Lehrbuch für Geschichte 9.* 1966.
- Lehrbuch für Geschichte 10.* 1966.
- Geschichte Lehrbuch für Klasse 9.* 1970/77.
- Geschichte Lehrbuch für Klasse 10.* 1970.
- Geschichte Lehrbuch für Klasse 9.* 1985.
- Geschichte Lehrbuch für Klasse 10.* 1985.
- Geschichte Lehrbuch für Klasse 9.* 1988.
- Geschichte Lehrbuch für Klasse 10.* 1988.
- R・ダウ他著『ドイツ民主共和国 4.世界の教科書＝歴史』木谷勤編訳.ほるぷ出版.1983.
- R・ダウ他著『ドイツ民主共和国 5.世界の教科書＝歴史』木谷勤編訳.ほるぷ出版.1983.

### (2) 西ドイツの教科書

- Hans Ebeling/Wolfgang Birkenfeld『世界の教科書シリーズ 15. 西ドイツIVその人々の歴史』成瀬治他訳.帝国書院.1973.

映像資料及びインターネット資料（全て 2015 年 8 月最終アクセス）

NHK ETV 特集『シリーズ歴史教科書』「第 2 回：社会主義とはなんだったのか」1997.

時事ドットコム：ベルリンの壁崩壊 20 周年特集

[http://www.jiji.com/jc/v2?id=20091106berlin\\_wall\\_03](http://www.jiji.com/jc/v2?id=20091106berlin_wall_03)

[http://www.jiji.com/jc/v2?id=20091106berlin\\_wall\\_13](http://www.jiji.com/jc/v2?id=20091106berlin_wall_13)

Orte der Erinnerung1933-1945“

<http://www.ns-dokumentationen-berlin-brandenburg.de/>

Gedenkstätte Buchenwald und Mittelbau-Dra. <http://www.buchenwald.de/>

“STOLPERSTEINE” 「躓きの石」プロジェクトのページ <http://www.stolpersteine.com>

ミュンヘン地区プレート記念碑製作者のページ

<http://stih-schnock.de/remembrance.html>